

人口増強興亞の基

人口問題研究

第四卷 第二號

昭和十八年二月刊行

調査研究

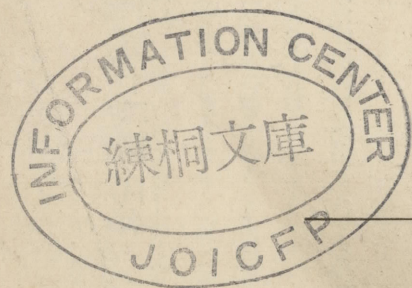
民族優生の目的と方法(一)……………横田 年(一)
本邦に於ける結核感染状況並に之が結核死亡率率との關係……………良田圭子(八)

彙報

行政事務簡素化具體化の爲にする重要事業場勞務管理令施行規則其の他の省令中改正の件公布——學校卒業者使用制限令施行規則中改正の件公布——賃金統制令施行規則中改正の件公布——健康保險及國民健康保險の保險醫及保險藥劑師の指定に關する件公布——勞働者災害扶助法施行令中改正の件公布——農業團體法の公布——厚生省人口局の健民特別指導地區設定に關する要綱その他の決定——獨逸に於ける強制勞務令の公布——伊太利に於ける女子徵用制度の制定

文獻

邦文人口問題關係文獻(三三)



厚生省研究所

人口民族部

人口問題研究

第四卷 第二號

研究資料

民族優生の目的と方法 (二)

横 田 年

私は此の小論に於て日頃考へてゐた民族優生上の私見を纏めて見た。理論考察の進行過程には甚だ未熟なものがあつて全く誤謬無きを保し難い。大方の御教示を待つ次第である。

一、民族優生の目的

優生學は人類遺傳學を基礎として種々の淘汰作用を利用する事により人類を進化の方向に進ましめんとする應用科學である。そして之を創始したゴールトンにしても其後輩出した多數の優生學者にしても、其の思想の根

民族優生の目的と方法(一)

柢には己が屬する民族又は國民を愈々優秀ならしめんとする理想を抱懷してゐたのであるが、元來人類遺傳學は其の研究の手段としてこそ多數觀察を行ひ統計的處理を爲すが、研究方法の本質としては解析的研究即ち例へば二三の遺傳形質の組合せによる子孫の形質の變化の追究とか或は家系的研究等の方法を用ふる爲に主として個體の遺傳的觀察に主眼點が置かれ、従つて此の人類遺傳學に基く優生學も其の大きな目標としては民族の優生を掲げてゐるが、實踐的理論に於ては屢々個人的優生の立場から見た考へ方が混入し、迷路に踏み入つてゐるのではないかと思はれることがある。

若しも個人の優生の如き見地が許されるものならば、其の様な優生と明確に區別する爲に民族優生と云ふ言葉へは數年前本邦で民族衛生と優生の兩語を結び付けて造られたものであるが、を別に定義し使用する事は決して無意義ではないと思ふ。

扱、民族優生の目標とする處が民族中の優秀健全なる人々を増加せしめ劣悪なる人々を減少せしめんとするに在る事は言ふ迄も無いが、之を更に遺傳生物學的に具體的に表現すれば、民族中の優秀健全なる遺傳子の割合を増加せしめ劣悪なる遺傳子を可及的排除する事であると言ひ得るであらう。此の二つの表現(現象型的と因子型的)は同一の理想を單に言ひ變へたに過ぎないのであるが、其の實行の方法に於て相矛盾するかの如き感を與

へる事があるのであつて、此の點に就ては後段に詳説したいと思ふ。

民族優生の意圖する輪廓をより明かにする爲に私は此處に個人的優生との比較を若干の通俗的比喩によつて説明しよう。

個人的優生として考へられる處は或個人が己れよりも優秀な配偶者を得てより良き子孫を得んとする事であらう。斯くの如き立場に於ける個人優生は民族優生とは何等の關聯をも有せず時に矛盾する事さへ有り得る。例へば此處に一人の未婚男子があつたとし、之が配偶を求むる時に己れより優れた素質を有する女子を選択せんとする事は、其の男の立場からすればより良き子孫を得て己が血統を優良ならしめんとする心情から出たものであつて常識的には優生的と考へられ易い。一步を譲つて斯くの如き場合を其の男の個人優生に適つたものとしても、直ちに之を民族優生的なりと稱する事は出来ない。何となれば結婚年齢及び出産力に差異なき限り此の凡凡たる男が優秀なる女子を配偶に得ようが或は己れと等しく平凡なる女子を得ようが、民族全體に於ける此の男の有する遺傳子の増殖の割合には何等の差異も認められないからである。此の男の遺傳的素質が平均以下である場合には寧ろ同様平均以下の女性を妻とする方が民族優生的なりと考へられる理由さへ存する(後段参照)。更に極端なる場合を例にとれば、或家の長男に低能にして魯鈍或は癡愚とも診斷せらるべき未婚男子があり、其の家の血統を維持せんが爲に親族相計つて之に頭腦優れたる一女性を妻合せ以て優生的結婚を行ひたりとする場合も世の中にはあり得るが、斯くの如きは精神薄弱(低能)の遺傳子を民族の血の内に保存し更に増殖して行く事となる故全く民族優生に反することと言はねばならぬ。

個人優生は又相互の間にて相対し反撥する事が有り得る。同程度の遺傳的素質の者同士が結婚する場合は夫々の個人優生的立場より見た價值

に於て相等的いが、配偶兩者の素質に相當の懸隔が有る場合は劣等なる者の側より見れば優生的であるが、より優れたる者の側よりすれば非優生的なりとされよう。併し民族優生的には何れの場合も同一であつて、たゞ配偶たらんとする男女の結合により現象型に於て良き子孫を産み得るや否や、及び其の男女の有する遺傳子が相共に民族中に於て増殖する事が民族全體にとつて好ましきや否やが問題となるのみである。

個人優生的立場は斯くの如く相對的のものであり絶對的の價値の無いものであるから、大にしては國策の上に於て優生學の方策を決定するに際しても小にしては結婚相談等に於て個人優生の忠告を與へんとするに際しても、常に確固たる民族優生的見地に於て行動すべきであつて毫も個人優生を省みてはならぬものと私は考へる。

以上述べ來つた様な民族優生の目的に私は更に次の如き重要な一事項を附加したいと思ふ。それは我々日本民族が代々遺傳して來た民族的特徴(民族優生が遺傳生物學の見地に立つものであるから此の民族的特徴に就ても此の場合生物學的表象に限る事としたい。従つてたとへ精神的特徴であつても生物學的に遺傳し得る形質に就ては此處で論ずるのである。其他の文化的特徴は民族優生の關する範圍に屬しないものであつて他の科學の分野に於て論ぜられるべきである)を永遠に我々の子孫に傳へて行く事である。斯くの如く我々日本民族の有する遺傳生物學的民族的特質を我々の子孫への遺産として永へに傳へて行かうとする努力こそは民族優生の目的の中でも寧ろ第一義的の意義を有するものである。何となれば民族中の優秀健全なる人々を増加し劣悪なる人々を阻止する事のみが民族優生の目的であるならば、之は一定の民族の理想とするに越するのみならず、世界人類の等しく望む處であつて寧ろ人類優生と稱する方が至當かも知れない。

い。それにも拘らず我々が民族優生を主張する所以は我々が前述の如き崇高なる理想を常に抱いてゐるからである。今日我々が選ぶべき民族優生の諸方策も此の見地に立脚してこそ初めて正當なる方法への道を知る事が出来る。例へば大東亞共榮圈建設の途上に於て最も重要な問題として論議されてゐる日本民族と他民族との混血の問題も、單に民族の質の見地からのみ云々すれば、方法如何（例へば他民族の内でも遺傳生物學的に特に優秀なるもののみ日本民族との混血を許可する等の如き）に依つては混血により日本民族が特に著しき損失を蒙る事が無いばかりでなく、或種の形質に就ては寧ろ混血を利益とする場合も理論的には無きにしも非ざること（即ち雜種強勢の現象）は今日迄の多くの諸學者の業績を検討して推論し得る處であるが日本民族の特質を我々の子孫の血の中に永遠に保持せんとする目的からすれば、混血によつて此の遺傳的特質が稀薄になる事は當然であるから、我々は斯くの如き意義に於ける民族優生の立場に於て斷乎として混血に反對し得る理論的根據を見出し得るのである。

二、配偶選擇による淘汰の民族優生の意義

人口中に於ける遺傳子のヘテロ化とホモ化

配偶選擇による淘汰の民族優生の價値は從來非常に重要視されてゐるが、之が如何なる機轉によつて淘汰を進行せしめるかに就ての分析は未だ十分に行はれてゐたとは言ひ難い。

配偶選擇による淘汰の方法を我々は大體二つの種類に分ける事が出来る。第一の方法は人口を構成する各個體が夫々より優秀なる異性或は優秀なる家系に屬する異性を配偶に求めんとし、他方劣悪なる遺傳的素質を有する異性若くは有するらしく見える異性をなるべく避けんとする事である。

民族優生の目的と方法(一)

り、第二は血族結婚或は更に廣範な意義を有する同族結婚による方法である。

私は先づ顯性遺傳を爲す形質に就て斯くの如き配偶選擇が如何なる影響を及ぼすかを検討し、次で潛性遺傳形質に論及し度い。又論旨の複雑化を避ける爲に單顯性遺傳と單潛性遺傳に就てのみ論ずることとする。其の他の遺傳形式に關しても多くは此の兩者の結論から歸納し得る事と思ふ。

扱、今此處に顯性遺傳の型式を取る何等かの形質があつたとする。或人間の因子型が此の形質に關しホモ（一對の遺傳子が相同であること）であつてもヘテロ（一對の遺傳子が非相同なること）であつても、顯性遺傳を爲すのであるから此の遺傳子を有する者の現象型は常に此の遺傳子の性質を表現してゐる。（發現率の低い顯性遺傳の場合を除く）若しも此の形質が民族にとつて好ましきものであるならば、此の形質を有する者が結婚し子供を産むことにより因子型がホモであつた場合は一〇〇%、ヘテロであつた場合は二分の一の割合に於て子孫に因子型に於ても現象型に於ても此の形質が遺傳するのであるから、當然我々は斯くの如き者の結婚を奨勵し同時に多産たらしめねばならない。又我々が何を増殖せしめねばならぬかと云ふ對象を探し出すにも甚だ簡單であつて現象型に於て此の形質を有する人々のみに關心を有すれば良いのである。

逆に此の顯性遺傳形質が民族にとつて甚だ好ましからざるものである場合も、我々は此の形質を現象型に於て有する人々のみを目標とすれば良いのであつて之等の人々の結婚禁止或は斷種等により容易に民族優生上の目的を達する事が出来る。

顯性遺傳形質に就ては斯くの如く配偶淘汰に於てとるべき方法が實に明瞭に示されてゐるが、之に反し潛性遺傳を爲す形質に就ては其の向ふべき

處は明かなるにも拘らず、淘汰の方法に於て屢、混迷に陥り易い。

例へば或形質があり之が特に優秀なるものは潛性遺傳を爲し、平凡なものもは顯性遺傳を爲すものと假定しよう。すると此の形質に關し現象型に於て優秀なる人は其の因子型に於て優秀なる性質を有する潛性遺傳子がホモとなつてゐる筈であり、現象型に於て平凡なる性質を有する人々は其の因子型に於て平凡なる性質を有する顯性遺傳子に關しホモであるか或はヘテロであるかの何れかである。今民族優生の立場に於て現象型に於て人口中の此の優れたる性質を有する人々を増加せしめる爲には、第一に此の潛性遺傳子に就きホモである處の優秀なる人々の結婚を奨勵し多産たらしめねばならない。此の潛性遺傳子に關しホモの個體が同じくホモである個體と結婚するか或は少くともヘテロである個體と結婚すれば、其の産むべき子供にも此の潛性遺傳子に關しホモである個體の出現を期待する事が出来るが、若し顯性遺傳子に就きホモなる個體と結婚するならば、其の子供には此の潛性遺傳子に關しホモの個體は全く生じ得ず、孫或は其以後の子孫に於て他の劣性遺傳子と遭遇する事により始めて現象型に於て優秀なる子孫を生じ得るのである。若しも此の優れたる潛性遺傳形質が甚だ稀なるものであるならば、其のホモなる個體が他の平凡なる個體と結婚し、更に其の間に産れた子孫が夫々他の系統に屬する人々と結婚する時は、此の遺傳子は無数の人口の中に分離擴散し、之を再び結合せしめる事は容易な業ではなく殆ど不可能なりと稱してもよいであらう。此の潛性遺傳形質に關しホモなる個體を人口中に可及的多數出現せしめ、同時に明確に其の遺傳子の所在を知る爲には、此の遺傳子を有する人々(ホモなる人々)又は有すると思はるゝ人々(ヘテロなる人々)が相互に結婚し得る如き機會を作らねばならない。其の爲にはホモなる個體の屬する血統の人々が相互に結婚する事

が必要であり、従つて狭い意味に於ては血族結婚(法律上禁止されたる範圍を論ずるものに非ず)、より廣い意味に於ては同族結婚が必要となつて來るのである。勿論此の様な血統が多數存在するならば敢て血族結婚に依らずとも其等の血統相互の間に婚姻關係が生ずる様にすれば良い。

以上の場合と逆に或形質を正常ならしむる遺傳子が顯性遺傳形式となり、其の形質を民族の爲甚だ好ましからざる劣悪なる性質として表す様な遺傳子が潛性遺傳の形式をとる場合は如何であらうか。此の場合は最も議論が沸騰する處である。現象型に於て此の劣悪なる性質を有する人々の因子型は劣悪なる性質の遺傳子(潛性)に關しホモであり、正常なる性質を有する人々の因子型は正常なる性質の遺傳子(顯性)に關しホモであるか又はヘテロ(潛性因子と顯性因子を一個づゝ有する)である。民族優生上から劣悪なる性質を有する人々を減少せしむる爲には先づ潛性因子に關しホモなる人々の結婚を禁止するか或は斷種(現行國民優生法の目的とする如く)しなければならぬ。現象型に於て斯くの如く劣悪なる人々に對する處置に關しては今日何人も異論が無いのであるが、因子型に於て此の一個の潛性遺傳子を有するヘテロの人々の結婚に對する多くの人々の考へ方に就て私は疑問を抱いてゐる。若しも之等のヘテロの人々が所謂優生學的指導により、同一血族の人々と結婚して此の遺傳子が重複し其の子供の現象型に於て劣悪なる性質を有する者を出す事を避けん爲に、此の遺傳子が恐らく存在しないであらうと思はれる他の血統に屬する人と結婚せんと努めるならば、成程一時は現象型に於て劣悪者を出す頻度が少くなる如く見えるが、決して本質的に其の遺傳子が減少したのではなく、寧ろ斯くして此の遺傳子は殆ど何等の淘汰も受けることなく人口中に擴散し漸次増殖して行く事となる。即ち此の劣悪なる遺傳子に關しヘテロならんと思はるゝ人々を相

互に結婚せしめざる如き方針は正常なる人々の犠牲に於てヘテロの個體を増加せしめるものであり、全く民族優生に反する方法と言はねばならぬ。私は之に反し、ヘテロの個體を可及的相互に結婚せしめ其の子孫に生じ來れるホモの個體を國民優生法により斷種する事により眞に民族優生の目的を達し得るものと考へてゐる。(之により現象型に於ては一時的にホモの個體の増加を見るかも知れない。併しヘテロの個體は漸次減少するのであるから窮局に於てホモの個體も本質的に減少して來る。)此の爲には現象型に於て劣悪なる形質を有する人の一族の人々の間に於て結婚が行はれる如く指導すべきであり、従つて之等の人々の間に於ける血族結婚又は同族結婚が望まじきものと考へるのである。又若し此の様な血統が多數存するならば敢て血族結婚によらずとも之等の血族相互の間に結婚が行はれる様になれば良い。

以上を要約すれば、形質の優劣如何を問はず血族又は同族結婚を避けしめんとする今日の方向は寧ろ無選擇結婚に一致するものであり(多數の人口が相互に無選擇に結婚する場合は血族結婚の行はれる頻度は非常に僅かなものとなる)、人口の遺傳子のヘテロ化を招來するものであり、従つて人口の平均化、均質化を招くものである。

以上の如く良き遺傳子をホモにする事により現象型に於て優秀なる個體を増加せしめ、悪き遺傳子をホモにする事により現象型に於て劣悪なる個體を出現せしめ之を淘汰の目標とする(此の兩者を合せて人口の遺傳子のホモ化と稱したい)事は民族優生上採るべき一つの手段ではあるが、之のみでは優秀健全なる個體を積極的に増加せしめる事は出來ない。何となれば若しも一般人口の結婚年齢と出産力が其等の人々の質的差異により何等差別無きものとすれば、或形質に關する遺傳子がホモにならうともヘテロ

にならうとも其の遺傳子の人口中に於ける増加の割合には全く變りがないから、ホモの個體を増加せしめると同時に因子型に於ける優秀なる遺傳子の割合を増加せしめる事は不可能である。遺傳子の割合自身をも増加せしめる爲には之を有する人々の結婚年齢を早め出産力を平均以上に強めねばならないのである。

人口の遺傳子のホモ化を必要とする事に就て私は更にもう一つの論據を持つてゐる。今日世界中に見る如き多數の夫々特徴ある人種(たとへそれが殆ど純粹のものを見出し得ない迄に混血してゐるとは言つても、或基本型に屬する相似の形質を有する人種群に分類する事は可能である)が太古に於て生じたのは恐らく極く狭い範圍の地域に部族が相互に隔離して住んでゐる間に突然變異により今日の人種の夫々の祖先が生じ、之が長い間其等の種族の間のみで結婚し増殖して行つた爲であらう。今日も此の様な突然變異(勿論人間の有する形質全部の突然變異ではなく、或一部の形質例へば毛髮の色の如きものでも)が人々の間に起りつゝあることを否定し得る根據はない。例へば一組の黒髮の夫婦の間に突然赤毛の子供が生れることがある。之は赤毛に關する潛性遺傳子を此の夫婦兩人が持つてゐる事が偶然一緒になつた爲に赤毛の子供を生じたものと一般に説明してゐるし、又實際其の様な場合が大部分であらうが、理論的には其の中に突然變異により赤毛を生じた場合も想定し得ると思ふ。若しも此の様な事が太古に於て而も周圍から隔絶された地域で起つたものならば、當然此の子供達自身又は其の子孫の間に血族結婚が行はれるから、此の赤毛の遺傳子は長く保存され、而も環境が特に赤毛の人々の増殖に有利ならば遂には多數の人口に増殖し、今日の人種と稱し得る程の數を有するに至ることも可能であつたかも知れない。併し現在では偶、突然變異により新しく或種の形質

が生じても忽ちにして此の遺傳子は人口中に擴散してしまひ、其の行方を知る事が出来なくなる。即ち今日の世の中では新しい人種の出現は到底期待し得ないのである。

それはさておき、現在の人類の間に突然變異が起りつゝあることは、種の遺傳病が自然淘汰や社會淘汰により減少しつゝある筈であるのに時代の経過と共に減少せざるのみか寧ろ増加する勢さへ見られる（之を専ら之等の遺傳病を有する人々の特に著しき出産力に歸する事は無理であらう）のは人口中之等の疾病の遺傳子が常に突然變異により新しく發生しつゝある爲であると説明すれば了解出来る事によつても納得出来るし、又抑も之等の遺傳病の遺傳子が何れも最初は突然變異により生じたものであることは疑ひないことであるから、同様の事實が今日に於ても起りつゝある事を否定し得ないであらう。劣悪なる遺傳子の突然變異による新たな發生を肯定し得るものならば、正常なる形質に就ても又優秀なる形質に就ても突然變異による新しき出現を期待し得られる。若し斯くして生じた新しき優秀なる形質が潛性遺傳の型式をとるならば、今日の如く血族結婚を排斥してゐる時代に於ては折角生じた良い遺傳子もホモになり得ざる爲に現象型として表面に現れる機會を逸し、多數の人口中に擴散して宛も大海の中に一握りの精製せる鹽を溶かした如くに何處に行つてしまつたか判らなくなるのである。殊に人口の數が増加し配偶選擇の範圍が廣くなる程此の稀らしき突然變異により生じた遺傳子同士が相會してホモになる確率は殆ど零に等しい。ホモになり得なければ我々は此の遺傳子をヘテロとして有する個體を外觀上判別する事が出来ないものであるから其の在處も知り得ず、從つて之を増殖せしむべき途も無いわけである。

現在の科學の程度では人工突然變異により人間の有する遺傳子を優秀化

せしめることは不可能であるし近い將來に實現し得べしとも思へないから、せめて自然的に生じた突然變異のみでも之を捕へて増加せしめて行く事は今日我々のとるべき義務ではなからうか。

而して此の自然的突然變異により生ずる優秀なる潛性遺傳子をホモにする方法は之こそ血族結婚を描いて他に求める事は全く不可能である。

以上の様な見地から私は屢、優生學者の間に見受けられる處の血族結婚阻止の意見に反對するものである。勿論血族結婚の危險を説く人々も、之により新しき劣悪なる遺傳病が生ずるのではなく、たゞ二つの劣悪なる性質を有する潛性遺傳子がホモとなる確率が大である事に立脚してゐるのであるが、成程血族結婚の或場合は其の當事者にとつては其の子供に劣悪なる形質を有する個體を生ずる危險が有り得るから、其の個人の優生的立場に於ては血族結婚は否なりと爲し得るかも知れないが、此の場合に於てさへも民族優生的の大きな見地からすれば淘汰の進行を速かならしめ得る機會を掴む事が出来るのであつて、血族結婚を危險なりとする能はざるのみならず、寧ろ淘汰の重要な一手段と考へ得るのである。

此の様に血族結婚が民族優生上頗る有利な淘汰方法である事が一般に了解されても、一般人口の血族結婚頻度が今日以上に高率になる様な時は恐らく來ないであらう。何となれば通婚範圍は時代の進むに伴つて愈々擴大して行くものであつて、往時の如く交通が比較的制限されて居り極く小範圍の地域内で結婚が行はれてゐた頃、而も其の民族の間に血族結婚に關する何等のタブーも存せざりし場合には其の頻度は相當に高率であるが、近代文明の發達と共に人口の移動が頻繁に行はれることにより配偶選擇の範圍が擴張し、就中都市の膨脹は周圍の農村を始め各處から莫大な人口を流入せしめる結果、其處には相互に近親的血縁關係の比較的稀薄な人々の集

團を生じ、従つて血族結婚或は同族結婚の行はれる機會は非常に減少する。斯くして放置しておいても血族結婚は將來愈々少くなるべき運命にあるが、之に拍車をかけるが如き今日の血族結婚否定の傾向は私の考へる處では誠に遺憾なりとせざるを得ない。たとへ大都市に居住する人々の間に於ても、血族結婚と迄行かずとも少くとも己れと郷里を等しくする人々との間に於て同族結婚を行ふ様な氣風を作り上げてゆきたいものである。

人口に於ける遺傳子のホモ化を達成する方法は此の様な血族結婚又は同族結婚のみではない。或形質に就て優秀なる者は優秀なる者同士、平凡なる者は平凡なる者同士、劣等なるものは劣等なる者同士の間に於て結婚せしめる如き方法もホモ化を實現する一つの淘汰手段である。世俗的には己れよりも優秀なる素質を有する者を配偶に選ぶことを以て優生的なりとされ易いが、民族優生上からは之を全面的に肯定する事は誤謬であつて、寧ろ己れと相等しき素質を有する者を配偶に求めしむる方がより民族優生的なりと考へられる。

動物の間に於ける配偶選擇による淘汰が何故に其の種の進化に役立つかと言ふに、彼等(多くは雄性)の間に於て最も強大なもの又は最も異性の注意を集め得るものが最も生殖の機會を得るに反し、多數の劣弱な又は異性に對し魅力少きものは全く生殖の機會を得られない爲、之を幾世代も繰返す間に一定の方向に進化して行くのである。人類に於ても未開なりし頃は之と略、同様の事實が見られたのであるが、今日の如き文化諸國の間では一夫一婦制度の確立と可及的總ての人をして配偶關係に入らしめんとする方針と、之に加ふるに男女兩性の數的比率の略、相等しきことにより前述の如き配偶選擇は民族優生的には餘り意味が無くなつたのである。然るに一般の人々が配偶選擇が著しき効果がある如く誤解してゐるのは専ら自己

民族優生の目的と方法(一)

中心に考へてゐるからであつて、總ての人をして婚姻せしめんとする場合は個人の間の競争が民族全體の上に及ぼす影響は非常に微弱なものとなつて来る。何となれば甲なる男が優秀なる女子を得るも平凡なる女子を得るも甲の有する遺傳子の民族全體に於ける増殖の割合には何等の差異も無いし、又逆に之等の女子の有する遺傳子の増殖の割合にも變りがないからである。勿論、配偶選擇の競争の結果、遺傳的に質の良い者程早く結婚して多數の子供を産み、素質が劣る程婚期が遅れて子供の産み方が少い様な現象を生ずるならば、甚だ有意義であるが、現實の状態は之と全く逆であつて、選擇に長い時間を費すものは多くは比較的優秀なる人々であり、優秀ならざる人々の方が寧ろ早婚である如き事實を屢々見受けるのである。

又、若しも何等かの事情により男女兩性の内の一方の人口が他方に比して著しく少い様な状態を現した時には、少い方の性に屬する者が己れより優秀なる異性を求めても、數的割合から見ても不均衡でないばかりでなく、民族優生的と稱し得る事も有り得ようが(劣等なる者が過剩となつて配偶を得られない爲に)、男女兩性の數が略、相均衡してゐる時は前記の如き事情により却つて優秀なる人々の晩婚と出産率低下を招くことも起り得る。

私は併し配偶選擇を全然無價値なりとするものではなく、或形質につき優秀なるものはなるべく己と同價値なるものと結婚して次代の人口の現象に於て可及的多數の優秀者を輩出せしむる様にすべきであると考へるのであつて、配偶選擇を單なる個人優生の手段としてのみ觀るべきではないと主張するものである。要するに己れに應じき配偶を選ばしむることこそ眞に民族優生的なりと言ひ得るであらう。

調査資料

本邦に於ける結核感染狀況竝に

之が結核死亡率との關係

良田圭子

周知の如く結核豫防は人的資源獲得に重要な役目をなすものであつて、これには結核の感染を完全に防ぎ得れば問題はないのであるが只今の日本の現状に於ては不可能である。而して傳染源である患者を隔離し且つ消毒の勵行によつて可及的に感染の蔓延を防止すると共に他方に於ては感染者を發病させぬ様に力を盡し、又發病したものは速かに發見して早期に治療し、排菌者を作らぬ様にしなければならぬ。このために集團檢診竝に豫防接種の實施が各方面に於て勵行される様になつて來たことは喜ばしい限りである。

さて此の集團檢診にて感染者を知り、又非感染者に豫防接種を行ふ上に必要缺くべからざる指針となるものは「ツベルクリン」反應である。この

「ツ」反應の檢査成績は先進諸家によりて多數の報告があり殊に近年各方面にて非常に精密な調査が行はれてゐる。余は之等諸氏の近年數年間の報告を地方別年齢別に集計して各地方の狀態を觀察して見ることとしたのでその概略を述べ様と思ふ。

二

「ツベルクリン」反應の檢査法に就ては諸家によりて統一を缺き第一表に示すが如く「ツベルクリン」液の稀釋度に於ても一千倍液を使用する者二千倍液を使用する者、又五千倍液をよしとする者あり、又判定時間も二十四時間或は四十八時間等判定方法は發赤のみを以てし或ひは發赤並に硬結を以てするもの又發赤の大きさも五耗以上を陽性とし、或は六、七耗等あるも近年に至りては十耗以上を陽性とするものが最も多い。

第一表 ツ氏反應施行法

稀釋度	報告數	注射量	報告數	判定時間	報告數	判定標準	報告數
100倍	2	0.1cc	1	48時間	1	5mm	1
1000倍	18	0.1cc	18	24時間	6	5mm	5
				48時間	9	7mm	1
2000倍	49	0.1cc	49	24時間	5	5mm	5
				48時間	43	7mm	22
						8mm	2
5000倍	1	0.05-0.1cc	1	48時間	1	5mm	1
						7mm	1
						10mm	16

之等區々たる成績を一括集計することは甚だ不合理なるも蔓延状況の概略を知るよすがともならんかと思惟し「ツ」一千倍稀釋液接種後二四―四八時間、五耗以上の發赤竝に二千倍稀釋液接種後四八時間判定、發赤十耗以上を陽性とせるものを選びて、之れを地方別、年齢別、性別に分類した。

三

既に昭和八年向後氏は發表濟みの二〇報告を綜合して一歳より十五歳迄の總検査人員、二六、三五五名の陽性率は三五・二%なるを報告し、之れを人口十萬以上の大都市と郡部とに大別し第二表に示す如き成績を報告してゐる。即ち、大都市は郡部に比し陽性率が高い。

第二表 向後氏による學童ツベルクリン全國集計

年 齡	全 國		都市(人口十萬以上)		町村(人口十萬以下)	
	検査人員	陽性率	検査人員	陽性率	検査人員	陽性率
七歳	四、〇六一	二六・六	二、六六五	三三・一	一、三九六	二〇・一
八	三、三二五	三三・七	二、四〇六	三六・〇	九一九	二四・〇
九	三、三五一	三七・〇	二、五四一	四一・七	一、〇一〇	二二・五
一〇	三、四八六	三七・五	二、四一七	四三・四	一、〇六九	二四・一
一一	三、〇八二	四一・三	二、一七一	四八・三	九一一	二四・六
一二	二、二九三	四六・四	一、三八五	五六・九	九〇八	三〇・四
一三	一、九五八	四五・七	一、二七五	五三・六	六七九	三〇・六
一四	一、〇四九	四六・四	六七二	五七・三	四二二	三〇・三
一五	三、四八	四一・四	一、二三三	四九・六	二二五	三六・九
合 計	二六、三五五	三五・一	一八、八一六	三九・一	七、五三九	二五・一

本邦に於ける結核感染状況竝に之が結核死亡率との關係

第三表 田中氏による學童「ツ」反應全國集計

年 齡	被検査人員		陽性者		陽性率	
	男	女	男	女	男	女
七歳	一、九七七	一、八八六	五三三	五三二	二七・四七	二八・三二
八	一、八六八	一、九三〇	五二八	五九一	二八・二七	三〇・六二
九	一、七四五	一、八二三	五八六	六〇六	三三・五八	三三・二四
一〇	一、八一〇	一、七九七	六〇九	六四二	三三・〇九	三三・七三
一一	一、八三七	一、八二六	七二九	七二八	三九・七四	三九・八七
一二	一、九二五	一、八七九	八一四	八〇五	四二・二九	四二・八四
一三	一、三七六	一、二六〇	七〇二	五九四	五二・〇二	四七・二四
一四	八〇六	四五五	四一五	二四〇	五二・四九	五二・七五
計	男一三、三四四 女一二、六五六	男一三、三四四 女一二、六五六	男四、九一六 女四、七三六	男四、九一六 女四、七三六	男三六・八四 女三六・八五	男三六・八四 女三六・八五

同じく昭和十二年田中氏は第三表に於ける如く總検査人員二六、二〇〇名の學童の「ツ」氏反應成績を集計して、年齢の増加と共にその陽性率増加し、市部に於ては三〇・七%より、六九・三四%平均四一・三四%、郡部に於ては一四・四八より三五・六四%、平均二一・二三%なりと報告し、之れを男女別に見る時は全國的集計にては略々同率にして都市と郡部とに分つ時は男兒に於て稍々高率を示すと云ふ。

余の集め得た文獻を綜合集計して年齢別に觀察する時は次の様な成績である。

一、學齡前期

年 齡	0-1	1-2	2-3	3-4	4-5	5-6	計
被檢人員	4,679	2,751	1,676	1,530	1,633	2,437	14,706
陽性者數	179	296	304	315	379	643	2,126
陽性率	3.83	10.76	18.14	20.59	23.21	26.38	14.39

即ち學齡前の小兒の陽性率高きは被檢人員中東京及び大阪在住の者多き故ならんと思惟し、東京の被檢者並に大阪の五-六歳の園兒を除いて觀察する時は次の様な成績を示してゐる。

年 齡	0-1	1-2	2-3	3-4	4-5	5-6	計
被檢人員	3,365	1,415	686	820	799	1,140	8,335
陽性者數	85	86	83	133	135	175	674
陽性率	2.53	6.08	12.10	14.88	15.39	15.35	8.19

二、學 齡 期

學齡期即ち滿六歳より十四歳迄の學童の陽性率は次の様であつて年齢と共にその陽性率の上昇する事は勿論である。之れを、市、町、村部に三大別

年 齡	6-7	7-8	8-9	9-10	10-11	11-12	12-13	13-14	計
被檢人員	10,319	10,377	10,942	10,482	13,446	14,398	14,000	3,673	78,587
陽性者數	1,497	1,933	2,177	2,190	3,748	5,060	1,770	1,141	17,616
陽性率	14.41	18.68	19.86	21.00	27.72	37.12	12.63	31.06	22.55

し更に男女別に觀察する時は第四表の如くである。村部に於ける六-七歳の者は略、六%を示し一三-一四歳にて二-一九八%平均一%である。町部に於ては九%より順次二八%に上昇、平均一五%市部に於ては六-七歳にて既に二〇・五二%一三-一四歳の男兒に於ては四六・八七%、女兒にては四二・七七%、平均三〇%の陽性率を示した。

第四表 學童、市町村別、男女別、陽性率

年 齡	男			女		
	被檢者數	陽性者數	%	被檢者數	陽性者數	%
6-7	13,864	855	6.17	13,723	933	6.79
7-8	15,830	1,268	8.01	13,563	1,330	9.77
8-9	15,552	1,401	9.01	13,836	1,445	10.44
9-10	15,506	1,640	10.58	14,892	1,578	10.59
10-11	16,006	1,991	12.44	15,392	1,953	12.69
11-12	16,006	2,335	14.59	15,392	2,155	13.99
12-13	5,979	1,005	16.81	5,979	880	14.72
13-14	4,950	1,008	20.36	3,611	689	19.09
計	107,665	11,777	10.94	99,922	11,839	11.85
市	6,177	8,141	131.78	6,177	8,141	131.78
町	8,110	11,251	138.84	8,110	11,251	138.84
村	9,117	11,385	124.88	9,117	11,385	124.88
計	23,394	30,777	131.56	23,394	30,777	131.56
市	2,617	5,377	205.46	2,617	5,377	205.46
町	2,617	5,377	205.46	2,617	5,377	205.46
村	2,617	5,377	205.46	2,617	5,377	205.46
計	7,851	16,131	205.46	7,851	16,131	205.46

合		計	
六一七	四八三〇	六一七	四八三〇
七一八	五、二二九	七一八	五、二二九
八一九	五、〇七九	八一九	五、〇七九
九一〇	四、九三三	九一〇	四、九三三
一〇一一	四、八〇一	一〇一一	四、八〇一
一一一二	四、六五九	一一一二	四、六五九
一二一三	四、五二七	一二一三	四、五二七
一三一三	四、三九一	一三一三	四、三九一
一四一四	四、二五五	一四一四	四、二五五
合計	三、五八二	合計	三、五八二

之等學童の検査成績を府縣別に見る時は(第五表)六一七歳に於ては大阪の三九・一五%最も高率にして兵庫の二七・八三%、奈良の二七・六六%之に次ぎ、次いで京都二三・四八%、東京の二〇・五二%である。低率を示すは長野縣農村の三・五一、島根縣農村の五・一六、同じく福島縣農村の六・五、岩手縣の六・八%である。

第五表 學童の府縣別年齢別陽性率

一 北海道	六一七	七一八	八一九	九一〇	一〇一一	一一一二	一二一三	一三一三	一四一四
二 青森	二二六	一五二〇	三二八四	一九一〇	三〇六一	二五〇七	二九六	二六六三	二六六三
三 岩手	六八九	一三五七	一五〇三	二二七	一六〇三	一八〇〇	二五九	三〇七	三〇七
四 宮城	九六九	二二四七	二三四三	一六五九	一六六	一六〇七	二〇五	二四八九	二四八九
五 秋田	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六 山形	二六九	一三〇五	一五六四	一三三〇	一四九六	一六四八	二〇五〇	二〇〇〇	二〇〇〇
七 福島	六五	九四	八二	一三三	八三	八三	一六七	三三	三三
八 茨城	九三	二九六	一四三六	一七九	一六〇八	二六〇八	三〇七	三〇七	三〇七
九 栃木	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一〇 群馬	一〇七一	一三六五	一四八八	一五二	一七九	一九七七	二三四	二三四	二三四
一一 埼玉	—	—	—	—	—	—	—	—	—

本邦に於ける結核感染状況並に之が結核死亡率との關係

四 佐賀	—	—	—	—	—	—	—
四 長崎	10.1	11.3	11.4	11.2	11.5	11.4	11.4
四 熊本	—	—	—	—	—	—	—
四 大分	—	—	—	—	—	—	—
四 宮崎	—	—	—	—	—	—	—
四 鹿児島	13.5	16.0	16.8	19.3	20.0	20.7	21.7
四 沖縄	—	—	—	—	—	—	—
平均	14.4	16.6	17.3	18.0	18.7	19.5	20.5

年齢の増加と共に順次陽性率は上昇して、一三—一四歳に於て大阪は五九・二八、兵庫は四九・六四、東京は四四・六九%を示し、最低は長野の八・八二、福島の一・二二%である。

三、十四歳以上二十歳迄

十四歳以上二十歳迄の「ツ」反應陽性率は平均五一・七三%にして之れを男女別に見る時は次表の如く男子に於て高率である。

第六表 十四歳以上二十歳の陽性率

被検者陽性者比率	男	女	合計
	被検者陽性者比率	被検者陽性者比率	被検者陽性者比率
一四—一五歳	八・九六	三・九三	四・五九
	二七・九	六・八四	一七・〇七
	三九・〇	二七・六	三三・〇
	四九・〇	二七・六	三八・三

第七表、市郡別五歳階級別陽性率

市 部	市 部			村 部			計		
	被検者陽性者比	率	平均誤差	被検者陽性者比	率	平均誤差	被検者陽性者比	率	平均誤差
〇歳	八・二七	七・〇二	八・五四	五・六五	二・三七	四・一九	一三・八六	九・三九	六・七七
一—四歳	二四・二六	六・四三八	二六・五九	一三・三四五	一・四七三	一・〇四	三七・五六一	七・九一一	二・〇二〇
五—九歳	一五・三八七	五・七四〇	三・七三〇	一六・五〇一	三・一九八	一九・三八	三一・八八一	八・九三六	二・八〇四
一〇—一四歳	一六・六五〇	一〇・七五九	六・四・五八	一〇・三七〇六五	五・四〇六	一・五〇〇	二七・七五	一〇・六〇八	二・二〇五
一五—一九歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

四、五歳階級別

都市並に郡部住民の五歳階級「ツ」反應陽性率を見る時は、市部に於ては、東京、石川、愛知、大阪、福岡の各市内住民は第七表に示す如く〇—四歳に於ては八、五四%にして順次年齢の増加と共に陽性率上昇し五〇—六〇歳以上に於ては七七・〇二%を示して居る。

村部に於ては北海道、岩手、宮城、埼玉、石川、奈良及び鹿児島を總計して第七表の如く年齢の増加と共に陽性率も増し、村部に於ては勿論都市に於けるよりも陽性率低し。

之れを男女別に見る時は市部に於ては記載なきもの多く、郡部に於ては第八表の如く男子の陽性率は女子に比し年齢の増加と共にその上昇率が高い、之れ即ち社會との接觸の大なるためであらうか。

第八表 郡部男女別五歳階級陽性率

計	陽性者	陽性率	被檢者	陽性者	陽性率
二〇—二四	10,826	8,384	±0,4017	2,350	914
二五—二九	10,723	9,244	±0,3324	1,479	3,869
三〇—三四	3,387	2,885	±0,61049	502	1,062
三五—三九	2,571	2,233	±0,6664	338	475
四〇—四四	2,287	1,988	±0,705	299	475
四五—四九	1,541	1,312	±0,90609	229	487
五〇—五四				1,400	761
五五—五九				1,264	543
六〇—六四	1,333	1,019	±1,1566	689	416
六五—六九				392	325
七〇—				282	131
計	97,218	50,704	±0,5068	56,724	25,127

男 女

被檢者	陽性者	陽性率	被檢者	陽性者	陽性率
〇—四	2,108	3.5	2,062	33	1.60
五—九	3,071	2.32	3,104	240	7.73
一〇—一四	3,245	5.26	3,127	475	15.19
一五—一九	1,454	3.16	1,657	411	24.80
二〇—二四	576	1.99	1,158	368	31.78
二五—二九	710	3.48	1,056	400	37.88
三〇—三四	679	3.34	956	343	35.88
三五—三九	719	3.97	963	389	40.39
四〇—四四	743	4.50	835	330	39.52
四五—四九	639	3.87	798	348	43.61
五〇—五四	674	4.40	736	321	43.41
五五—五九	602	3.80	662	310	46.83
六〇—六四	1,067	6.10	1,164	521	44.76

本邦に於ける結核感染状況並に之が結核死亡率との關係

五、地方別觀察

以上全國集計を地方別に觀察しよう
一、北海道

北海道に於ては左記の如く多數の報告ありて道内各地各年齢及郡部別の觀察行はれ年齢性別に見る時は第九表の如く女子に於て幾分低きも略、同率の陽性率を示し年齢増加と共に上昇するは勿論である。村部の陽性率は都市に比し低きも他の地方に比し其の上昇率は高度である。

第九表A 北海道市部年齢別男女別陽性率

年齢	被檢者	陽性者	陽性率	被檢者	陽性者	陽性率
6—7	59	10	16.94	94	15	15.96

七十八	100	34000	153	43	2754	252	76	3016
八一九	98	33343	140	46	3194	243	88	3632
九一〇	107	30368	133	50	3068	249	76	3053
一〇一一	122	28261	125	71	3678	336	29	3533
一一一二	137	25701	117	96	3033	484	31	3957
一二一三	152	23142	109	121	2684	631	34	3998
一三一四	167	20583	101	146	2039	778	37	3946
一四一五	182	18024	93	171	1394	925	40	3895
一五一六	197	15465	85	196	749	1072	43	3844
一六一七	212	12906	77	221	94	1219	46	3793
一七一八	227	10347	69	246	159	1366	49	3742
一八一九	242	7788	61	271	214	1511	52	3691
一九一〇	257	5229	53	296	269	1616	55	3640
二〇一一	272	2670	45	321	324	1721	58	3589
二一一二	287	1111	37	346	379	1826	61	3538
二二二三	302	152	29	371	434	1931	64	3487
二三二四	317	63	21	396	489	2036	67	3436
二四二五	332	14	13	421	544	2141	70	3385
二五二六	347	5	5	446	599	2246	73	3334
計	362	333	333	333	333	333	333	333

第九表B 北海道村部年齡別男女別陽性率

年齡	男		女		計
	被檢者陽性者陽性率	被檢者陽性者陽性率	被檢者陽性者陽性率	被檢者陽性者陽性率	
六—七歲	45	219	45	219	45
七—八歲	506	235	551	261	1007
八—九歲	433	2678	550	2419	1003
九—一〇歲	498	2586	593	2703	1091
一〇—一一歲	714	2225	782	2982	1496

第九表C 北海道村部5歲階級別陽性率

年齡	男		女		計
	被檢者陽性者陽性率	被檢者陽性者陽性率	被檢者陽性者陽性率	被檢者陽性者陽性率	
六—一〇歲	306	291	353	245	606
一一—一五歲	356	322	345	295	651
一六—二〇歲	433	433	552	29	985
二一—二五歲	43	396	13	483	526
二六—三〇歲	47	369	49	577	624
三一—三五歲	46	353	5	583	634
三六—四〇歲	40	375	5	560	605
四一—四五歲	40	300	3	578	611
四六—五〇歲	36	299	3	500	542

年齡	男		女		計
	被檢者陽性者陽性率	被檢者陽性者陽性率	被檢者陽性者陽性率	被檢者陽性者陽性率	
一一—一五歲	356	322	345	295	651
一六—二〇歲	433	433	552	29	985
二一—二五歲	43	396	13	483	526
二六—三〇歲	47	369	49	577	624
三一—三五歲	46	353	5	583	634
三六—四〇歲	40	375	5	560	605
四一—四五歲	40	300	3	578	611
四六—五〇歲	36	299	3	500	542

八一九	一五	三三	二五	一五〇	二五	一六七	三〇六	四	一五〇
九一〇	一四	三三	二六	一四三	二五	一五七	三〇六	四	一五〇
一〇一一	一三	三三	二六	一四三	二五	一五七	三〇六	四	一五〇
一一一二	一三	三三	二六	一四三	二五	一五七	三〇六	四	一五〇
一二一三	一三	三三	二六	一四三	二五	一五七	三〇六	四	一五〇
一三一四	一三	三三	二六	一四三	二五	一五七	三〇六	四	一五〇
計	一五	三三	二六	一四三	二五	一五七	三〇六	四	一五〇
一一五	一四	三三	二六	一四三	二五	一五七	三〇六	四	一五〇
六一〇	一三	三三	二六	一四三	二五	一五七	三〇六	四	一五〇
一一一五	一三	三三	二六	一四三	二五	一五七	三〇六	四	一五〇
一六二〇	一三	三三	二六	一四三	二五	一五七	三〇六	四	一五〇
二一二五	一三	三三	二六	一四三	二五	一五七	三〇六	四	一五〇
二六一三〇	一三	三三	二六	一四三	二五	一五七	三〇六	四	一五〇
三一三五	一三	三三	二六	一四三	二五	一五七	三〇六	四	一五〇
三六一四〇	一三	三三	二六	一四三	二五	一五七	三〇六	四	一五〇
四一四四	一三	三三	二六	一四三	二五	一五七	三〇六	四	一五〇
四六一五〇	一三	三三	二六	一四三	二五	一五七	三〇六	四	一五〇
五一五五	一三	三三	二六	一四三	二五	一五七	三〇六	四	一五〇
五六一六〇	一三	三三	二六	一四三	二五	一五七	三〇六	四	一五〇
六一一六五	一三	三三	二六	一四三	二五	一五七	三〇六	四	一五〇
六六一七〇	一三	三三	二六	一四三	二五	一五七	三〇六	四	一五〇
七〇一	一三	三三	二六	一四三	二五	一五七	三〇六	四	一五〇

以上を綜合する時は學童初一より高二まで被檢人員二二二八名、陽性率一九・〇八%を示し、村民五歳階級別男女別は第十表の如く、年齢の増加と共に陽性率増加し男子の陽性率は女子の夫れを年齢の増加と共に凌駕する。即ち岩手縣農村學童平均一九・〇八にして村民は平均三五・六三%である。

四、宮城縣

市部村部學童は初學年に於て市部にて一〇%村部二%を示し差を認むるも年齢増加と共に略、同率三〇%前後の陽性率を示すに至る。村民荒雄愛島の兩村民の陽性率は平均二七・〇四%にして岩手縣農村よりも低率である。

昭一	宮坂治雄	仙臺市内	六三七名	三九九%	女工一四一二十八歳
昭二	第二師團軍醫部		一三、一五一名	四〇・一%	壯丁
昭三	星圭	愛島村	二、七六一	二四・九九%	村民
昭四	岡田泰衛		二、五〇二	三三・四%	學童
昭五	信男	荒雄村	二、〇六七名	二四・〇%	村民
昭六	外七名		一、七五七名	二四・四%	學童
昭七	石川義哲	縣下	二、七七〇名	七四・七%	學校職員
昭八	松尾修	仙臺鐵道局	一、二四八名	四四・六三%	青職員(二七八九歳)
昭九	山形徹一	石卷市	二、八三四名	二〇・七%	學童(男兒)
計		郡部	二、八一一名	一九・九%	(女兒)
		市部	一〇、五三六名	三六・四%	二〇歳男子

第十一表 宮城縣市部學童及其ノ他ノ陽性率

年齢	被檢者	陽性者	陽性率	被檢者	陽性者	陽性率
〇歳	—	—	—	—	—	—
一歳	—	—	—	—	—	—
二歳	—	—	—	—	—	—
三歳	—	—	—	—	—	—
四歳	—	—	—	—	—	—

第十一表B 宮城縣村部學童陽性率

年 齡	↑		↓		計	
	被檢者	陽性者	被檢者	陽性者	被檢者	陽性者
六—七	七一	一	七四	二	一四五	三
五—六	—	—	—	—	—	—
四—五	—	—	—	—	—	—
三—四	—	—	—	—	—	—
二—三	—	—	—	—	—	—
一—二	—	—	—	—	—	—
〇—一	—	—	—	—	—	—
計	四三八	一五八〇	三五九七	七五五	三二八一	七五七五

第十一表C 宮城縣村民ノ陽性率

年 齡	↑		↓		計	
	人員	%	人員	%	人員	%
六—一〇	七八九	〇.六三	七八九	七	一五七八	〇.七六
一一—一五	九八〇	一.七六	九八〇	八七	一〇六九	一.九
一六—二〇	五五五	一.七六	五五五	一四〇	二四八六	一.九三
二一—二五	九九五	三.四六	九九五	一五	一〇一〇	一.〇一
二六—三〇	二二二	一.〇四	二二二	一〇四	三二七	一.二七
三一—三五	三三三	一.二六	三三三	一〇四	四三九	一.五五
三六—四〇	二四二	一.〇九	二四二	一七	二五九	一.〇三
四一—四五	二四二	一.〇九	二四二	一七	二五九	一.〇三
四六—五〇	一八五	〇.八五	一八五	一〇	一九五	〇.九
計	二七九	一.二七	二七九	一〇	三〇七六	一.一三

本邦に於ける結核感染状況並に之が結核死亡率との關係

五十一五五	三三	一六四	七〇〇	二四一	二二〇	四九七	四七三	二六四	六〇七
五六一六〇	一八八	二二三	六四八	二四六	二二三	四九六	四七三	二四四	五〇三
六一一六五	一七三	二二七	七六五	二八一	九	五〇二	三五四	二〇八	五七六
六六一七〇	九四	六	六八八	八〇	四	五七五	一七四	一〇七	六四九
七一	六三	三〇	四七三	六七	二七	四〇三	二〇	五七	四八五
計	五四二	一、五八一	二、九三三	五、九〇三	一、四八四	二、五二四	二、三三三	三、〇六五	一、七〇九

五、山形縣

山形地方學童四、〇〇〇名に就て宇留野氏は昭和十三年山形市内二校市外三校を調査して男女別に之を觀察し、男兒に高く女兒に低しと云ふ。都鄙別に見れば市部に於て一二・四七—二七・〇、村部に於て〇—一六・六七%の陽性率である。

六、福島縣

宮下小學校に於ける萩原、阪井氏等の検査成績は五九七名中一一・七%の陽性を示してゐる。

七、栃木縣

伊藤、栗原兩氏は

日光 町	初等科	三三〇・二%	高等科	三二七・二%
鹽原 町	初等科	二六・九%	高等科	一一三・四%
足利 市	初等科	一六・八%		
農村六校		七・一%	高等科	一一一・〇%
宇都宮(石川氏による)			高等科	二二〇・九%

又宇都宮專賣局煙草工場にて一七一三〇歳以上の男女三三三三名中三〇五名九一・五%の陽性を報告してゐる。

八、群馬縣

縣内學童二九、八四九名に就て衛生課に於て検査の結果一六・四四%の陽

性率を發表し男女は略、同率である。後藤氏は某機械工場に於て男子八五七名(一二一六〇歳迄)の検査を行ひ四四%に於て陽性、女子は三九三名中三一%の陽性者を報告して居る。

九、埼玉縣

埼玉縣富岡村に於ける野邊地氏等の昭和十四、十五兩年に互る村民「ツ」反應調査成績並に本研究所に於て余等の行ひたる東吾野村全村民の検査成績とを總括する時は第十二表に示す如くにしてその陽性率は極めて低い。東吾野村學童の昭和十六、十七兩年に行ひたる成績は陽性率低く平均五四九%である。

第十二表 埼玉縣農村々民並ニ學童ノ陽性率

年 齡	男		女		計	
	被檢者	陽性率	被檢者	陽性率	被檢者	陽性率
〇—四	六〇	八・〇三	五七	〇・五三	一一七	〇・九二
五—九	六四	三・三六	六〇	二・三三	一二四	二・八六
一〇—一四	六九	三・四七	六七	六・六	一三六	五・五三
一五—一九	五〇	一〇・四	四四	二・四六	九四	一〇・九七
二〇—二四	一八	一六・六	一六	一六・五	三四	一七・八二
二五—二九	二二	二九・七	二二	二〇・七	四四	二五・〇〇
三〇—三四	三七	八・〇	二四	一八・四	六一	二六・五四
三五—三九	二〇	三七・八	二二	三・四九	四二	二九・四
四〇—四四	三三	四九・三	二五	一八・〇	五八	三三・三
四五—四九	三三	四八・一	二七	二六・七	六〇	三六・〇八
五〇—五四	三三	五五・五	三三	三三・五	六六	三九・八三
五五—五九	二二	五・七	一九	三・九	四一	四三・四四
六〇—	三七	四三・六	四三	四七・三	八〇	三九・五七
計	四、六三二	二二・八	四、八八	一八・〇	九、五一〇	二〇・一七

一〇一一	二七	一九七一	一四	三	三三〇七	六二	五九	三〇九二
一一一二	一五	二四五六	二六	七	三二八九	二七五	七六	二七六四
一二一三	五	三九九元	四	九	一八七五	二四	三	二九八一
一三一四	六	一六六七	七	一	一四三九	二五	四	一六〇〇
一四一五	一	一	一	一	一	一	一	一
計	九六	一八三〇	九四九	一五	二〇五四	二九七	三五	一八六

六十七	八四	三	三三	九	八	八七九	一七五	二	六二九
七十八	二〇六	一一	二〇六	六	二	一一三三	二〇四	三	二〇六
八十九	二〇	九	七五〇	九	三	一四二九	三二	三	二〇四
九一〇	二五	六	二八〇	五	七	七七七	三〇	三	二〇四
一〇一一	九	一四	一四三九	一〇	一五	一三七六	二〇七	元	一四〇一
一一一二	八	二〇	二五五	八	九	二三四六	一六	元	二三四九
一二一三	八	元	三〇五	七	元	二六〇三	一五七	四八	三〇五七
一三一四	八	二四	二九七	五	九	一七六五	二五	三	二四八
一四一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	七四	一六	一六〇七	六九	一〇	一四六六	一四七	三七	一五四

一一、茨城県

井出、渡部兩氏は水戸市及農村の學童を調査し、その成績を一括すると第十三表の如く、市部初等科一年一〇・六三%、最高は一二歳の二九・八一%にして、村部に於ては六一・七歳六・二九%、最高一二一二三歳三〇・五七%を示して居る。

一二、東京府

東京市内各區學童の調査報告は多數に存し〇歳より二〇歳迄の年齢別男別に觀察する時は第十四表の如き成績であつて町部村部に比し、

昭	奥野、岡田	京橋區	一四八元	六〇%	〇一八〇歳迄住民
〃	近藤政義	東方舊區	二五四元	三九	初一—高二學童

〃	井上渡邊	京橋區	一〇九七	八四	一三—六〇以上 産業員
〃	澄川近藤芦田	市内某官廳	一四三	八六・五	一三—七〇
〃	中川錦一郎	龜有工場	二〇九	四四	一五—一八歳男子
〃	加藤寛二郎	東京警視廳 管内娼妓	二二	六七	一九—三〇以上
〃	〃	〃	八四七	五〇	一九—三〇歳迄
昭二	服部靜雄	品川區	五七	四九	七一—二歳學童
昭一〇	吉原悟	麻布區	四一	二六・三	九—一五歳
昭一	野津井上	京橋區	一四九九	三三・三	六一—一五歳
〃	江場	〃	一五〇	三六	一三—二〇歳中學生
〃	〃	〃	一七六	四四	一三—一九歳女學生
〃	村上忠夫	市内	一〇三六	二九	初一—高二學童
昭一五	田中邦雄	下谷區	九六六	元	初一—高二學童
昭一	立野君子	牛込區	五九七	六八	一六—二三歳女子 未就學兒童
昭一六	吉岡立野諸岡	〃	一七五	一四・四	五—六歳
昭一三	山縣柳	東京府及近 縣	二四七	四八	〇—一四歳 鐵道職員子弟
昭一六	東京市役所	向島區	二〇七	一〇〇	一—四歳
昭二	新井英夫	府下一寒村	六九	一八	七一—一六歳
〃	澤田輕部栗林	府下某町	三六〇	二五	初一—初六
昭一	新井英夫	府下町部	四〇三	一六	六一—一四歳
〃	〃	府下村部	三六六	一〇	六一—一四歳
〃	栗山重業信	帝大小兒科	二九六	二四	〇—一五歳入院患者
〃	佐々木哲丸	泉橋病院	四六六	五九	〇—一四歳入院患者
〃	染谷明	杉並區	二五〇	四六	〇—一六歳 結核患者家族
〃	〃	〃	一五〇	一五	〇—一六歳 患者と接觸あるもの
〃	〃	〃	一〇〇	二〇	〇—一六歳弱質兒
〃	奥野徹	〃	二六七	七四	〇—一四歳以上 開放性患者家族
〃	〃	〃	一四二	六三	〇—一四歳以上 閉鎖性患者家族
〃	田村外三名	東京、横濱	四四	六二	七一—一二歳

第十四表 A 東京市内〇—二〇歳迄ノ「ツ」反應陽性率

年 齡	男		女		計
	被檢者	陽性率	被檢者	陽性率	
〇—一 歳	六六	二五.〇〇	一	二.九四	一〇〇
一—二 歳	一〇一	四九.〇〇	一	二.九四	一〇二
二—三 歳	一〇五	一九.〇〇	一	一.九四	一〇六
三—四 歳	一〇九	一七.〇〇	一	一.九四	一一〇
四—五 歳	一〇九	二六.〇〇	一	一.九四	一一〇
五—六 歳	一〇九	二六.〇〇	一	一.九四	一一〇
六—七 歳	一〇九	二六.〇〇	一	一.九四	一一〇
七—八 歳	一〇九	二六.〇〇	一	一.九四	一一〇
八—九 歳	一〇九	二六.〇〇	一	一.九四	一一〇
九—一〇 歳	一〇九	二六.〇〇	一	一.九四	一一〇
一〇—一 一 歳	一〇九	二六.〇〇	一	一.九四	一一〇
一一—一 二 歳	一〇九	二六.〇〇	一	一.九四	一一〇
一二—一 三 歳	一〇九	二六.〇〇	一	一.九四	一一〇
一三—一 四 歳	一〇九	二六.〇〇	一	一.九四	一一〇
一四—一 五 歳	一〇九	二六.〇〇	一	一.九四	一一〇
一五—一 六 歳	一〇九	二六.〇〇	一	一.九四	一一〇
一六—一 七 歳	一〇九	二六.〇〇	一	一.九四	一一〇
一七—一 八 歳	一〇九	二六.〇〇	一	一.九四	一一〇
一八—一 九 歳	一〇九	二六.〇〇	一	一.九四	一一〇
一九—二〇 歳	一〇九	二六.〇〇	一	一.九四	一一〇
計	一,九八四	二五.七	六,一四	三.九	八,一二八

第十四表 B 東京町部及村部學童陽性率

年 齡	男		女		計
	被檢者	陽性率	被檢者	陽性率	
六—七 歳	一,〇〇〇	一.七	一,〇〇〇	一.七	二,〇〇〇
七—八 歳	一,〇〇〇	一.七	一,〇〇〇	一.七	二,〇〇〇
八—九 歳	一,〇〇〇	一.七	一,〇〇〇	一.七	二,〇〇〇
九—一〇 歳	一,〇〇〇	一.七	一,〇〇〇	一.七	二,〇〇〇
一〇—一 一 歳	一,〇〇〇	一.七	一,〇〇〇	一.七	二,〇〇〇
一一—一 二 歳	一,〇〇〇	一.七	一,〇〇〇	一.七	二,〇〇〇
一二—一 三 歳	一,〇〇〇	一.七	一,〇〇〇	一.七	二,〇〇〇
一三—一 四 歳	一,〇〇〇	一.七	一,〇〇〇	一.七	二,〇〇〇
一四—一 五 歳	一,〇〇〇	一.七	一,〇〇〇	一.七	二,〇〇〇
計	一〇,〇〇〇	一.七	一〇,〇〇〇	一.七	二〇,〇〇〇

本邦に於ける結核感染狀況並に之が結核死亡率との關係

第十四表C 東京京橋區民ノ「ツ」反應陽性率

年 齡	被 檢 者	陽 性 率	學 童	合 計
0—4 歲	三六〇	一五・〇一	—	三、六一〇 一五・〇一
五—九	四〇七	二九・八六	八、三六八	三、一八四 八、七七五 三二・七七
一〇—一四	八〇	四五・四八	六、五五一	四六・一七 六、六三五 四六・一三
一五—一九	一、一〇〇	六七・七六	—	—
二〇—二四	一、三二〇	七九・四八	—	—
二五—二九	一、一五七	八四・二二	—	—
三〇—三四	七九四	八五・〇六	—	—
三五—三九	五五八	八八・三七	—	—
四〇—四四	四〇八	九〇・四四	—	—
四五—四九	三三三	八七・一四	—	—
五〇—	八三七	八四・六二	—	—

その陽性率高く、大阪市内の夫れに劣る。東京附近の町部及村部の陽性率は他府縣の夫れと同様に非常に低率である。

市内住民の「ツ」反應成績は奥野、岡田兩氏によるものみにてその陽性率は第十四表の如くである。

一三、新潟縣

小松雄吉氏は柿崎町學童六九一名を檢し、二四・四五%の陽性率を又柿崎町某軍需工場に於ては一三・五七歲迄の男子に於て五五・三〇%一二—四一歳の女子に於ては三三・六六%の陽性率を報告して居る。

一四、石川縣

有馬、安達、會根氏等による詳細なる報告があり縣内村部の學童は五、二五一名の被檢人員中一六・六%に於て、町部一、四八三名中二六・七%金澤市内學童二、一二六名中三〇・七%に於て陽性者を見出した。學童の他各

市町村別住民の年齢別觀察をなしてゐるが石川縣村部の陽性率は他府縣村部に比し非常に高率を示してゐる。

第十五表A 石川縣學童男女合計

村 部	市 部	合 計	陽 性 率
6—7 歲	6—7	617	38.1
7—8	7—8	718	33.3
8—9	8—9	819	34.6
9—10	9—10	910	38.0
10—11	10—11	1011	37.3
11—12	11—12	1112	33.4
12—13	12—13	1213	33.0
13—14	13—14	1314	33.1
14—15	14—15	1415	33.7
15—16	15—16	1516	34.5
16—17	16—17	1617	34.7
17—18	17—18	1718	34.1
18—19	18—19	1819	34.5
19—20	19—20	1920	34.1
20—21	20—21	2021	34.1
21—22	21—22	2122	34.1
22—23	22—23	2223	34.1
23—24	23—24	2324	34.1
24—25	24—25	2425	34.1
25—26	25—26	2526	34.1
26—27	26—27	2627	34.1
27—28	27—28	2728	34.1
28—29	28—29	2829	34.1
29—30	29—30	2930	34.1
30—31	30—31	3031	34.1
31—32	31—32	3132	34.1
32—33	32—33	3233	34.1
33—34	33—34	3334	34.1
34—35	34—35	3435	34.1
35—36	35—36	3536	34.1
36—37	36—37	3637	34.1
37—38	37—38	3738	34.1
38—39	38—39	3839	34.1
39—40	39—40	3940	34.1
40—41	40—41	4041	34.1
41—42	41—42	4142	34.1
42—43	42—43	4243	34.1
43—44	43—44	4344	34.1
44—45	44—45	4445	34.1
45—46	45—46	4546	34.1
46—47	46—47	4647	34.1
47—48	47—48	4748	34.1
48—49	48—49	4849	34.1
49—50	49—50	4950	34.1
50—51	50—51	5051	34.1
51—52	51—52	5152	34.1
52—53	52—53	5253	34.1
53—54	53—54	5354	34.1
54—55	54—55	5455	34.1
55—56	55—56	5556	34.1
56—57	56—57	5657	34.1
57—58	57—58	5758	34.1
58—59	58—59	5859	34.1
59—60	59—60	5960	34.1
60—61	60—61	6061	34.1
61—62	61—62	6162	34.1
62—63	62—63	6263	34.1
63—64	63—64	6364	34.1
64—65	64—65	6465	34.1
65—66	65—66	6566	34.1
66—67	66—67	6667	34.1
67—68	67—68	6768	34.1
68—69	68—69	6869	34.1
69—70	69—70	6970	34.1
70—71	70—71	7071	34.1
71—72	71—72	7172	34.1
72—73	72—73	7273	34.1
73—74	73—74	7374	34.1
74—75	74—75	7475	34.1
75—76	75—76	7576	34.1
76—77	76—77	7677	34.1
77—78	77—78	7778	34.1
78—79	78—79	7879	34.1
79—80	79—80	7980	34.1
80—81	80—81	8081	34.1
81—82	81—82	8182	34.1
82—83	82—83	8283	34.1
83—84	83—84	8384	34.1
84—85	84—85	8485	34.1
85—86	85—86	8586	34.1
86—87	86—87	8687	34.1
87—88	87—88	8788	34.1
88—89	88—89	8889	34.1
89—90	89—90	8990	34.1
90—91	90—91	9091	34.1
91—92	91—92	9192	34.1
92—93	92—93	9293	34.1
93—94	93—94	9394	34.1
94—95	94—95	9495	34.1
95—96	95—96	9596	34.1
96—97	96—97	9697	34.1
97—98	97—98	9798	34.1
98—99	98—99	9899	34.1
99—100	99—100	99100	34.1

第十五表B 石川縣金澤市ニ於ケル結核感染度 (一〇、七六七名)

八歳	三八一	九二	二四・一 ± 二・一九一	三五十三九	三一五	二八五	九〇・四 ± 一・六六〇
九	三三二	八四	二六〇 ± 二・四四四	四〇一四九	三八八	三七四	九六・三 ± 〇・九五八
一〇	三四六	八七	二五〇 ± 二・三三一	五〇一五九	一六六	一六一	九六・九 ± 一・三四五
一一	三八〇	一三二	三四・七 ± 二・四四二	六〇一六九	二四	二三	九五・八 ± 四・〇九五
一二	三六八	一二四	三三・六 ± 二・四六二	七〇	一	一	
一三	三三六	一三二	四〇・四 ± 二・七一八				
一四	一、五九一	七六六	四八・一 ± 一・二五三				
一五	一、二八〇	六二四	四八・七 ± 一・三九七				
一六	五三六	二八四	五二・七 ± 二・一五七				
一七	六五五	三三四	四九・四 ± 一・九五三				
一八	七〇六	四四六	六三・一 ± 一・八一六				
一九	四六九	二九六	六三・一 ± 二・二二八				
二〇	三九二	二七一	六九・一 ± 二・三三四				
二一	三三四	三二六	六九・七 ± 二・五五三				
二二	三三九	一八一	七五・七 ± 二・七七四				
二三	二二六	一六九	七四・七 ± 二・八九二				
二四	一七〇	一三九	八一・七 ± 二・九六六				
二五	一五六	一四三	九一・六 ± 二・三二一				
二六	一五一	一二二	八〇・七 ± 二・三二一				
二七	一三七	一二〇	八七・五 ± 二・八二六				
二八	一六七	一四九	八九・二 ± 二・四〇二				
二九	一三〇	一三三	九四・六 ± 一・九八二				
一〇一四	三、〇一一	一、二四一	四一・二 ± 〇・八九七				
一五一九	三、六四六	一、九七三	五四・一 ± 〇・八二五				
二〇一二四	一、三五一	九八六	七二・九 ± 一・二〇九				
二五一二九	七四一	六五七	八八・六 ± 一・一六七				
三〇一三四	四二一	三八八	九二・一 ± 一・二九〇				

第十五表C 石川縣町部ニ於ケル結核感染度 (四、〇四五名)

二歳	三一	二	六・四 ± 四・三九五				
三	五六	九	一六・〇 ± 四・八九九				
四	八五	二〇	二三・五 ± 四・五九九				
五	五六	一七	三〇・三 ± 六・一四一				
六	六〇	一九	三一・六 ± 六・〇〇二				
七	八一	二八	三四・五 ± 五・二八二				
八	二〇一	四六	三二・八 ± 二・九五九				
九	二七四	六五	二三・七 ± 二・五六九				
一〇	二一三	六三	二九・〇 ± 三・一〇九				
一一	二四一	六九	二八・六 ± 二・九一一				
一二	二八三	七七	二七・二 ± 二・六四五				
一三	二五三	七三	二八・八 ± 二・八四七				
一四	二二二	六九	三一・〇 ± 三・一〇四				
一五	二七九	八九	三一・八 ± 二・七八八				
一六	一四六	七〇	四七・九 ± 四・一三四				
一七	七〇	三八	五四・二 ± 五・九五五				
一八	六七	四四	六五・六 ± 五・八〇三				
一九	六八	四六	六七・六 ± 五・六七五				
二〇	五三	三三	六二・二 ± 六・六六〇				
二一	四八	二九	六〇・四 ± 七・〇五九				
二二	五一	四二	八二・三 ± 五・三四四				
二三	四九	三六	七三・四 ± 六・三三三				

本邦に於ける結核感染状況並に之が結核死亡率との關係

三四	三九	三三	八四・六士	五・七八〇	八	八七一	八七	九・九士	一・〇一二
二五	四七	三七	七八・七士	五・九七二	九	一、〇二六	一三四	一三・〇士	一・〇五〇
二六	四四	三五	七九・五士	六・〇八六	一〇	八一六	一三六	一六・六士	一・三〇三
二七	三八	三三	八四・二士	五・九一七	一一	九四七	一八九	一九・九士	一・二九七
二八	四七	四〇	八五・一士	五・一九四	一二	八九三	一五八	一七・六士	一・二七四
二九	六二	五六	九〇・三士	三・七五八	一三	九七四	二〇九	二一・四士	一・三三四
三〇	一七二	三一	一八・〇士	二・九二九	一四	六〇三	一五五	二五・七士	一・七八〇
三一	六七二	一七五	二六・〇士	一・六九三	一五	六七〇	一七四	二五・九士	一・六九二
三二	二、二二二	三五一	二八・九士	一・三〇二	一六	二一九	五九	二六・九士	二・九九六
三三	六三〇	二八七	四五・五士	一・九八二	一七	三三九	一二〇	三五・三士	二・五九六
三四	二四〇	一七三	七二・〇士	二・八九八	一八	一七三	六〇	三四・八士	三・六三二
三五	二三八	二〇〇	八四・〇士	二・三七六	一九	一四五	五六	三八・六士	四・〇四四
三六	二二二	一七六	八三・〇士	二・五八〇	二〇	二五二	一九	四七・二士	三・一四五
三七	一四七	一三五	九一・八士	二・二六三	二一	一〇三	五八	五六・三士	四・八八八
三八	二四九	二二三	九三・五士	一・五六三	二二	七六	四二	五五・二士	五・七〇四
三九	一九六	一八五	九四・三士	一・六五六	二三	九六	六三	六五・六士	四・八四九
四〇	七〇	六六	九四・二士	二・七九四	二四	八九	六六	七四・一士	四・六四三
四一	七〇	六六	七四・四士	一・七〇七	二五	八九	四九	五五・〇士	五・二七四
合計	四、〇四五	五	七一・四士	一七・〇七九	二六	八七	五三	六〇・九士	五・三三二
					二七	八七	六五	七四・七士	四・六六〇
					二八	一〇二	七五	七三・五士	四・三七〇
					二九	一〇四	七二	六九・二士	四・五二七
					三〇	四八〇	四七	九・七士	一・三五五
					三一	二、六〇七	三〇	一一・六士	〇・六二七
					三二	四、二三三	八四	二〇・〇士	〇・六一五
					三三	一、五四五	四六	三〇・三士	一・一六九
					三四	六一六	三四	五六・四士	一・九九八
					三五	四六九	三一	六六・九士	二・一七三
					三六	四七二	三五	七四・三士	二・〇一一

第十五表D 石川縣村部結核感染度 (二、五二九名)

二歲	八一	三	三・七士	二・〇九七	二四	四八〇	四七	九・七士	一・三五五
三	二二八	二四	一〇・五士	二・〇三〇	二五	二、六〇七	三〇	一一・六士	〇・六二七
四	一七一	二〇	一一・六士	二・四四九	二六	四、二三三	八四	二〇・〇士	〇・六一五
五	三三三	三六	一一・一士	一・七四八	二七	一、五四五	四六	三〇・三士	一・一六九
六	二一五	二三	一〇・六士	二・一〇〇	二八	六一六	三四	五六・四士	一・九九八
七	一七二	二三	一三・三士	二・五八九	二九	四六九	三一	六六・九士	二・一七三

三五―三九	四〇五	三三三	七九・七±	一・九九九
四〇―四九	七三三	六〇七	八二・八±	一・三九四
五〇―五九	五九〇	五〇一	八三・三±	一・五三六
六〇―六九	三〇二	二七一	八九・七±	一・七四九
七〇―七九	六九	五八	八四・〇±	四・四一四
八〇―八九	七	四	五七・一±	一八・七〇六
九〇	一	〇		

中村 河北郡三谷村 三、〇六二名 三三・五% 村民

上田、森田、河村 野々宮町 六二六 一一・三四 學童

安藤、上田、山内 農村 一九〇 二一・〇五 六一―三歳男子

金原忠男 金澤市内 一、〇〇〇 三六・三 七―一三歳學童

横井、菱川、黒田 〃 四九九 七三・五 一七―二三以上 其専校生徒

竹谷幸太郎 〃 五〇〇 七六・〇 〇―三〇以上 結核患者家族

横井、井出、菱川、安藤 縣下機業女工 六五七 五〇・三八 一三―一五歳

芦澤藤亮 外九名 淺川村 二二二 二二・二三 七―一四歳

〃 大野郡 五二四 五八・七七 一五―五〇歳以上

〃 〃 一、七四六 八〇・八 一三―一五〇 以上 工場員男子

〃 〃 四、五〇七 六一・四 一三―一五〇 以上 女工

〃 〃 四一八 七九・四 一―一四年男子 大學及學校生徒

〃 〃 三一一 五六・三 一―一五年及二部生 並に専攻生男子

〃 〃 二五七 四〇・九 一―一五年及二部生 女子

〃 〃 三九三 七八・三七 一八―三四歳男子 醫大及某學部生

一五、福井縣

古原氏等による縣内學童の詳細なる報告によれば村部に於ては石川縣と同様一六・八一%の陽性率を示したが町部及び市部に於ても略同率であつて市部の陽性率は石川縣の夫れに比し低い。

その他學童並に中等學校生徒の検査に於て

男子	一三三二名	三三・九一%	三・七―二一・六歳迄
女子	一三九五名	二七・四九%	三・七―一九・六歳迄
昭和十年高島加藤兩氏によれば中等學校生徒			
男子	四六七九名	四二・三%	一―二二歳迄
女子	三二〇五名	三三・三%	一―二二歳迄

第十六表 福井縣内學童ノ「ツ」反應陽性率

縣内學童平均	男		女		計
	人数	%	人数	%	
六―七歳	三四〇	四六	二二五	三五六	四六五
七―八歳	五五〇	八八	一四八七	五五八	八五七
八―九歳	五六三	九四	一六四一	五九七	八九四
九―一〇歳	五六八	九九七	一七三三	五九八	九九七
一〇―一一歳	五九七	一、六	二〇九	五七四	一、三〇一
一一―一二歳	五六九	一、五六	三三〇	五五七	一、三〇六
一二―一三歳	四六九	一、九七	二、六	三、五三	五、二〇二
一三―一四歳	三七七	一、〇〇六	二、八八	五〇	三、五八六
計	四、六六七	七、七〇〇	一、九二一	三、六五一	六、五八一

本邦に於ける結核感染狀況並に之が結核死亡率との關係

町部	六十七	一九四	三五	一八〇四	二〇	三五	一六六六	四〇四	七〇	一七三三
	七一八	三〇四	六	二〇〇七	三三	三三	一九五〇	六七	二四	一九六
	八一九	三三〇	四	一九七〇	二七	五	二〇五〇	五八	一〇五	一九八九
	九一〇	三五五	九	二四三二	二八	五	二〇五七	六〇七	一七	三三三
	一〇一一	三六四	八	二九三三	三三	八	二六五一	六六	一七一	二七七六
	一一一二	三七六	八	三二八八	三九	八〇	四九五四	五五	一六	三三三七
	一二一三	三〇八	三	二九八一	二八	三	二七五四	三六	九七	二六八七
	一三一四	一七九	六	三九九九	七四	二六	三七八四	二五	九六	三九九四
計	二,一〇〇	五三四	二五九四	一八六六	四四四	二五九二	三,八七六	九六八	二四九七	
村部	六一七	六六九	二五	一八二四	七〇	二五	一七六一	一三九九	二五〇	一七八七
	七一八	一,二七	三六	二〇三三	一三四	二四四	二,〇一〇	二,二二	四七三	二,〇一六
	八一九	二,八二	二六八	三六六七	一,一八六	二五二	三,三二四	二,三〇〇	五三〇	三,三四一
	九一〇	二,二三	三三六	三,三二二	二,二二	二七	二,四八二	二,三三四	三三	三,三八一
	一〇一一	一,二四	三五九	二,四七	一,一七六	三六	三,二七四	二,三三七	六三	二,七九五
	一一一二	一,七三	三五九	三,〇三	一,四九	三〇	三,三三〇	二,三四	七九	三,三七
	一二一三	八三	二四六	三,〇〇	七五	三三	三,一五	一,五七	四八	三,六三
	一三一四	六五	三九	三,七二	四三	一五	三,六五七	一,〇七	三八七	三,九九六
計	七,九六	二,〇〇六	二五三四	七,六四八	二,〇〇	二,六五四	一五,五五四	四,〇三六	二五九三	

一六、長野縣
 大久保氏により農村の學童五二七名の検査が行はれ六・〇七%なる非常に低い陽性率を示して居る。

一七、静岡縣
 稲玉、百田、高野等によつて沼津商業生徒一二八名の検査が施行され四九・二%の陽性者を見出した。

一八、愛知縣

昭一	一田中市次	名古屋市内	一,四六名	五五%	七一二歳學童男兒
昭一	高木、長野	〃	一,三九三	四三%	七一二歳學童女兒
昭一	加藤喜一	〃	二,九八四	二四%	初一一六學童
昭一	長屋浩	〃	七	二四%	五十六歳園兒
昭一	近藤庸人	〃	六五七	四四%	一八—三〇歳以上 鐵道病院看護婦
昭一	結核豫防會	名古屋市内	一,〇六四	三三%	一三—六〇以上 男子工員
昭一	結核豫防會	名古屋市内	二,〇六二	二四%	初一一高二迄ノ學童

第十七表 名古屋市結核豫防會昭15度

計	一	四,〇四	一,四四	四,〇四	二,九七	九六	三三	七,〇一	二七〇	三八	
男	一	八,五九	一,三九七	一,六三	八,四八二	一,一八四	一,六一	一七,四〇	二,七八一	一,六三	
女	二	七,九七八	一,五七四	一九八	七,八五五	一,五七一	二〇〇	一五,八三	三,四四五	一九九	
計	三	八,三九	一,八五〇	三三一	八,五六八	一,八四八	三二六	一六,九七	三,六六	二九九	
一	四	七,五八	一,八七五	二四九	七,三六二	一,七二四	二二二	一四,九〇	三,五九九	二四一	
二	五	七,八七六	二,二三四	二七一	七,六五〇	一,九八〇	二五九	一五,五六	四,一四	二六五	
三	六	六,九五〇	二,〇六六	二九七	六,二八二	一,八三三	二九〇	一三,三三	三,八八九	二九四	
計	高	一	四,〇四	一,四四	四,〇四	二,九七	九六	三三	七,〇一	二七〇	三八

計	二	五七二	二四八	二四二	七九	三三	五六三	二二三	七五五
合	計	五七二	二四八	二四二	七九	三三	五六三	二二三	七五五
一九、兵庫縣									

井上卓二	神戸市内	五、四〇〇	五、三三〇	一〇一七	七歳學童
神戸市	〃	七、五七三	三、四三二	初一—六迄ノ學童	
〃	〃	八、七〇八	四、九一六	高一—高二ノ學童	
昭一五 古川三郎		六、四〇〇	八、九一六	工 一—三三歳ノ女	

山本、池内、宮西		三、七〇三	六、七八五	高二ノ男兒
昭一二 西垣、八太、寶來		一、九〇六	六、七〇三	高二ノ女兒
		一、〇三三	六、三三三	一三一—一八歳某中學生

第十八表 兵庫縣神戸市内學童

以上市内學童を集計すると次の様な成績である。

年齢	男		女		計	
	被檢者	陽性率	被檢者	陽性率	被檢者	陽性率
六—七歳	八、五三二	二、四七〇	二、三三三	二、七五五	一六、九一五	四、七三〇
七—八歳	八、七〇〇	三、八四〇	二、八五八	三、三二二	一七、六六六	五、六六三
八—九歳	八、三三四	三、九九六	三、〇三〇	三、七四四	一六、八〇三	六、〇三三
九—一〇歳	八、〇三三	三、二七二	二、六六六	三、九〇六	一六、一七六	六、〇三三
一〇—一一歳	三、九九〇	六、三三〇	三、六八〇	四、二九八	一七、七三三	三、〇三三
一一—一二歳	二、〇五八	四、四三〇	二、〇三三	四、一三三	二〇、九三三	八、七三三
一二—一三歳	七、五三四	三、八九八	五、二八八	三、七九〇	一四、四三三	六、六八八
一三—一四歳	四、五九九	二、三三三	五、〇〇六	二、九九五	一四、六〇一	七、五三三
一四—一五歳	一、〇五五	七、四〇八	三、九〇六	七、〇三〇	二、四四四	一、七三三
一五—一六歳	七、七五五	七、四三三	四、三三三	七、五〇〇	一一、一三三	八、七三三
計	七〇、七三三	二六、〇三三	四〇、〇三三	二六、〇三三	一三九、〇三三	五三、〇三三

本邦に於ける結核感染状況並に之が結核死亡率との關係

二〇、京都府					
昭一三 千葉知行	關和夫	福地山	六九一	三、三三三	三一—一五歳迄
昭一三 千葉知行	關和夫	京都府	七、四三三	三、三三三	初一—六迄ノ學童
昭一六 富田房精	京都府	京都府	三、六六六	二、九一六	初一—高二迄結核ノ爆發的流行時
二一、奈良縣					
昭一二 今村荒男	某山村	某山村	一、三三三	一、四〇〇	七—一七歳以上學童
昭一四 田中正好	丹波町	丹波町	一、四七六	五、三三三	一—六〇歳以上村民
二二、和歌山縣					
昭一五 小倉勇	和歌山市	和歌山市	九、七三三	三、三三三	八—一五歳學童
昭一六 河合宗治	農村	農村	三、〇三三	一、六六六	一—高二學童
二三、三重縣					
栗栖義元	農村	農村	三、八三三	一、七三三	七—一四歳學童
新見正喜	某毛織工場	某毛織工場	一、三三三	三、三三三	一〇—一四歳迄ノ男女
場生松小侯	津	津	三、四三三	五、〇三三	壯丁
二四、大阪府					
昭一二 河盛勇造	大阪市内	大阪市内	六、六六六	四、三三三	園兒及初一—六迄ノ男兒
昭一三	〃	〃	五、〇三三	三、三三三	園兒
昭一四	〃	〃	五、九三三	三、三三三	園兒

第十九表A 大阪市學童その他の「ツ」反應陽性率

年 齡	男			女			計		
	被檢者	陽性者	陽性率	被檢者	陽性者	陽性率	被檢者	陽性者	陽性率
0-1歲	1	1	100.0	1	1	100.0	2	2	100.0
1-2歲	1	1	100.0	1	1	100.0	2	2	100.0
昭一五	永山隆城	大阪市	59.6	初一年生	59.5	213	213	213	100.0
昭一六	中谷信之	市內D小學校	59.5	初一年生男兒	59.7	314	314	314	100.0
昭一六	内野幸彦外三名	市內女學校	58.8	一四一七歲迄	62.3	415	415	415	100.0
昭一四	田村節郎	市內紡績工場	49.5	一三一六〇歲以上	66.6	516	516	516	100.0
昭一三	坂本義教	小學校職員	49.0	女工	66.6	516	516	516	100.0
昭一七	小山、齊藤	市職員	48.3	二一五一歲以上	69.5	617	617	617	100.0
昭一二	日置、井下、米	某師範生	47.3	男子	67.4	718	718	718	100.0
昭一五	巽、田中、稔	大阪市內	47.0	男子	67.4	718	718	718	100.0
昭一六	西川外二名	大阪府下	47.7	〇一六〇歲以上	67.4	718	718	718	100.0
昭一三	貴島、鶴崎	市部出身	46.3	〇一二歲	67.4	718	718	718	100.0
昭一三	坂本、大賀、山野	町部出身	46.6	〇一二年八月	67.4	718	718	718	100.0
昭一六	宮西、憲一	村部出身	46.5	壯丁豫備檢診	67.4	718	718	718	100.0
昭一二	井下、鶴崎、黃揚	某中學校	46.7	〇一二歲	67.4	718	718	718	100.0
今	村荒男	綿製品加工工場	46.3	初一一六ノ學童	67.4	718	718	718	100.0
		市內及郊外	46.3	一三一八歲	67.4	718	718	718	100.0
		阪神間某中學校	46.1	一三二三歲以上	67.4	718	718	718	100.0
		市內某商店	47.8	園兒	67.4	718	718	718	100.0
		市內某工場	46.6	一三一八歲	67.4	718	718	718	100.0
			46.6	一五二五歲迄ノ	67.4	718	718	718	100.0

第十九表B 大阪五歲附級別「ツ」反應陽性率

年 齡	男			女			計		
	被檢者	陽性者	陽性率	被檢者	陽性者	陽性率	被檢者	陽性者	陽性率
0-4歲	1000	860	86.0	1000	860	86.0	2000	1720	86.0
5-9歲	1600	1360	85.0	1600	1360	85.0	3200	2720	85.0
10-14歲	2600	2160	83.1	2600	2160	83.1	5200	4320	83.1
15-19歲	4600	3760	81.7	4600	3760	81.7	9200	7520	81.7
20-24歲	8600	6960	80.9	8600	6960	80.9	17200	13920	80.9
計	9600	7800	81.3	9600	7800	81.3	19200	15600	81.3

人口問題研究 第四卷 第二號

市部學童並中等學校生徒合計

七歲	五二一	四一	二二五	三四五	四四	二二七	六六六	八	二六四
八	五二四	六五	二二六	四九〇	七五	一五三	一〇〇	一四	一三九四
九	五三三	九六	一七九	四九二	七九	一六〇	一〇七	一五	一七〇三
一〇	四七	九六	一九三	四三	七	一七	九三	一六	一八三三
一一	四二	一〇七	二二九	五四	二〇	二〇九	一〇〇	二七	二二七
一二	四七	一一〇	二〇六	四〇	九	二二	九七	三〇	三三二
一三	九〇	一一	二二七	九三	二八	二二	一〇	三	三二五
一四	六〇	二六	二〇九	七	二〇	二九	一	五	二七六
一五	二六	七六	二六六	五	一〇	二六	八	三	三三九
一六	二四〇	九	三九八	五	二七	三九	七	三	三九四
一七	二四〇	八九	三〇八	四	二〇	四二	七	二	四三九
一八	一七九	六	三九九	一	六	六	一	三	三六七
一九	六	三	五〇七	四	一	六	一	四	四六六
二〇	六	四	六七四	一	五	三	七	七	六〇四
計	五四七	一五三	二七二	六三〇	一七三	二七九	二二七	三三	三三三

第二十表B 香川縣

七歲	七三	八九	二二四	六五	八七	二二〇	一七八	一七	二七七
八	七二	一一	二四八	七	二	一五九	一五	三	二七
九	六四	一〇	二二	七〇	一	一八〇	一	二	二七
一〇	七三	一一	二六九	六	二	二二	一	二	二七
一一	七九	一五	一九六	七	一	二二	一	二	二七

二八、福岡縣

一二	七三	一四六	二〇三	六五〇	二七	一八〇〇	一三七	二五	一九三
一三	五八七	一四	二四八七	四九五	二九	二四〇四	一〇八	二	二四四九
一四	四四	一五	二五九〇	三六	九〇	二四三三	八二	二〇	二五七七
一五	八五	二〇	二二二	五	一一	二二五	一六	三	二二七
計	五四九	一〇七	一八三	五、一〇四	—	一九九	一〇	三	一八九

村部

七	五五	三	五六	四八	九三	一〇	七	七	七〇
八	五四	四	八七	四九	八七〇	一〇	八	八	八七
九	四七〇	三	八〇八	五五七	九五一	一〇	九	九	八八
一〇	四八七	五	一〇九	五〇	二二	一〇	二	二	一一
一一	五六	六	一三七	五七	七二	一〇	一	一	一一
一二	五三〇	六	二二九	四八	六三	一〇	二	二	一一
一三	三八	五	一五三	三〇	六三	一〇	二	二	一一
一四	三〇	五	一六五	二七	五二	一〇	二	二	一一
一五	五七	九	三三	四〇	五二	一〇	二	二	一一
計	三八九	二	二二六	三七二	四八	二二〇	七	五	二二六

九大小兒科
赤ん坊會

昭一三 渡邊 戸早	八三五	二七九	〇—三歲迄
昭一五 渡邊 戸早	一〇三	三三〇	初—六迄學童
高尾 健嗣	三六六	一六九	〃
昭一五 遠城寺宗徳	七〇	三三三	三—六歲園兒
昭一六 高田、石井 八幡市	二〇六	三三三	初—六迄學童

昭一四	中島良貞	福岡八幡兩市	一六六	五六	一六以上
昭一五	中島良貞	〃	一七九	五〇六	〃
昭一三	戸田忠雄	福岡三デパート	一八八	六八九	一四一以上男子
	外一〇名	福岡專賣局	一八八	六八九	一四一以上男子
		博多鐘紡	四〇三	五三四	一四一以上女子
		久留米鐘紡	四〇三	五三四	一四一以上女子
		久留米日本ゴム	四〇三	五三四	一四一以上女子
		會社	四〇三	五三四	一四一以上女子
		折尾日産化學會社	四〇三	五三四	一四一以上男子
		小倉化學工業	二九七	四三三	一四一以上女子
		小倉齒科醫專	一五三	四三四	一四一以上男子
			七九	七七一	一七一以上男子

第二十二表 福岡縣市部學童その他の「ツ」反應成績

年 齡	男		女		計
	被檢者	陽性率	被檢者	陽性率	
〇歳	—	—	—	—	—
一歳	—	—	—	—	—
二歳	—	—	—	—	—
三歳	—	—	—	—	—
四歳	—	—	—	—	—
五歳	—	—	—	—	—
六歳	—	—	—	—	—
七歳	—	—	—	—	—
八歳	—	—	—	—	—
九歳	—	—	—	—	—

本邦に於ける結核感染狀況竝に之が結核死亡率との關係

九一〇	二〇六	五三六	一六六	四三三	二九九	三三七	一〇二	五三三
一〇一	一八四	五三三	一八三	四六六	二五九	三六六	九〇	二七二
一一一	一八〇	五三三	一七九	五〇八	二六三	三六四	一〇七	二九六
計	三、八八	二、九三	二、九八	二、八七	三、八一	二、九三	五、八五	三、三三

福岡、八幡兩市民の「ツ」反應成績

年 齡	被檢者	陽性者	陽性率
一	五	二	四二
六	一〇	一七	一七五
一	一五	七	九二三
一六	二〇	一、四	二四
二一	二五	七	八九
二六	三〇	四	三三
三一	三五	二	一〇
三六	四〇	二	一一
四一	四五	二	六一
四六	五〇	二	四四
五一	五五	二	三三
五六	六〇	一	一四
六一	六〇	一	一六
計	三、一三	八、五	二七・一八

福岡市内の乳幼児及び學童の陽性率並びに福岡八幡兩市民の検査成績を合する時は前表の様な成績である。

二九、長崎縣	〃	〃	〃
一瀬忠行	壹岐郡	六、六二〇名	一五・四%
村部		一、四九七名	一〇・六%
		〃	〃

二九	奈良	三三・八六	二八・九一
三〇	和歌山	三五・七一	二四・六六
三一	島取	二一・七七	三〇・一一
三二	島根	一九・六七	二五・四八
三三	岡山	二五・七五	一四・七九
三四	廣島	三一・〇〇	三一・〇八
三五	山口	二三・八七	二三・六八
三六	徳島	三四・九〇	二四・三八
三七	香川	三三・九九	三五・六四
三八	愛媛	二八・七七	二四・五六
三九	高知	三〇・三六	一九・六七
四〇	福岡	三〇・〇〇	二九・一八
四一	佐賀	二三・〇八	二七・八七
四二	長崎	三三・九四	三〇・三八
四三	熊本	二三・八〇	二八・九六
四四	大分	二九・四九	一九・六一
四五	宮崎	二三・四四	二八・六三
四六	鹿児島	二五・一七	二三・六〇
四七	沖縄	四〇・四〇	三四・七九

四

以上の成績(五歳階級別陽性率)を以て昭和十年度國勢調査人口より「ツベルクリン」反應陽性者を推定する時は次表の様な陽性者數を得た。今此の「ツ」反應陽性者に對する昭和十年度結核死亡者の割合之れは眞の致死

本邦に於ける結核感染狀況竝に之が結核死亡率との關係

率ではない。併し一定の年齢に於ける人口の結核に對する抵抗力を知る上の一つの示標と爲し得るものと思ふ。を年齢別に觀察するに第二十二表の様〇十歳に於て最も高く二〇—二四歳の〇・八四%之れに次ぎ、次いで一五—一九歳の〇・七四%、二五—二九歳の〇・五七%であつて、一〇—一四歳及び三〇—三四歳の〇・四〇%次いで五—九歳の〇・三〇%にして三〇歳以後は年齢と共に順次漸減の傾向を示して居る。

第二十二表 全 國

歳	人口	陽性率 (%)	推定陽性者數	結核死亡數	致死率 (%)
〇—四	九,386,501	五・四八	512,488	5,243	1・01
五—九	8,552,491	二・五三	1,324,591	3,948	0・三〇
一〇—一四	7,652,497	二・四六	1,890,749	7,641	0・四〇
一五—一九	6,240,977	四・六七	2,844,354	2,076	0・七四
二〇—二四	6,071,741	五・五八	3,361,249	2,858	0・八四
二五—二九	5,440,633	六・〇六	3,305,334	1,897	0・五七
三〇—三四	4,632,577	六・四九	2,994,976	1,236	0・四〇
三五—三九	4,045,846	六・五〇	2,630,318	7,639	0・二九
四〇—四四	3,560,011	六・一七	2,191,745	5,444	0・二六
四五—四九	3,138,366	六・九五	1,964,877	5,001	0・二六
五〇—	1,059,551	六・〇六	639,901	1,514	0・二二

第二十三表 市 郡 別

歳	市部人口	陽性率 (%)	推定陽性者數	結核死亡數	結核致死率 (%)
〇—四	2,797,733	八・五四	1,367,908	2,333	0・九四
五—九	2,371,733	八・五四	1,367,908	2,333	0・九四

第二十四表 郡部男女別

郡部	年 齡	郡部 男子人口	陽性率 (%)	陽性者數	結婚死 亡者數	致死率 (%)
五一九	五—九	三,五九六,六四六	一六六	五,四九四,四七	一,五〇四	二七五
一〇—一四	〇—四	三,三九七,七五四	七五五	二,五三三,四九九	一,〇三六	〇四三
一五一—一九	一—四	二,七二一,二二七	一六六	四,〇九二,七三三	一,五〇〇	〇四三
二〇—二四	五—九	二,五九六,九五三	一六六	三,〇九二,七三三	一,〇三六	〇四三
二五一—二九	一〇—一四	二,一〇三,三九六	一六六	二,五三三,四九九	一,〇三六	〇四三
三〇—三四	一五—一九	一,七四四,一九七	一六六	二,〇九二,七三三	一,〇三六	〇四三
三五—三九	二〇—二四	一,四三三,九六七	一六六	一,六三三,四九九	一,〇三六	〇四三
四〇—四四	二五—二九	一,一五二,九六六	一六六	一,三三三,四九九	一,〇三六	〇四三
四五—四九	三〇—三四	九五三,三七〇	一六六	一,〇三三,四九九	一,〇三六	〇四三
五〇—五四	三五—三九	七五三,三七〇	一六六	八三三,四九九	一,〇三六	〇四三
五五—五九	四〇—四四	五五三,三七〇	一六六	六三三,四九九	一,〇三六	〇四三
六〇—六四	四五—四九	三五三,三七〇	一六六	四三三,四九九	一,〇三六	〇四三
六五—	五〇—五四	一五三,三七〇	一六六	二三三,四九九	一,〇三六	〇四三
郡部人口	年 齡	郡部 女子人口	陽性率 (%)	陽性者數	結婚死 亡者數	致死率 (%)
〇—四	〇—四	六,五五六,七六八	四一九	二,七四七,三六	二,九〇九	一〇六
五—九	五—九	六,一三五,七七三	一〇四	二,七四七,三六	二,三三九	〇四三
一〇—一四	一〇—一四	五,四四五,四九三	一九六	一,〇四五,三六	五,〇七九	〇四八
一五一—一九	一五一—一九	三,九二九,八〇〇	二七五	一,〇〇〇,五九九	一,三三〇	一三〇
二〇—二四	二〇—二四	三,四七四,二一八	三六八	一,三五一,〇八四	二,〇四四	一五一
二五一—二九	二五一—二九	三,一三六,七六七	四七三	一,四九〇,〇〇一	一,三三〇	〇九〇
三〇—三四	三〇—三四	二,八八八,四四〇	四七九	一,四九二,六九九	一,〇三〇	〇五七
三五—三九	三五—三九	二,六〇三,八七九	五三二	一,三三三,七三三	五,三三〇	〇六六
四〇—四四	四〇—四四	二,三二〇,七二五	四九四	一,三三三,〇〇〇	三,七七一	〇三三
四五—四九	四五—四九	二,一五九,四六四	五七一	一,二六六,六八八	三,三三七	〇三九
五〇—五四	五〇—五四	二,〇〇九,八一四	五三二	一,一〇〇,七〇〇	三,九六六	〇三六
五五—五九	五五—五九	一,八九八,八四一	五三二	一,〇〇〇,七七七	二,五八四	〇三三
六〇—六四	六〇—六四	一,四六四,〇三三	五三二	八八八,九九四	一,七六四	〇三〇
六五—	六五—	一,〇七〇,八〇〇	五三二	六四四,九三三	一,六八〇	〇二九

五五―五九 七二―七五 四八―五三 四四―四八 一〇―一三 〇―三 五―一九歳、次いで二五―二九歳の女子、男子の順位である。

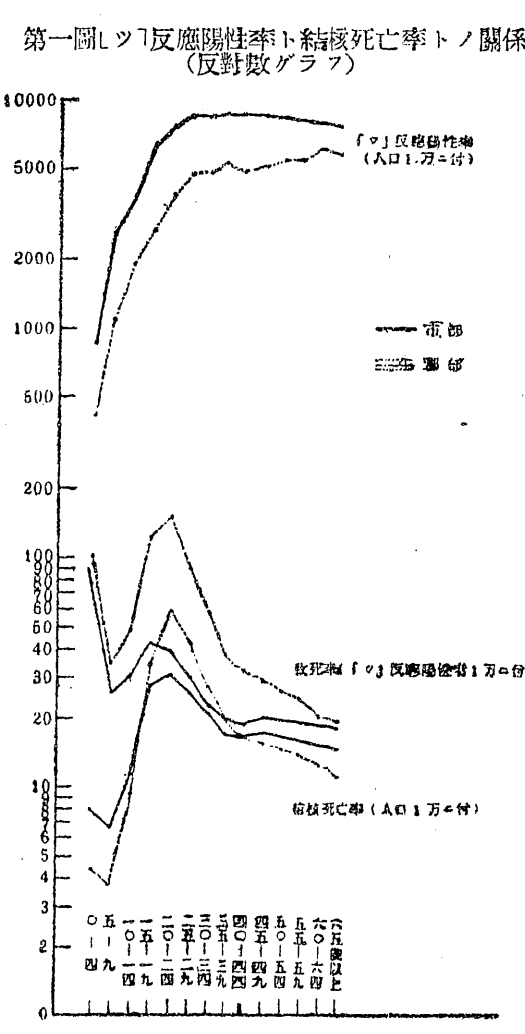
六〇― 二二―二三 四四―四七 九〇―九四 一四―一六 〇―一四

之れを市部と郡部とに分ける時は郡部に於ける致死率は市部に比し高率を示し、市部に於ては〇―四歳に次ぎ一五―一九歳、二〇―二四歳一〇―一四歳、二五―二九歳の順位を示すが郡部に於ては最も高きは二〇―二四歳次いで一五―一九歳、次いで〇―四歳、二五―二九歳、三〇―三四歳、一〇―一四歳の順位を示して四〇歳以後は年齢と共に減少して居る。即ち郡部居住者の「ツベルクリン」反応陽性者数は少いが陽性者の結核致死率は

以上を總括すれば學齡前の乳幼児の「ツ」反応陽性率は二―一五・三五% 平均八・一九%にして學齡期に於ては一四・四一より三六・九五%に上昇平均二・八三%にして、一五歳以後二〇歳にては四四・〇%より五六%に上昇平均五・七三%を示して居る。

性別に觀察する時は學齡期に於ては村部及町部に於てはその差を認めないが市部の高學年及一五歳以後に於て男子に於て其の陽性率高きは社會的接觸によるものであらうか。

之等を府縣別に見る時は大阪に於てその陽性率最も高く兵庫、東京、京都等大都市を含む府縣に於て高率を示し、農村部の陽性率は非常に低く六―七歳に於て三・五一、五・一六、六・五%等を示すものさへある。



市部に於ては男女別の記載少く之れを性別の觀察不可能であつたが郡部に於ては(男女合計の分と數字の一致しないのは男女別不詳を除いたためである)何れも〇―四歳に於て最も高く殊に男子に於て高率であつて次いで女子の一五―一九歳、次ぎは男子及び女子の二〇―二四歳から男子の一

「ツ」反應陽性者と結核死亡者との關係を見るに〇―四歳に於て最も高き致死率を示し次いで青年期(一五―二五歳)である。市郡別に見る時は郡部は「ツ」反應陽性者少きも感染者の致死率は市部に比し高率である。

本邦に於ける結核感染状況並に之が結核死亡率との關係

彙報

行政事務簡素化具體化の爲にする重要事業場勞務管理令施行規則其他の省令中改正の件公布

行政事務簡素化具體化の爲にする重要事業場勞務管理令施行規則其他の省令中改正の件は昭和十八年二月十五日付官報を以て左の通り公布せられた。

行政事務簡素化具體化ノ爲ニスル
重要事業場勞務管理令施行規則其
ノ他ノ省令中改正ノ件

(昭和十八年二月十五日
厚生省令第三號)

第一條 重要事業場勞務管理令施行規則中左ノ通改正ス

第二條 第一項但書中「鐵道營業法」ノ上ニ「國民徵用令第十八條第二項ノ規定ニ依リ既ニ厚生大臣ノ認可ヲ受ケタル事項」ヲ加フ

第五條 第六條及第八條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ國民徵用令第十八條第二項ノ規定ニ依リ既ニ厚生大臣ノ認可ヲ受ケタル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 第一項中「厚生大臣ノ認可」ヲ「所管勞務監理官ノ承認」ニ、同條第三項中「許可ノ申請書」ヲ「承認ノ申請書」ニ改ム

第十三條 第二項ヲ削リ同條第一項中「計畫ヲ定メ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ」之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ「計畫ヲ定ムベシ」ニ、同條第三項中「認可ヲ受クベキ期限」ヲ「計畫ヲ定ムベキ期限」ニ改メ同項ヲ第二項トス

第十四條 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ給食施設、應急診療方法其ノ他ノ厚生施設ヲ爲スコトヲ命ズルコトアルベシ

第十五條 乃至第十七條 削除

第二十二條 第一項中「計畫實施ノ結果ヲ翌年一月末日迄ニ厚生大臣ニ報告スベシ」ヲ「定ムベシ」ニ、同條第二項中「計畫ノ報告ノ期限」ヲ「計畫ヲ定ムベキ期限」ニ改ム

第二十三條 事業主ハ機式第五號乃至第七號ニ依リ毎月ノ從業者ノ殘業、遅刻、早退、缺勤及懲戒ノ狀況調ヲ作成スベシ

第二十四條 中「遅滞ナク」ヲ削リ「地方長官」ヲ「所管勞務監理官」ニ、「報告」ヲ「速報」ニ改ム

第二十六條 中「又ハ地方長官」ヲ削ル

第二十七條 削除

機式第一號乃至第四號中「認可」ヲ「承認」ニ、「厚生大臣」ヲ「所管勞務監理官」ニ改ム

第二條 學校卒業者使用制限令施行規則中左ノ通改正ス

第三條 二中「其ノ申請ヲ爲スベシ」ヲ「豫メ其ノ旨届出ツベシ」ニ改ム

第三條 勞務調整令施行規則中左ノ通改正ス

第五條 第一項ニ左ノ二號ヲ加フ

七 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職ト看做サルル場合ニ於ケル同種(別表事業分類表ノ中分類ニ依ル以下同ジ)ノ工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ於テ爲ス技能者ノ所屬

ノ移動及令第七條第二號ニ定ムル者以外ノ者ヨリ令第七條第二號ニ定ムル者ニ技能者ノ所屬ノ移動ヲ行フ場合但シ後ノ使用ノ場所ガ本則施行

地外ニ在ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

八 徵用セラレタル技能者其ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ雇入及就職ノ場合

第六條 第一項ニ左ノ二號ヲ加フ

六 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職ト看做サルル場合ニ於ケル同種ノ工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ於テ爲ス國民學校修了者ノ所屬ノ移動及令第七條第二號ニ定ムル者

以外ノ者ヨリ令第七條第二號ニ定ムル者ニ國民

學校修了者ノ所屬ノ移動ヲ行フ場合但シ後ノ使用ノ場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

七 徵用セラレタル國民學校修了者其ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ雇入及就職ノ場合
第七條各號ヲ左ノ如ク改ム

一 第一期 四月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ期間開始ノ年ノ一月十日

二 第二期 十月ヨリ翌年三月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ期間開始ノ年ノ七月十日第十條第一項第五號ノ次ニ左ノ二號ヲ加ヘ第六號ヲ第八號ニ改ム

六 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職ト看做サルル場合ニ於ケル同種ノ工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ於テ爲ス一般青壯年ノ所屬ノ移動及令第七條第二號ニ定ムル者以外ノ者ヨリ令第七條第二號ニ定ムル者ニ一般青壯年ノ所屬ノ移動ヲ行フ場合但シ後ノ使用ノ場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

七 徵用セラレタル一般青壯年其ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ雇入及就職ノ場合

第十一條 第一項中「國民學校修了者及」ヲ削ル

第十五條 厚生大臣ノ別ニ指定スル者ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ毎月ノ從業者ノ充足及異動狀況ヲ様式第十一號ニ依リ翌月十日迄ニ直接

厚生大臣ニ報告スベシ
前項ノ指定ハ指定スベキ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ行フコトヲ得

第十六條ノ二 事業主第五條第一項第七號、第六條第一項第六號又ハ第十條第一項第六號ノ規定ニ依リ技能者、國民學校修了者又ハ一般青壯年ヲ使

依り技能者、國民學校修了者又ハ一般青壯年ヲ使
様式第六號ノ「利用狀況」ノ欄ノ下ニ左ノ「從業者異動狀況」欄ヲ加フ

用スルニ至リタルトキハ様式第十一號ノ二ニ依リ五日以内ニ其ノ者ヲ使用スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ届出ヅベシ

第十八條 令第十七條第二項ノ通報ハ管轄區域内ニ在ル國又ハ道府縣ノ施設ニ於ケル從業者ノ雇入、使用又ハ解雇ニ付様式第十號ニ依ルモノトス

前 期	中 期	後 期	員 人 (用 徵) 入 雇 中 期 前										從 業 者 異 動 狀 況					
			計	徵 用 ニ 依 ル モ ノ	其 ノ 他 ノ 雇 入 ニ 依 ル モ ノ	一 般 青 壯 年			國 民 職 業 指 導 所 ノ 紹 介 ニ 依 ル モ ノ	國 民 職 業 指 導 所 ノ 紹 介 ニ 依 ル モ ノ	國 民 職 業 指 導 所 ノ 紹 介 ニ 依 ル モ ノ	技 能 者	認 可 ニ 依 ル モ ノ	認 可 ニ 依 ル モ ノ	認 可 ニ 依 ル モ ノ	男	女	計
						特 定 認 可 ニ 依 ル モ ノ	緣 故 認 可 ニ 依 ル モ ノ	年 壯 青 壯 年										
前 期 末 現 在 人 員	前 期 中 解 雇 人 員	前 期 末 現 在 人 員																

様式第十號ノ記載心得「二」ノ末尾ノ「年月日」ヲ記載スルコトノ下ニ「尙令第十一條第三項ノ從業者ノ所屬移動(轉勤)ニ依ルモノノ中認可ニ依ラザルモノニ付テハ所屬移動(轉勤)アリタル年月日及其ノ旨ヲ記載スルコト」ヲ加フ

極秘

様式第十一號

人口問題研究 第四卷 第二號

事業ノ種類		工場鑛山名																	
生産品目		所在地																	
區 別 種 別	從業者 種別	本月ニ於ケル異動狀況												本月末從業者現在數					
		前月末從業者現在數			雇入(使用)			左ノ内國民職 業指介ニ依ルモノ			徵用ニ依ルモノ			解雇(解除)			差引増減▲數		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
職鑛	工夫																		
職員	其ノ他																		
計																			
集團移入朝鮮人	朝鮮人																		
其ノ他	朝鮮人																		
勤勞報國隊	隊員																		
備考																			

昭和 年 月 日

報告者 氏 名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名) 團

(記載心得)

- 一、本屆ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判(竪182mm 竪97mm)トスルコト
- 二、本報告ハ厚生大臣ノ特ニ指定シタル者ニ於テ毎月分ヲ翌月十日迄ニ厚生大臣ニ報告スルモノトス尙標題ノ「通報」ノ文字ハ國及道府縣ノ施設ニ於テ爲ス場合ニ用フルモノニ付一般ノ報告ニ在リテハ當該文字ヲ抹消スルコト
- 三、從業員ノ員數ノ記載ハ「アラビヤ」數字ニ依ルコト
- 四、「事業ノ種類」ハ勞務調整令第七條第二號ノ指定事業ニ該當スルモノニ付テハ其ノ指定ノ事業名ニ依ルコト
- 五、「生産品目」多種ニ互ルトキハ其ノ主タルモノニ付記載スルコト
- 六、本報告ノ從業者中ニハ日雇入レタル者ヲ除キ本令ノ雇入及就職制限ノ適用ヲ受ケザル者モ之ニ含マシムルコト
- 七、「區別」中「前月末從業者現在數」及「本月末從業者現在數」欄ニハ各其ノ現在ニ於ケル全從業者(被徵用者ヲ含ム)ニ付從業者種別ニ從ヒテ之ヲ記載シ、「雇入(使用)」欄ニハ國民職業指導所ノ紹介及認可ニ依ルモノ其ノ他總テノ雇入(使用)ニ依ルモノヲ記載シ、「左ノ内國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ」欄ニハ左欄ニ記載スベキ「雇入(使用)」員數ノ内當月中國民職業指導所ノ紹介ニ依リ雇入レタルモノヲ記載シ、「徵用ニ依ルモノ」欄ニハ増加徵用ニ依ルモノノミヲ記載シ、「解雇(解除)」欄ニハ當月中解雇シタルモノ及徵用解除又ハ勤勞報國隊員ノ解除其ノ他ニ因ル退場者ヲ記載スルコト
- 八、「從業者種別」中「職工鑛夫」欄ニハ其ノ下欄ノ各種別ニ記載スベキ勞務者以外ノ職工又ハ鑛夫ニ付記載シ(職工ノミヲ使用スル場合ハ鑛夫ノ文字ヲ、鑛夫ノミヲ使用スル場合ハ職工ノ文字ヲ抹消スルコト)、「職員其ノ他」欄ニハ「職工鑛夫」及其ノ下欄ノ各種別ニ記載スベキ勞務者以外ノ職員其ノ他ニ付記載シ、「集團移入朝鮮人勞務者」欄ニハ國民動員計畫ニ依リ集團移入シタル朝鮮人勞務者ノミヲ記載シ、「其ノ他」欄ニハ華人又ハ俘虜ヲ使用シタル場合ニ之ヲ記載シ、「勤勞報國隊員」欄ニハ國民勤勞報國協力令

ニ依ルモノヲ記載スルコト

九、解雇(解除)人員多數ニ互ルトキハ其ノ具體的理由ヲ備考欄ニ記載スルコト

ト

一〇、國及道府縣ノ施設ニ於ケル通報ニ在リテハ「事業ノ種類」、「生産品目」及「報告者氏名印」ノ各欄ハ記載ヲ要セズ

様式第十一條ノ二

從業者所屬移動(轉勤)届

從業者ノ後ノ使用ノ場所ノ所在地、名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印	事業ノ種類		從業者	
	(前)	(後)	氏名	種別
從業者ノ從前ノ就業場所ノ所在地及名稱	從事セシムル業務ノ種類	所屬移動ノ理由	從業者	種別
			氏名	
			男	
			女	
			男	
			女	
			男	
			女	

様式第十三號ヲ削ル

別表

事業分類表	
事業	業別
大分類	中分類
(一) 鑛業	一、採鑛業 二、土石採取業

(二) 金屬工業	
三、金屬精鍊業及材料品製造業	四、鑄物業
五、メッキ業	六、其ノ他同種ノ金屬工業
七、原動機類製造業	八、電氣機械器具類製造業
九、電線及電纜製造業	

(三) 機械器具工業	
一、電池製造業	二、工作機械器具製造業
三、採鑛、選鑛及精鍊機械器具製造業	三、化學工業用機械器具類製造業
四、紡織機械器具類製造業	五、其ノ他同種ノ製造加工用機械器具類製造業
六、鐵道車輛製造業	

(記載心得)

國民職業指導所長宛

昭和 年 月 日

一、本届ノ用紙ノ大サハ折上リ國定規格B5判(257mm×365mm)トスルコト

二、本届ハ技能者、國民學校修了者及一般青壯年ノ所屬移動ニ付後ノ使用ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長宛之ヲ爲スコト

三、「事業ノ種類」欄ニハ所屬移動ノ前後ノ使用ノ場所別ニ例ヘバ石炭採掘業、鑄物業、パルプ製造業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト

四、「從業者ノ從前ノ就業場所ノ所在地及名稱」欄ニハ從業者ノ所屬移動直前ノ就業場所ノ所在地及名稱ヲ記載スルコト

五、「從事セシムル業務ノ種類」欄ニハ後ノ使用ノ場所ニ於テ現ニ從事セシムル業務ノ種類ヲ具體的ニ記載スルコト

六、「所屬移動(轉勤)ノ理由」欄ニハ其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載スルコト

七、「從業者」欄ノ「種別」欄ニハ技能者、國民學校修了者及一般青壯年ノ別ヲ記載スルコト

(四) 化學工業

- 一七、自動車製造業
- 一八、自轉車及其ノ他同種ノ車輛製造業
- 一九、船舶製造業
- 二〇、航空機及航空機部分品製造業
- 二一、運搬機械製造業
- 二二、ポンプ、水壓機、送風機及氣體壓縮機製造業
- 二三、農業及土木建築用機械器具製造業
- 二四、計測器類製造業
- 二五、學術及醫療機械器具製造業
- 二六、光學機械器具類製造業
- 二七、照用機械器具製造業
- 二八、樂器類及蓄音機製造業
- 二九、銃砲、彈丸、兵器類製造業
- 三〇、其ノ他同種ノ機械器具工業
- 三一、機械器具裝置業
- 三二、製藥業
- 三三、工業藥品製造業
- 三四、製鹽業
- 三五、染料及中間物製造業
- 三六、塗料及顔料製造業
- 三七、發火物製造業
- 三八、礦物油製造業
- 三九、植物油類製造業
- 四〇、動物油脂製造業

(五) ガス業電氣業及水道業

(六) 窯業及土石工業

(七) 紡織工業

- 四一、蠟及加工油製造業
- 四二、ゴム製品類製造業
- 四三、パルプ製造業
- 四四、製紙業
- 四五、セロファン紙製造業
- 四六、セルロイド製造業
- 四七、化學纖維製造業
- 四八、肥料製造業
- 四九、皮革製造業
- 五〇、石鹼及化粧品製造業
- 五一、其ノ他同種ノ化學工業
- 五二、ガス業
- 五三、電氣業
- 五四、水道業
- 五五、陶磁器製造及繪付業
- 五六、ガラス及ガラス製品製造業
- 五七、セメント製造業
- 五八、其ノ他同種ノ窯業
- 五九、セメント及石棉製品製造業
- 六〇、石工品製造業
- 六一、其ノ他同種ノ土石工業
- 六二、製絲業
- 六三、紡績業
- 六四、撚絲業

(八) 製材及木製品工業

(九) 食料品工業

(一〇) 印刷業及製本業

- 五一、織物業
- 五二、編物組物業
- 五三、綿製造業
- 五四、染色及整理業
- 五五、其ノ他同種ノ紡織工業
- 五六、製材及合板業
- 五七、木製品工業
- 五八、精穀業
- 五九、製粉及澱粉製造業
- 六〇、製糖業
- 六一、醸造業
- 六二、清涼飲料製造業
- 六三、菓子、パン、餡類製造業
- 六四、罐詰及醃詰製造業
- 六五、畜産食料品製造業
- 六六、水産食料品製造業
- 六七、製茶業
- 六八、煙草製造業
- 六九、製氷及冷凍食料品製造業
- 七〇、其ノ他同種ノ食料品工業
- 七一、印刷業
- 七二、製本業
- 七三、土木建築業
- 七四、紙製品製造業

- (三)商業
- 八九、竹、柶柳、籐類製品製造業
 - 九〇、疊及葉、棕栢、真田類製品製造業
 - 九一、綿、麻、毛及絹製網繩及網製造業
 - 九二、織維板製造業
 - 九三、皮革製品製造業
 - 九四、鈕釦(金屬製ノモノヲ除ク)製造業
 - 九五、刷毛及刷子製造業
 - 九六、漆器製造業
 - 九七、製帽業
 - 九八、玩具(金屬製ノモノヲ除ク)製造業
 - 九九、映畫製作業
 - 一〇〇、寫真業
 - 一〇一、塗裝業
 - 一〇二、骨、角、蹄、甲、牙及貝類製品製造業
 - 一〇三、醫療材料品製造業
 - 一〇四、毛筆、萬年筆、鉛筆及クレヨン製造業
 - 一〇五、和傘洋傘製造業
 - 一〇六、草履(草製及ゴム製ノモノヲ除ク)爪草類製造業
 - 一〇七、羽毛及獸毛漂白整理業
 - 一〇八、其ノ他ノ雜工業中同種ノ製造加工業
 - 一〇九、米穀類販賣業

- (二)交通業
- 二〇、蔬菜類販賣業
 - 二一、鮮魚介類販賣業
 - 二二、牛乳販賣業
 - 二三、荒物販賣業
 - 二四、新聞發行販賣業
 - 二五、百貨店
 - 二六、其ノ他同種ノ物品販賣業
 - 二七、貿易業
 - 二八、媒介周旋業
 - 二九、金融、保險業
 - 三〇、預り業、貸貸業
 - 三一、娛樂興行ニ關スル業
 - 三二、接客業
 - 三三、其ノ他同種ノ商業
 - 三四、運輸業
 - 三五、通信業
 - 三六、辯護士、辨理士事務所
 - 三七、執達吏役場、公證人役場、司法書士事務所
 - 三八、教育事業
 - 三九、宗教
 - 四〇、醫療、衛生業
 - 四一、獸醫業、裝飾業
 - 四二、著述、藝術、遊藝業
 - 四三、產業團體
- (一)公務自由業

- (六)家事業
- 一、社會事業團體
 - 二、其ノ他同種ノ團體
 - 三、代書、代厩業
 - 四、其ノ他同種ノ自由業
 - 五、家事業
 - 六、其ノ他同種ノ産業
- (七)其ノ他ノ産業

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 昭和十八年四月一日ヨリ同年九月三十日迄ノ間ニ於テ
 一般青壯年ヲ雇入レントスル申請ニ在リテハ第三條第
 三項ノ規定ニ拘ラズ昭和十八年二月二十日迄トス

學校卒業者使用制限令施行規則中改正の件公布

學校卒業者使用制限令施行規則中改正の件は昭和十八年二月十七日付官報を以て左の通り公布せられた。

學校卒業者使用制限令施行規則中改正の件

(昭和十八年二月十七日) 厚生省令第五號

様式第一號ヲ別記ノ如ク改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記)

學校卒業者使用認可申請書

(國民第一號)

3 申請年月日 年 月 日

1 申請場所 所在地 番 號	2 申請人 姓名 性別 生 年 月 日	3 申請年月日 年 月 日										16 町 區 市 縣 支 庁			
		4 申請理由 申請理由					5 利用状況 利用状況								
6 卒業生 氏名 生 年 月 日	品 目		申請前年(前々年度)卒業生(報告)見込額					申請前年(前々年度)卒業生(報告)見込額					7 申請年月日		
			数量	全	額	%	数量	全	額	%	数量	全		額	%
	計														
8 申請内容 申請内容	1 大 学	2 専 門 学 校	3 専 門 学 校	4 専 門 学 校	5 専 門 学 校	6 専 門 学 校	7 専 門 学 校	8 専 門 学 校	9 専 門 学 校	10 専 門 学 校	11 専 門 学 校	12 専 門 学 校	13 専 門 学 校		
	14 専 門 学 校	15 専 門 学 校	16 専 門 学 校	17 専 門 学 校	18 専 門 学 校	19 専 門 学 校	20 専 門 学 校	21 専 門 学 校	22 専 門 学 校	23 専 門 学 校	24 専 門 学 校	25 専 門 学 校			
	26 専 門 学 校	27 専 門 学 校	28 専 門 学 校	29 専 門 学 校	30 専 門 学 校	31 専 門 学 校	32 専 門 学 校	33 専 門 学 校	34 専 門 学 校	35 専 門 学 校	36 専 門 学 校	37 専 門 学 校	38 専 門 学 校		
	39 専 門 学 校	40 専 門 学 校	41 専 門 学 校	42 専 門 学 校	43 専 門 学 校	44 専 門 学 校	45 専 門 学 校	46 専 門 学 校	47 専 門 学 校	48 専 門 学 校	49 専 門 学 校	50 専 門 学 校	51 専 門 学 校		
	52 専 門 学 校	53 専 門 学 校	54 専 門 学 校	55 専 門 学 校	56 専 門 学 校	57 専 門 学 校	58 専 門 学 校	59 専 門 学 校	60 専 門 学 校	61 専 門 学 校	62 専 門 学 校	63 専 門 学 校	64 専 門 学 校		
	65 専 門 学 校	66 専 門 学 校	67 専 門 学 校	68 専 門 学 校	69 専 門 学 校	70 専 門 学 校	71 専 門 学 校	72 専 門 学 校	73 専 門 学 校	74 専 門 学 校	75 専 門 学 校	76 専 門 学 校	77 専 門 学 校		
	78 専 門 学 校	79 専 門 学 校	80 専 門 学 校	81 専 門 学 校	82 専 門 学 校	83 専 門 学 校	84 専 門 学 校	85 専 門 学 校	86 専 門 学 校	87 専 門 学 校	88 専 門 学 校	89 専 門 学 校	90 専 門 学 校		
	91 専 門 学 校	92 専 門 学 校	93 専 門 学 校	94 専 門 学 校	95 専 門 学 校	96 専 門 学 校	97 専 門 学 校	98 専 門 学 校	99 専 門 学 校	100 専 門 学 校	101 専 門 学 校	102 専 門 学 校	103 専 門 学 校		
	104 専 門 学 校	105 専 門 学 校	106 専 門 学 校	107 専 門 学 校	108 専 門 学 校	109 専 門 学 校	110 専 門 学 校	111 専 門 学 校	112 専 門 学 校	113 専 門 学 校	114 専 門 学 校	115 専 門 学 校	116 専 門 学 校		
	117 専 門 学 校	118 専 門 学 校	119 専 門 学 校	120 専 門 学 校	121 専 門 学 校	122 専 門 学 校	123 専 門 学 校	124 専 門 学 校	125 専 門 学 校	126 専 門 学 校	127 専 門 学 校	128 専 門 学 校	129 専 門 学 校		
	130 専 門 学 校	131 専 門 学 校	132 専 門 学 校	133 専 門 学 校	134 専 門 学 校	135 専 門 学 校	136 専 門 学 校	137 専 門 学 校	138 専 門 学 校	139 専 門 学 校	140 専 門 学 校	141 専 門 学 校	142 専 門 学 校		

申請書作成上ノ注意

- 一、本申請書ハ學校卒業者ヲ使用スベキ工場、事業場又ハ事務所別ニ作成スルコト
此ノ場合ニ於テ卒業者ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所ニ以上アルトキハ主
トシテ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所ニ付作成シ、勤務ノ性質上其ノ場所一
定セザルモノ(例ヘバ電氣業、鐵道及軌道、海運業、航空業、電信電話事業、土
木建築業、放送事業等)ニ在リテハ使用者ノ主タル事務所ニ付作成スルコト
- 二、本申請書ニハ副本ニ通テ作成添付スルコト
- 三、「主要生産品目及其ノ額」ノ欄(4)ノ記載ニ付テハ左ニ依ルコト
イ、「生産品目」ハ昭和十四年十二月二十三日商工省告示第三百七十三號ノ生産品
名及主要事業分類ノ生産品目名ニ依リ成ルベク具體的ニ記載スルコト
ロ、生産數量ノ單位ハ任意トスルモ全記載ヲ通ジ統一シ、生産金額ニ付テハ各品
目別ノ生産金額ノ總生産金額ニ對スル百分比ヲ各生産金額ノ右ノ欄ニ記載スル
コト
- ハ、軍ヨリ直接受註ノモノニシテ生産額ノ記載困難ナルモノアルトキハ之ヲ記載
セザルヲ得ルコト但シ生産品名ハ(イ)ニ依リ必ズ之ヲ記載スルコト
- 四、「利用狀況」ノ欄(5)ニハ申請ノ時ノ直前ノ事業年度ニ於ケル生産金額ニ依ル百分
比ヲ記載シ其ノ「軍需」ノ欄ニハ軍ニ直接納入シタルモノ其ノ他軍ノ用ニ供セラレ
タルコト明カナルモノ「官需」ノ欄ニハ軍ヲ除ク官廳ニ直接納入シタルモノニ付記
載スルコト尙生擴ノ品目ニ付テハ「生擴」ノ欄ニ記入スルコト
- 五、「事業ノ種類」ノ欄(6)ニハ使用場所ニ於ケル主タル事業ノ種類ヲ具體的ニ例ヘバ
石炭鑛業、航空機製造業、石油精製業等ノ如ク記載スルコト
- 六、學校ノ程度ハ「大學」「專門學校」及「實業學校」トシ學科ハ左ノ例ニ依リ區分シ記
載スルコト

- 機 械—機械工學科、機械學科、化學機械科、工作機械科、鑛山機械科、機
關科、航空學科ノ發動機分科、計器科、原動機科、紡織機械科、木
型科、鑄工科、鑄工冶金科、鍛工科、鍛工冶金科、金屬工藝科、板
金科、仕上科、精密機械科、應用物理學科、應用化學科ノ應用物

17	標準法令名	主務官廳名	認許可又ハ命令年月日	認許可又ハ命令番號	認許可又ハ命令ノ概要
17 ニ關スル事項 ニ依ル新設 臨時認許可其ノ他法令ニ依 臨時認許可其ノ他法令ニ依					
18 新設又ハ擴張計畫ノ概要					
19 其ノ他					
20 特ニ附屬ス				21 備考	

(裏面)

理分科、理學科ノ應用理學部選擇第一其ノ他之等ノ學科ニ進ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

造 兵—造兵學科、精密工學科

造 船—造船學科、船舶工學科(航空分科ハ之ヲ除ク)其ノ他之等ノ學科ニ進ズベキ學科又ハ分科

航 空—航空學科其ノ他之ニ進ズベキ學科又ハ分科(機關科、航空發動機分科ハ之ヲ除キ造船學科ノ航空分科ヲ含ム)

冶 金—冶金學科、金屬工學科、金屬學科、金屬工業科、應用金屬學科、探

鑛冶金科ノ冶金分科其ノ他之等ノ學科ニ進ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

電 氣—電氣工學科、電機科、通信工學科其ノ他之等ノ學科ニ進ズベキ學科又ハ分科

應用化學—應用化學科、電氣化學科、化學工學科、工業化學科、纖維化學科、應用理化學科ノ應用化學分科、理學科ノ應用理學部選擇第二其ノ他

色 之等ノ學科ニ進ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)
染—染料學科、染色學科、色染科、色染仕上科其ノ他之等ノ學科ニ進ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

人造纖維—人造纖維科、化學纖維科

窯 業—窯業學科其ノ他之ニ進ズベキ學科
料—燃料學科其ノ他之ニ進ズベキ學科

火 藥—火藥學科
探 鑛—探鑛學科、鑛山工學科、探炭工學科、探鑛冶金科ノ探鑛分科其ノ他

之等ノ學科ニ進ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

土 木—土木工學科其ノ他之ニ進ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)
建 築—建築學科其ノ他之ニ進ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

七、「總使用員數」ノ欄(8)ニハ當該使用場所ニ於ケル學校卒業生(本令施行前ノ卒業

者ヲ含ム)ノ總員數ヲ記載スルコト

八、申請員數ノ欄(9)ハ學校程度及學科別ニ其ノ所要員數ヲ正確ニ記載スルコト

尙大學卒業生ニ付前記ノ分類ニ依ル學科中特ニ專門ノ事項ヲ修メタル者ヲ希望スル場合ハ其ノ專攻ノ事項ヲ明ニシタル書類ヲ別紙添付スルコト

九、「擴張等ニ依リ新規ニ要スル工員又ハ鑛夫ノ員數」ノ欄(11)ニハ具體的ニ確定シ居リ申請ノ年ノ翌年三月末迄ニ計畫實施進捗ノ限度ニ於ケル新規要員數ニシテ雇入確實ナルモノヲ記載スルコト

十、「在勤者中夜間授業ノ指定ノ學校ヲ申請ノ年ニ卒業スベキ者ニシテ申請人ニ於テ引續キ使用セントスルモノ」ノ欄(10)ノ記載ニ際リテハ該當者ノ有無ヲ入念ニ調査シ記載事項ノ正確ヲ期スルコト尙本欄記載ノ者ニ付テハ其ノ學校程度及學科別員數ヲ申請員數(12)中ニ含マシムルコト

十一、申請ノ時迄ノ一年間ニ南方ニ轉出シタル學校卒業生(本令施行前ノ卒業生ヲ含ム)アルトキ又ハ向後一年間ニ南方ニ轉出セシメントスル學校卒業生ニシテ具體的ニ確定セルモノ乃至見込確實ナルモノアルトキハ其ノ學校程度別及學科別員數ヲ地域別ニ「其ノ他」ノ欄(10)ニ記載スルコト

十二、將來會社ノ理事者タラシムル目的ヲ以テ其ノ會社ノ理事者ノ子弟等ヲ使用セントスル場合其ノ他特定ノ學校卒業生ヲ使用スベキ事情ノ存スル場合ハ其ノ大要ヲ「特ニ斟酌スベキ事情」ノ欄(20)ニ記載スルコト

十三、※印ノ附シタル箇所ハ申請人ニ於テ記載ヲ爲サザルコト

十四、本申請書ハ軍需品ヲ生産スル工場、事業場等ニ付テハ

テハ「極 祕」ノ印ヲ捺印スルコト

十五、本申請書ハ卒業生ヲ使用セントスル工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監、鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付

テハ鑛山監督局長)宛親展披トシテ其ノ封皮ノ表ニハ「學卒申請」ト朱書スルコト

賃金統制令施行規則中改正の件公布

賃金統制令施行規則中改正の件は昭和十八年二月十三日付官報を以て左の通公布せられた。

賃金統制令施行規則中改正ノ件

(昭和十八年二月十三日)
(厚生省令第二二號)

第十條中「坑内ニ於テ就業スル鑛夫」ノ下ニ「及第十一條第一項第三號、第四號又ハ第五號ニ該當スル勞務者ニシテ修了又ハ學習後工場又ハ鑛山ニ始メテ雇傭セララル者」ヲ加ヘ、第二號及第三號中「一年」ヲ「六月」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

昭和十五年十月十日 厚生省令第四十六號 賃金統制令施行規則抄録

第十條 令第十條第二項ノ命令ヲ以テ定ムル期間ハ

- 坑内ニ於テ就業スル鑛夫ニ付テハ三月トシ其ノ他ノ工場鑛山ノ勞務者ニ付テハ左ノ各號ニ依ル
- 一 三十歳未満ノ未經験勞務者 三月
- 二 三十歳未満ノ經驗勞務者 一年
- 三 三十歳以上四十歳未満ノ勞務者 一年

健康保險及國民健康保險の保險醫及

保險藥劑師の指定に關する件公布

健康保險及國民健康保險の保險醫及保險藥劑師の指定に關する件は昭和十八年二月二日付官報を以て左の如く定められた。

健康保險及國民健康保險ノ保險醫及保險藥劑師ノ指定ニ關スル件

(昭和十八年二月二日)
(厚生省令第一二號)

第一條 健康保險及國民健康保險ノ保險醫及保險藥劑師ノ指定ニ關シテハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニシテ保險醫又ハ保險藥劑師ノ指定ヲ受ケントスルモノハ左ニ掲ゲル事項ヲ記載シタル願書ヲ其ノ病院若ハ診療所又ハ薬局ノ所在地ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ在リテハ健康保險ニ關シテハ警視總監國民健康保險ニ關シテハ東京府知事以下同ジ)ニ提出スベシ

- 一 醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ氏名及生年月日
- 二 醫師又ハ齒科醫師ニ在リテハ診療科名及科名專門ヲ標榜スル者ハ其ノ科名
- 三 病院若ハ診療所又ハ薬局ノ名稱及所在地

第三條 地方長官ハ保險醫又ハ保險藥劑師ノ指定ヲ爲サントスルトキハ豫メ文書ヲ以テ道府縣醫師會長、道府縣齒科醫師會長又ハ道府縣藥劑師會長ノ意見ヲ聽クベシ

第四條 地方長官ハ保險醫又ハ保險藥劑師ヲ指定シタルトキハ左ニ掲ゲル事項ヲ告示スベシ

- 一 保險醫又ハ保險藥劑師ノ氏名
 - 二 保險醫ニ在リテハ診療科名及科名專門ヲ標榜スル者ハ其ノ科名
 - 三 病院若ハ診療所又ハ薬局ノ名稱及所在地
 - 四 指定年月日
- 第五條 地方長官ハ必要アリト認ムルトキハ同一ノ病院又ハ診療所ニ勤務スル醫師又ハ齒科醫師ヲ包括シテ指定スルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テハ地方長官ハ前條ノ規定ニ拘ラズ同條第三號及第四號ニ掲ゲル事項並ニ包括シテ指定シタル旨ヲ告示スベシ
- 第六條 保險醫又ハ保險藥劑師ハ其ノ指定アリタルトキハ病院若ハ診療所又ハ薬局ノ見易キ箇所ニ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ表示スベキ標札ヲ掲ゲベシ
- 第七條 保險醫又ハ保險藥劑師ハ第四條第一號乃至第三號ニ掲ゲル事項ニ變更アリタルトキハ變更ノ事項及變更ノ年月日ヲ遲滞ナク其ノ病院若ハ診療所又ハ薬局ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ツベシ但シ第五條第一項ノ規定ニ依リ包括シテ指定シタル場合ニ於テ第四條第一號及第二號ニ掲ゲル事項ニ變更アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 保險醫又ハ保險藥劑師ガ道府縣ニ涉リ其ノ病院若ハ診療所又ハ薬局ヲ變更シタルトキハ前項ノ届出ハ各地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ
- 第八條 地方長官ハ前條ノ届出ヲ受ケタルトキハ變更ノ事項ヲ遲滞ナク告示スベシ
- 第九條 保險醫又ハ保險藥劑師ハ已ムヲ得ザル理由ニ依リ其ノ指定ノ取消ヲ受ケントスルトキハ其ノ理由ヲ記載シタル願書ヲ其ノ病院若ハ診療所又ハ薬局ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ
- 前項ノ規定ハ保險醫又ハ保險藥劑師ガ其ノ業ヲ休止シ又ハ廢止シタル場合ニ之ヲ準用ス
- 保險醫又ハ保險藥劑師ガ死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ戸籍法ニ依ル死亡又ハ失踪ノ届出義務

者ニ於テ其ノ旨ヲ病院若ハ診療所又ハ薬局ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ヅベシ

第十條 地方長官ハ保險醫又ハ保險藥劑師ノ指定ノ取消ヲ爲シタルトキハ第四條第一號及第三號ニ掲グル事項(第五條第一項ノ規定ニ依リ包括シテ指定シタル場合ニ在リテハ第三號ニ掲グル事項)竝ニ取消ノ年月日ヲ告示スベシ

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
但シ第二條及第三條ノ規定ハ本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ地方長官ノ指定ヲ受ケ居ル醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ指定ニ關シテハ第四條ノ規定ニ拘ラズ一括シテ告示スルコトヲ得

勞働者災害扶助法施行令中改正の件

公布

勞働者災害扶助法施行令中改正の件は昭和十八年二月十三日付官報を以て左の通り公布せられた。

勞働者災害扶助法施行令中改正ノ件

(昭和十八年二月十二日勅令第六十六號)

第十五條第一項第一號中「五十五錢」ヲ「一圓」ニ、「八十錢」ヲ「一圓四十錢」ニ、「一圓三十錢」ヲ「二圓」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十八年三月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前支給事由ヲ生ジタル扶助ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

(參照)

昭和六年八月二十勅令第二百七十六號勞働者災害扶助法施行令抄録

第十五條第一項

標準賃金ハ左ノ各號ノ金額トス
一 勞働者災害扶助法第一條第一項第二號(ロ)ノ注文ニ依ル工事又ハ同號(ハ)ノ工事ニ使用セラルル者ニ付テハ一日ニ付十六歳未満ノ者ハ五十五錢、十六歳以上ノ女子ハ八十錢、其ノ他ノ者ハ一圓三十錢

農業團體法の公布

第八十一議會の協賛を経たる農業團體法は人口政策的見地からも關心せらるゝところ多いが、同法は昭和十八年三月十一日付官報を以て左の如く公布せられた。

農業團體法 (昭和十八年三月十日法律第四十六號)

第一章 總則

第一條 農業團體ハ市町村農業會、道府縣農業會、全國農業經濟會及中央農業會トス

第二條 農業團體ハ法人トス

第三條 農業團體ハ行政官廳之ヲ監督ス

第四條 農業團體ハ農業ニ關スル事項ニ付行政廳ニ建議スルコトヲ得

農業團體ハ行政廳ノ諮問ニ對シ答申スベシ

第五條 行政官廳ハ農業團體ニ對シ農業ニ關スル報告書ノ提出及農業ニ關スル事項ノ調査ヲ命ズルコトヲ得

第六條 農業團體ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第七條 本法ニ規定スルモノノ外農業團體ノ設立、管理、解散、清算其ノ他農業團體ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 本法ニ於テ農業トハ耕作、養畜(馬ニ關スルモノヲ除ク)又ハ養蠶ノ業務及之ニ附隨スル業務ヲ謂フ

第九條 樺太ニ於テ本法ヲ適用スルニ付必要ナル事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第二章 市町村農業會及道府縣農業會

第十條 市町村農業會及道府縣農業會(以下地方農業會ト稱ス)ハ農業ニ關スル國策ニ即應シ農業ノ整備發達ヲ圖リ且會員ノ農業及經濟ノ發達ニ必要ナル事業ヲ行フコトヲ目的トス

第十一條 地方農業會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一 農業ノ指導獎勵其ノ他農業ノ發達ニ關スル施設

二 農業ノ統制ニ關スル施設

三 會員ノ販賣スル物ノ賣却又ハ其ノ加工ニ關スル施設

四 會員ニ必要ナル農業用物資ノ購買又ハ其ノ加工若ハ生産ニ關スル施設

五 會員ニ必要ナル農業資金ノ貸付又ハ農業用設備ノ利用ニ關スル施設

六 會員ノ貯金ノ受入ニ關スル施設
地方農業會ハ其ノ目的ヲ達スル爲前項ノ事業ノ外左

ノ事業ヲ行フコトヲ得

一 會員ニ必要ナル物ノ購買又ハ其ノ加工若ハ生産ニ關スル施設

二 會員ニ必要ナル資金ノ貸付又ハ設備ノ利用ニ關スル施設

三 農業ニ關スル調査及研究

四 農業ニ従事スル者ノ福利増進ニ關スル施設

五 前項又ハ前各號ノ事業ニ附帶スル事業

地方農業會前項第四號又ハ第五號ノ事業ヲ行ハントスルトキハ行政官廳ノ認可ヲ受ケベシ

地方農業會ノ施設ハ命令ノ定ムル所ニ依リ會員以外ノ者ヲシテ之ヲ利用セシムルコトヲ得

道府縣農業會ハ命令ヲ以テ定ムル金融機關ニ對シ會員ノ爲ニ債務ノ保證ヲ爲シ又ハ當該金融機關ノ委任ヲ受ケ其ノ債權ノ取立ヲ爲スコトヲ得

道府縣農業會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ會員ニ對シ手形ノ割引ヲ爲スコトヲ得

第十二條 地方農業會ノ地區ハ市町村農業會ニ在リテハ市町村(町村ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ)、道府縣農業會ニ在リテハ道府縣ノ區域ニ依リ

特別ノ事由アルトキハ市町村農業會ノ地區ハ市町村ノ區域ニ依ラザルコトヲ得

第十三條 地方農業會ハ其ノ名稱中ニ市、町若ハ村農業會又ハ道、府若ハ縣農業會ナル文字ヲ用フベシ但シ前條第二項ノ場合ニ於テハ市町村農業會ハ其ノ名稱中ニ市、町又ハ村ナル文字ヲ用ヒザルコトヲ得

地方農業會ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ前項ニ掲グル文字ヲ用フルコトヲ得ス

第十四條 市町村農業會ハ左ニ掲グル者ヲ以テ其ノ會

員トス但シ國、公共團體及勸令ヲ以テ定ムル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 其ノ地區内ニ於テ農業ヲ營ム者

二 其ノ地區内ノ耕地、牧野又ハ原野ヲ所有スル者

三 前二號ノ者ニ準ズル者ニシテ勸令ヲ以テ定ムルモノ

道府縣農業會ハ其ノ地區内ノ市町村農業會ヲ以テ其ノ會員トス

第十五條 左ニ掲グル者ハ市町村農業會ノ會員ト爲ルコトヲ得但シ其ノ者ガ法人ナルトキハ命令ヲ以テ定ムル法人ニシテ行政官廳ノ認可ヲ受ケタルモノニ限ル

一 其ノ地區内ニ住所ヲ有スル者ニシテ農業ニ密接ナル關係ヲ有スルモノ

二 其ノ他命令ヲ以テ定ムル者

道府縣農業會ノ地區内ニ住所ヲ有スル法人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ當該道府縣農業會ノ會員ト爲ルコトヲ得

第十六條 地方農業會ヲ設立セントスルトキハ勸令ノ定ムル所ニ依リ第十四條ノ規定ニ依リ會員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ會則其ノ他設立ニ必要ナル事項ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受ケベシ

第十七條 地方農業會ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第十八條 地方農業會成立シタルトキハ第十四條ノ規定ニ依リ會員タル資格ヲ有スル者ハ總テ其ノ會員トス

第十九條 會則ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 目的及事業

二 名稱

三 地區

四 事務所ノ所在地

五 出資又ハ費用分擔ノ方法

六 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

第二十條 地方農業會ニ總會ヲ置ク會員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス但シ會則ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 左ノ事項ハ總會ノ議決ヲ經ベシ會則ノ變更

一 賦課金ノ賦課徵收方法

二 事業報告書、財産目錄及貸借對照表ノ承認

三 剩餘金ノ處分又ハ損失ノ處理

四 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

前項第一號及第二號ノ事項ノ議決ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十二條 總會ハ會長之ヲ招集ス

第二十三條 總會ノ議長ハ會長ヲ以テ之ニ充ツ

第二十四條 總會ノ議事ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外出席者ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可非同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十五條 總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ縣會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルモノハ會長之ヲ專決處分スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ會長ハ次ノ總會ニ於テハ其ノ承認ヲ求ムベシ

第二十六條 地方農業會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ總會ニ代ルベキ總代會ヲ設クルコトヲ得

第七

報

報

報

報

報

報

報

報

報

報

報

報

第二十七條 地方農業會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人

副會長 一人若ハ若干人

理事 若干人

監事 若干人

道府縣農業會ニハ前項ノ役員ノ外會則ノ定ムル所ニ依リ評議員若干人ヲ置クコトヲ得

第二十八條 會長ハ地方農業會ヲ代表シ業務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會則ノ定ムル所ニ依ル業務ヲ掌理シ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ會長及副會長ノ指揮ヲ受ケ業務ヲ執行シ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ會長及副會長共ニ事故アルトキハ會長ノ職務ヲ代理シ會長及副會長共ニ缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フ

監事ハ業務ノ執行及財産ノ狀況ヲ監査ス

評議員ハ會長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ會長ニ對シ意見ヲ具申ス

第二十九條 會長ハ總會ニ於テ推薦シタル者ニ就キ市町村農業會ニ在リテハ市町村長(町村長ニ準ズベキモノヲ含ム)ノ意見ヲ徵シ地方長官、道府縣農業會ニ在リテハ地方長官ノ推薦ニ依リ主務大臣之ヲ命ズ

副會長及理事(支部長タル道府縣農業會ノ理事ヲ除ク)ハ總會ニ於テ推薦シタル者ニ就キ會長之ヲ選任ス

支部長タル道府縣農業會ノ理事ハ支務區域内ノ市町村農業會ノ會長ヲ以テ組織スル會議ニ於テ推薦シタル者ニ就キ會長之ヲ選任ス

監事ハ總會ニ於テ之ヲ選任ス

評議員ハ農業ニ關シ學識經驗アル者ノ申ヨリ會長之ヲ選任ス

道府縣農業會ノ副會長及理事ノ選任ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第三十條 地方農業會ノ役員ノ任期ハ左ノ通トス

會長 三年

副會長 三年

理事 三年

監事 二年

評議員 二年

會長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ副會長又ハ理事ヲ解任スルコトヲ得

監事ハ任期中ト雖モ總會ニ於テ之ヲ解任スルコトヲ得

第二項ノ規定ニ依ル副會長又ハ理事ノ解任ハ行政官應ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第三十一條 地方農業會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員ニ對シ經費ヲ賦課スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル經費賦課ハ第十一條第一項第一號、第二號及同條第二項第三號、第四號ノ事業並ニ此等ノ事業ニ關係アル範圍内ニ於ケル同項第五號ノ事業ニ關シ勅令ヲ以テ定ムル經費ニ限ル

第三十二條 地方農業會ハ前條第二項ノ事業ヲ行フ爲メ特別ノ賦課金ヲ課スルコトヲ得

第三十三條 地方農業會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ會則又ハ統制規程ニ違反シタル會員ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第三十四條 市町村農業會ノ賦課金又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ當該市町村農業會ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ市町村農業會ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スベシ

市町村ガ前項ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ其ノ處分ニ着手セズ又ハ九十日以内ニ之ヲ結了セザルトキハ會長ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ處分スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村制第百十一條第一項及第四項ノ規定ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徵收金ニ次ギ其ノ時効ニ付テハ市町村稅ノ例ニ依ル

市町村農業會ノ賦課金ノ賦課又ハ過怠金ノ徵收ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ異議ノ申立、訴願及行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第三十五條 地方農業會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ第三十一條第二項ノ事業ニ關シ使用料及手数料ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ使用料及手数料ノ徵收ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第三十六條 會員ハ出資一口以上ヲ有スベシ但シ第十四條第一項ノ規定ニ依ル會員ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第三十七條 地方農業會ノ會員ニシテ出資ヲ有スルモノノ責任ハ第三十一條及第三十二條ノ規定ニ依ル費用負擔ノ外其ノ出資額ヲ限度トス

第三十八條 道府縣農業會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ郡

ノ區域(北海道ニ在リテハ北海道廳支廳長ノ管轄區域トス)若ハ之ニ準ズベキ區域又ハ主務大臣ノ指定スル市ノ區域ニ支部ヲ設置スルコトヲ得

支部長ハ理事ヲ以テ之ニ充ツ支部ノ事務ヲ掌理ス

第三十九條 地方農業會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ總會ノ議決ヲ經テ農業ノ統制ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更シ又ハ廢止セントスルトキ亦同ジ

第四十條 行政官廳農業ノ整備發達ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ地方農業會ニ對シ必要ナル事業ノ施行ヲ命ジ又ハ會則ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第四十一條 行政官廳農業ノ整備發達ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ市町村農業會ノ會員ニ對シ當該農業會ノ行政官廳農業ノ整備發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ市町村農業會ノ會員以外ノ者ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノニ對シ當該農業會ノ行政官廳農業ノ整備發達ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ定ムル農業ニ關スル團體ニ對シ市町村農業會ノ事業ニ付協力スベキコトヲ命スルコトヲ得

第四十二條 行政官廳農業ノ整備發達ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ定ムル農業ニ關スル團體ニ對シ市町村農業會ノ事業ニ付協力スベキコトヲ命スルコトヲ得

第四十三條 行政官廳ハ地方農業會ニ對シ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十四條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ地方農業會ノ事務所、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物

件ヲ檢査セシムルコトヲ得

第四十五條 會長ノ職務ヲ行フ者ナキトキハ行政官廳ハ會員其ノ他適當ナル者ヲ指定シテ會長ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第四十六條 行政官廳ハ會長ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害シタルトキ其ノ他農業ノ整備發達上會長ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

行政官廳ハ副會長、理事、監事又ハ評議員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害シタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第四十七條 行政官廳ハ地方農業會ノ決議又ハ會長、副會長、理事若ハ監事ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害シタルトキハ其ノ決議ヲ取消シ、地方農業會ノ業務ヲ停止シ又ハ地方農業會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第四十八條 地方農業會ニハ所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セズ

第三章 全國農業經濟會

第四十九條 全國農業經濟會ハ農業ニ關スル國策ニ即應シ會員ノ事業ニ必要ナル經濟事業ヲ行フコトヲ目的トス

第五十條 全國農業經濟會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一 會員ノ販賣スル物ノ賣却又ハ其ノ加工ニ關スル施設

二 會員ニ必要ナル物ノ購買又ハ其ノ加工若ハ生産ニ關スル施設

三 會員ニ必要ナル設備ノ利用ニ關スル施設

四 前各號ノ事業ニ附帶スル事業

全國農業經濟會前項第四號ノ事業ヲ行ハントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五十一條 全國農業經濟會ノ地區ハ全國ノ區域ニ依ル

第五十二條 全國農業經濟會ノ名稱ニハ全國農業經濟會ナル文字ヲ用フベシ

全國農業經濟會ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ前項ニ掲グル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第五十三條 全國農業經濟會ハ道府縣農業會ヲ以テ其ノ會員トス

市町村農業會ハ全國農業經濟會ノ會員ト爲ルコトヲ得

第五十四條 全國農業經濟會ニ左ノ役員ヲ置ク

理事長 一人

理事 三人以上

監事 二人以上

第五十五條 理事長ハ農業ニ關シ學識經驗アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

理事ハ總會ニ於テ推薦シタル者ニ就キ理事長之ヲ選任ス

監事ハ總會ニ於テ之ヲ選任ス

第二項ノ規定ニ依ル理事ノ選任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第五十六條 理事長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十七條 第十八條乃至第二十六條、第二十八條第一項、第三項、第四項、第三十條、第三十三條、第

三十六條第二項本文、第二項、第三十七條、第四十條及第四十三條乃至第四十八條ノ規定ハ全國農業經濟會ニ付テ準用ス但シ第十八條中第十四條トアルハ第五十三條第一項トシ第二十二條、第二十三條、第二十五條、第二十八條第一項、第三十條、第四十五條、第四十六條及第四十七條中會長トアルハ理事長トシ第二十八條第三項中會長又ハ會長及副會長トアルハ理事長トス

第四章 中央農業會

第五十八條 中央農業會ハ農業ニ關スル國策ニ即應シ農業ノ整備發達ヲ圖ルコトヲ目的トス

第五十九條 中央農業會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 農業ノ指導獎勵其ノ他農業ノ發達ニ關スル施設
 - 二 農業ノ統制ニ關スル施設
 - 三 農業ニ關スル調査及研究
 - 四 農業ニ從事スル者ノ福利増進ニ關スル施設
 - 五 前各號ノ事業ニ附帶スル事業
- 中央農業會前項第四號及第五號ノ事業ヲ行ハントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第六十條 中央農業會ノ名稱ニハ中央農業會ナル文字ヲ用フベシ

中央農業會ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ前項ニ掲グル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第六十一條 中央農業會ハ道府縣農業會及全國農業經濟會ヲ以テ其ノ會員トス

第六十二條 左ノ事項ハ總會ニ諮リテ會長之ヲ決ス

- 一 會則ノ變更
- 二 賦課金ノ賦課徵收方法

三 收支豫算

前項第一號及第二號ノ事項ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第六十三條 會長ハ毎年總會ニ中央農業會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ理事ヲシテ財産ノ狀況ヲ報告セシムベシ

第六十四條 中央農業會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人

副會長 二人以内

理事 三人以上

監事 二人以上

評議員 若干人

第六十五條 會長及副會長ハ農業ニ關シ學識經驗アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

理事及評議員ハ農業ニ關シ學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ選任ス

監事ハ總會ニ於テ之ヲ選任ス

第二項ノ規定ニ依ル理事ノ選任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第六十六條 第十八條、第十九條、第二十條第一項、第二項本文、第二十二條乃至第二十四條、第二十五條第一項、第二十八條、第三十條、第三十一條第一項、第三十二條、第三十三條、第三十五條、第三十九條、第四十條、第四十三條乃至第四十八條、第五十一條及第五十六條ノ規定ハ之ヲ中央農業會ニ付準用ス但シ第十八條中第十四條トアルハ第六十一條トシ第三十二條中前條第二項トアルハ第五十九條第一項トシ第三十五條中第三十一條第二項トアルハ第五十九條第一項トシ第三十九條中總會ノ議決ヲ經テトアルハ總會ニ諮リテトシ第四十六條中會長トアルハ

會長又ハ副會長トシ副會長、理事、監事又ハ評議員トアルハ理事、監事又ハ評議員トシ第五十六條中理事長トアルハ會長、副會長トス

第五章 罰則

第六十七條 地方農業會ノ會長、副會長、理事若ハ監事、全國農業經濟會ノ理事長、理事若ハ監事又ハ第四十五條(第五十七條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル地方農業會ノ會長若ハ全國農業經濟會ノ理事長ノ職務ヲ行フ者何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ當該團體ノ事業ノ範圍外ニ於テ貸付若ハ手形ノ割引ヲ爲シ又ハ投機取引ノ爲ニ當該團體ノ財産ヲ處分シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ規定ハ刑法ニ正條アル場合ニハ之ヲ適用セズ

第六十八條 第四十一條ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十九條 法人又ハ人ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

前條ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七十條 第四十四條(第五十七條及第六十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ千圓以下ノ罰金

ニ處ス

第七十一條 農業團體ノ會長、理事長、副會長、理事、監事、清算人若ハ使用人又ハ第四十五條(第五

十七條及第六十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下同ジ)ノ規定ニ依ル會長若ハ理事長ノ職務ヲ行フ者其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求シ若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第七十二條 前條第一項ノ者ニ對シ賄賂ヲ交付シ又ハ之ヲ提供シ若ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得

第七十三條 農業團體本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ會長、理事長、會長若ハ理事長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副會長若ハ理事、清算人又ハ第四十五條ノ規定ニ依ル會長若ハ理事長ノ職務ヲ行フ者ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス

第七十四條 全國農業經濟會ノ理事長若ハ理事又ハ中央農業會ノ會長、副會長若ハ理事第五十六條(第六十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ違反シ他ノ職務又ハ商業ニ從事シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第七十五條 第十三條第二項、第五十二條第二項又ハ

第六十條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

附則

第七十六條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第九十九條ノ規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七十七條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ中央農業會ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第七十八條 主務大臣前條ノ規定ニ依リ設立委員ヲ命ジタルトキハ帝國農會、產業組合中央會、全國養蠶業組合聯合會及勅令ヲ以テ定ムル法人ニ對シ其ノ解散ヲ命ズ

前項ノ法人ハ中央農業會成立ノ時解散スルモノトシ其ノ權利義務(其ノ法人ガ其ノ行フ事業ニ關シ行政官廳ノ許可、認可其ノ他ノ處分ニ基キ有スル權利義務ヲ含ム)ハ中央農業會之ヲ承繼ス此ノ場合ニ於テハ他ノ法令中解散及清算ニ關スル規定ハ之ヲ其ノ法人ニ適用セズ

第七十九條 設立委員ハ遲滞ナク前條第一項ノ法人ヲ組織スル者ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノノ總會ヲ召集シ之ニ諮リテ會則其ノ他設立ニ必要ナル事項ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第八十條 中央農業會ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第八十一條 中央農業會成立シタルトキハ第七十九條ノ規定スル者ハ第六十一條ノ規定ニ拘ラズ總テ其ノ會員トス

第八十二條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ全國農業經濟會ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第八十三條 主務大臣前條ノ規定ニ依リ設立委員ヲ命ジタルトキハ保證責任全國購買販賣組合會ニ對シ其ノ解散ヲ命ズ

第八十四條 設立委員ハ遲滞ナク保證責任全國購買販賣組合會ヲ組織スル者ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノノ總會ヲ召集シ其ノ議決ヲ經テ會則、保證責任全國購買販賣組合會ノ出資ニ對スル全國農業經濟會ノ出資ノ引當其ノ他設立ニ必要ナル事項ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第八十五條 全國農業經濟會成立シタルトキハ保證責任全國購買販賣組合會ヲ組織スル者ハ第五十三條ノ規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ總テ其ノ會員トス

第八十六條 第七十八條第二項及第八十條ノ規定ハ全國農業經濟會ニ付之ヲ準用ス

第八十七條 行政官廳地方農業會ヲ設立スル爲必要アリト認ムルトキハ設立委員ヲ命ジ地方農業會ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第八十八條 行政官廳前條ノ規定ニ依リ設立委員ヲ命ジタルトキハ道府縣農業會ヲ設立スル場合ニ在リテハ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外郡又ハ道府縣ノ區域ヲ地區又ハ區域トスル農會、茶業組合、茶業組合聯合會議所、畜産組合、畜産組合聯合會、產業組合聯合會、養蠶業組合、養蠶業組合聯合會其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ニ對シ、市町村農業會ヲ設立スル場合ニ在リテハ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外市町村ノ區域ヲ地區又ハ區域トスル農會、畜産組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ニ對シ其ノ解散ヲ命ズ

第八十九條 設立委員ハ遲滞ナク道府縣農業會ヲ設立

スル場合ニ在リテハ前條前段ニ規定スル法人ヲ組織スル者ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ、市町村農業會ヲ設立スル場合ニ在リテハ同條後段ニ規定スル法人ヲ組織スル者ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノノ總會ヲ

體トノ間又ハ當該受命法人ノ所屬シタル法人ト當該農業團體トノ間ノ關係ニ付テハ本法及他ノ法令ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

招集シ其ノ議決ヲ經テ會則、産業組合聯合會、産業組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ノ出資ニ對スル道府縣農業會又ハ市町村農業會ノ出資ノ引當其ノ他設立ニ必要ナル事項ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第九十五條 受命法人ノ行フ第十一條第二項第四號、第五號、第五十條第一項第四號又ハ第五十九條第一項第四號、第五號ニ掲グル事業ヲ第七十八條第二項

第九十條 地方農業會成立シタルトキハ道府縣農業會ニ在リテハ第八十八條前段ニ規定スル法人ヲ組織スル者ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ、市町村農業會ニ在リテハ同條後段ニ規定スル法人ヲ組織スル者ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノハ第十四條又ハ第十五條ノ規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ總テ其ノ會員トス

(第八十六條又ハ第九十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ當該受命法人ノ權利義務ヲ承繼シタル農業團體ガ引續キ行フ場合ニ於テハ當該農業團體ハ當該事業ニ關シ第十一條第三項、第五十條第二項又ハ第五十九條第二項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第九十一條 第七十八條第二項及第八十條ノ規定ハ地方農業會ニ付テヲ準用ス

第九十六條 第十三條、第五十二條又ハ第六十條ノ規定施行ノ際現ニ第十三條第一項、第五十二條第一項又ハ第六十條第一項ニ掲グル名稱ヲ其ノ名稱中ニ用フル者ハ此等ノ規定施行後六月以内ニ其ノ名稱ヲ變更スルコトヲ要ス

第九十二條 行政官廳地方農業會ヲ設立スル爲必要アリト認ムルトキハ農會、畜産組合、畜産組合聯合會其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ニ對シ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ分割ヲ命ズルコトヲ得

第九十七條 農業團體第七十八條第二項(第八十六條又ハ第九十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ受命法人ヨリ不動産又ハ船舶ニ關スル權利ヲ承繼スル場合ニ於ケル其ノ取得ニ付登記ヲ受クルトキハ其ノ登録稅ノ額ハ不動産又ハ船舶ノ價格ノ千分ノ三トス但シ登録稅法ニ依リ算出シタル登録稅ノ額ガ本法ニ依リ算出シタル稅額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル

第九十三條 第七十七條乃至前條ニ規定スルモノノ外農業團體ノ設立並ニ第七十八條第一項、第八十三條及第八十八條ノ法人(以下受命法人ト稱ス)ノ解散ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十八條 全國農業經濟會又ハ地方農業會ガ第八十

第九十四條 第七十七條乃至前條ノ規定ニ依リ農業團體成立シタル場合ニ於テ其ノ農業團體ニ權利義務ヲ承繼セラレタル受命法人ヲ組織スル者ト當該農業團

六條又ハ第九十一條ニ於テ準用スル第七十八條第二項ノ規定ニ依リ産業組合聯合會又ハ産業組合ノ權利義務ヲ承繼スル場合ニ於テハ特別法人稅法ノ適用ニ關シテハ産業組合聯合會又ハ産業組合ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル特別ノ法人ト看做シ全國農業經濟會又ハ地方農業會ハ之ヲ合併ニ因リテ設立シタル特別ノ法人ト看做ス

第九十五條 受命法人ノ行フ第十一條第二項第四號、第五號、第五十條第一項第四號又ハ第五十九條第一項第四號、第五號ニ掲グル事業ヲ第七十八條第二項

第九十九條 印刷稅法中左ノ通改正ス

第九十六條 第十三條、第五十二條又ハ第六十條ノ規定施行ノ際現ニ第十三條第一項、第五十二條第一項又ハ第六十條第一項ニ掲グル名稱ヲ其ノ名稱中ニ用フル者ハ此等ノ規定施行後六月以内ニ其ノ名稱ヲ變更スルコトヲ要ス

第一百條 印刷稅法中左ノ通改正ス

第九十七條 農業團體第七十八條第二項(第八十六條又ハ第九十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ受命法人ヨリ不動産又ハ船舶ニ關スル權利ヲ承繼スル場合ニ於ケル其ノ取得ニ付登記ヲ受クルトキハ其ノ登録稅ノ額ハ不動産又ハ船舶ノ價格ノ千分ノ三トス但シ登録稅法ニ依リ算出シタル登録稅ノ額ガ本法ニ依リ算出シタル稅額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル

第九十八條 全國農業經濟會又ハ地方農業會ガ第八十

第九十九條 印刷稅法中左ノ通改正ス

第一百條 印刷稅法中左ノ通改正ス

第九十條 地方農業會成立シタルトキハ道府縣農業會ニ在リテハ第八十八條前段ニ規定スル法人ヲ組織スル者ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ、市町村農業會ニ在リテハ同條後段ニ規定スル法人ヲ組織スル者ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノハ第十四條又ハ第十五條ノ規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ總テ其ノ會員トス

第九十一條 第七十八條第二項及第八十條ノ規定ハ地方農業會ニ付テヲ準用ス

第九十二條 行政官廳地方農業會ヲ設立スル爲必要アリト認ムルトキハ農會、畜産組合、畜産組合聯合會其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ニ對シ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ分割ヲ命ズルコトヲ得

會」ヲ加フ

第五條第六號中「産業組合」ノ上ニ「市町村農業會、」

ヲ、同條第九號中「産業組合」ノ上ニ「市町村農業會、

道府縣農業會」ヲ加フ

第二百二條 日本勸業銀行法中左ノ通改正ス

「産業債券」ヲ「農林債券」ニ、「産業組合中央金庫」ヲ

「農林中央金庫」ニ改ム

第二百三條 牧野法中左ノ通改正ス

「畜産組合」ヲ「馬匹組合」ニ、「畜産組合聯合會」ヲ

「馬匹組合聯合會」ニ改ム

第二百四條 登録税法中左ノ通改正ス

第六條第一項第十一號中「産業債券」ヲ「農林債券」ニ

改ム第十九條第七號中「産業組合」ノ上ニ「農業團

體」ヲ「産業組合」ノ上ニ「農業團體法」ヲ加ヘ「産

業組合中央會」ヲ削ル

同條第十五號及第十六號中「産業組合中央金庫」ヲ

「市町村農業會、農林中央金庫」ニ改ム

第二百五條 特別法人税法中左ノ通改正ス

第二條中第一號ヲ第一號ノ二、第一號ノ二ヲ第一號

ノ二ノ二トシ第一號トシテ左ノ如ク加フ

一 市町村農業會、道府縣農業會及全國農業經濟

會同條第八號ヲ左ノ如ク改ム

八 農林中央金庫

第二百六條 貯蓄銀行法中左ノ通改正ス

第五條第四號及第五號中「公共團體」ノ下ニ、「市町村

農業會」ヲ加フ

第二百七條 畜産組合法中左ノ通改正ス

「畜産組合法」ヲ「馬匹組合法」ニ改ム

「畜産組合」ヲ「馬匹組合」ニ、「畜産組合聯合會」ヲ「馬

匹組合聯合會」ニ改ム

第一條 削除

第二條中「家畜」ヲ「馬」ニ改ム

第三條及第四條中「畜産上」ノ「馬産上」ニ改ム

第五條中「家畜」ヲ「馬」ニ、「家畜衛生」ヲ「馬ノ衛生」

ニ改ム

第六條第二項中「家畜又ハ」ヲ削ル

第九條中「種畜」ヲ「種馬」ニ、「家畜ノ系統」ヲ「馬ノ

系統」ニ、「家畜衛生」ヲ「馬ノ衛生」ニ改ム

第十條第二項中「家畜又ハ」ヲ、同條第三項中「家畜若

ハ」ヲ削ル

第十一條第一項中「家畜、畜産物又ハ畜産上ノ設備」

ヲ「馬又ハ馬産上ノ設備」ニ改ム

第二十八條中「畜産上」ノ「馬産上」ニ改ム

第三十一條第一項中「第二項ノ場合ヲ除クノ外」ヲ削

ル

同條第二項及第三項ヲ削ル

第三十六條及第三十九條第一項第二號中「家畜若ハ」

ヲ削ル

第四十四條第二項ヲ削ル

第八條 臨時農村負債處理法中左ノ通改正ス

「産業組合中央金庫」ヲ「農林中央金庫」ニ改ム

第十一條第二項中「所屬信用組合」ノ上ニ「所屬市町

村農業會若ハ」ヲ、「組合員」ノ上ニ「會員若ハ」ヲ、信

用組合」ノ上ニ「市町村農業會又ハ」ヲ加フ

第十三條中「産業組合中央金庫特別融通及損失補償

法」ヲ「農林中央金庫特別融通及損失補償法」ニ改ム

第九條 臨時資金調整法中左ノ通改正ス

第二條中「産業組合中央金庫」ヲ「農林中央金庫」ニ改

ム「戰時金融金庫」ノ下ニ「道府縣農業會」ヲ加フ

第一百十條 家畜市場法中左ノ通改正ス

第三條第二項中「産牛馬組合」ニ依リ設置シタル組

合」ヲ「馬匹組合、馬匹組合聯合會、市町村農業會若ハ

道府縣農業會」ニ改ム

第四條中「産牛馬組合法」ニ依リ設置シタル組合」ヲ

「馬匹組合、馬匹組合聯合會、市町村農業會又ハ道

府縣農業會」ニ改ム

第一百一條 農村負債整理組合法中左ノ通改正ス

第八條第一項中「信用組合」ノ上ニ「市町村農業會、」

ヲ加フ

第二十四條第一項中「第七十五條乃至第七十七

條及第二百六條乃至第二百八條」ヲ「及第七十五條

乃至第七十七條」ニ改ム

第一百十二條 農村負債整理資金特別融通及損失補償法

中左ノ通改正ス

「産業組合中央金庫」ヲ「農林中央金庫」ニ、「産業組合

中央金庫特別融通及損失補償法」ヲ「農林中央金庫特

別融通及損失補償法」ニ改ム

第一條第一項中「負債整理組合又ハ農村負債整理組

合法第八條ノ規定」ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人

ヲ「負債整理組合、農村負債整理組合法第八條ノ規

定」ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人又ハ命令ノ定ムル

所」ニ依リ負債ノ整理ヲ爲ス者」ニ改ム

同條第二項中「所屬信用組合」ノ上ニ「所屬市町村農

業會若ハ」ヲ、「信用組合」ノ上ニ「市町村農業會又ハ」

ヲ加ヘ「其ノ組合員タル負債整理組合若ハ農村負債

整理組合法第八條ノ規定」ニ依リ負債整理事業ヲ行フ

法人」ヲ「其ノ會員若ハ組合員タル負債整理組合、農

村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人若ハ命令ノ定ムル所ニ依リ負債ノ整理ヲ爲ス者ニ改ム

第百十三條 農業保險法中左ノ通改正ス

「市農會又ハ町村農會」ヲ「市町村農會」ニ改ム

第百十四條 農業動産信用法中左ノ通改正ス

「信用組合」ノ上ニ「市町村農會」ヲ加フ

第百十五條 農業倉庫業法中左ノ通改正ス

第一條第一項第二號中「販賣組合」ノ上ニ「市町村農會、道府縣農會」ヲ加フ

第四條第一項中「產業組合、農會」ヲ「市町村農會、產業組合」ニ改ム

同條第二項中「產業組合聯合會」ノ上ニ「道府縣農會又ハ」ヲ加フ

第五條第一項中「產業組合又ハ」ヲ「市町村農會若ハ道府縣農會又ハ產業組合若ハ」ニ改メ「產業組合」ノ上ニ「農業團體法又ハ」ヲ加フ

同條第二項中「前項ノ產業組合又ハ」ヲ「前項ノ市町村農會若ハ道府縣農會又ハ產業組合若ハ」ニ改ム

同條第三項中「農會又ハ」ヲ削ル

第十八條第三項ヲ削ル

第十九條第二項及第三項中「販賣組合」ノ上ニ「市町村農會、道府縣農會、全國農業經濟會」ヲ加フ

第二十條中「產業組合聯合會」ノ上ニ「道府縣農會、全國農業經濟會又ハ」ヲ加フ

第二十一條第一項中「產業組合聯合會」ノ上ニ「道府縣農會、全國農業經濟會又ハ」ヲ加フ

上ニ「農業團體法又ハ」ヲ加フ

同條第二項中「產業組合聯合會ハ所屬組合又ハ所屬聯合會ノ爲ニ前項ノ事業ヲ爲スノ外附隨トシテ」ヲ「道府縣農會若ハ全國農業經濟會又ハ產業組合聯合會ハ所屬會員又ハ所屬組合若ハ所屬聯合會ノ爲ニ前項ノ事業ヲ爲スノ外附隨トシテ所屬會員ニ非ザル市町村農會、道府縣農會、全國農業經濟會」ニ改ム

第百十六條 軍馬資源保護法中左ノ通改正ス

第八條第一項中「畜産組合聯合會、畜産組合」ヲ「馬匹組合聯合會、馬匹組合」ニ、同條第二項中「命令ヲ以テ定ムル畜産組合聯合會又ハ道府縣ノ區域ニ依ル畜産組合」ヲ「馬匹組合聯合會又ハ道府縣ノ區域ニ依ル馬匹組合」ニ改ム

第十一條第二項及第三項ヲ削ル

第十二條乃至第十五條 削除

第十七條中「又ハ軍用保護馬鍛鍊中央會」ヲ削ル

第三十一條中「軍用保護馬鍛鍊中央會ノ役員又ハ」ヲ削ル

第三十七條第二項及第三項ヲ削ル

附則第二項ヲ削ル

第百十七條 國民貯蓄組合法中左ノ通改正ス

第一條第三號及第二條第一項第四號中「產業組合」ノ上ニ「市町村農會」ヲ加フ

第四條第一項中「產業組合貯金」ノ上ニ「市町村農會貯金」ヲ加フ

第百十八條 產業組合法中左ノ通改正ス

第九章 產業組合聯合會及產業組合中央會ヲ「第九章 產業組合聯合會」ニ改ム

第七十六條第二項本文中「產業組合」ノ上ニ「市町村農會、道府縣農會」ヲ加フ

第七十六條ノ二中「產業組合中央金庫」ヲ「農林中央金庫」ニ改ム

第八十二條乃至第九十二條 削除

第九十三條ノ三中「又ハ第八十三條第二項」ヲ削ル

第九十四條 削除

第九十六條中「及產業組合中央會」ヲ削ル

第九十七條中「產業組合聯合會登記簿及產業組合中央會登記簿」ヲ「及產業組合聯合會登記簿」ニ改ム

第九十八條第二項第一號中「產業組合聯合會又ハ產業組合中央會」ヲ「又ハ產業組合聯合會」ニ改ム

第百五條中「產業組合聯合會及產業組合中央會」ヲ「及產業組合聯合會」ニ改ム

第百十九條 產業組合中央金庫法中左ノ通改正ス

「產業組合中央金庫法」ヲ「農林中央金庫法」ニ改ム

「產業組合中央金庫」ヲ「農林中央金庫」ニ、產業組合中央金庫監理官ヲ「農林中央金庫監理官」ニ、產業債券ヲ「農林債券」ニ改ム

第二條第三項中「產業組合聯合會」ノ上ニ「道府縣農會」ヲ加フ

第五條第一項中「政府」ノ下ニ「全國農業經濟會、道府縣農會、市町村農會、出資ヲ爲サシムル森林組合聯合會若ハ森林組合」ヲ加フ

第十二條第一項中「三十名以内」ヲ「三十五名以内」ニ改メ「產業組合關係者」ノ上ニ「農業團體關係者、森林組合關係者」ヲ加フ

第十三條第一號中「所屬產業組合聯合會」ノ上ニ「所屬全國農業經濟會、所屬道府縣農會、所屬市町村農會、所屬森林組合聯合會、所屬森林組合」ヲ加フ

同條第二號中「所屬產業組合聯合會」ノ上ニ「所屬全
國農業經濟會、所屬道府縣農業會、所屬市町村農業
會、所屬森林組合聯合會、所屬森林組合」ヲ、「三十
箇年以内」ノ下ニ「所屬森林組合聯合會又ハ所屬森
林組合ニ對シ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ、五十箇年以
内」ヲ加フ

同條第三號、第四號、第六號及第七號中「所屬產業組
合聯合會」ノ上ニ「所屬全國農業經濟會、所屬道府縣
農業會、所屬市町村農業會、所屬森林組合聯合會、
所屬森林組合」ヲ加フ

同條第五號中「產業組合聯合會」ノ上ニ「全國農業經
濟會、道府縣農業會、市町村農業會、森林組合聯合
會、森林組合」ヲ加フ

第十四條ニ左ノ一項ヲ加フ
農林中央金庫ハ所屬森林組合聯合會又ハ所屬森林
組合ニ對シ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ擔保ヲ徵シテ
二十ヶ年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコトヲ得

第十五條第一項第二號中「主務大臣ノ認可ヲ受ケタ
ル」ヲ削リ同項第三號及第四號中「產業組合聯合會」
ノ上ニ「全國農業經濟會、道府縣農業會、市町村農
業會、森林組合聯合會、森林組合」ヲ加フ

第三十條 削除
第三十五條 削除
第二百十條 產業組合中央金庫特別融通及損失補償法
中左ノ通改正ス

「產業組合中央金庫特別融通及損失補償法」ヲ「農林
中央金庫特別融通及損失補償法」ニ改ム
「產業組合中央金庫」ヲ「農林中央金庫」ニ、「產業組合
中央金庫法」ヲ「農林中央金庫法」ニ、「產業債券」ヲ

「農林債券」ニ改ム

第一條中「所屬信用組合聯合會」ノ上ニ「所屬道府縣
農業會、所屬市町村農業會」ヲ加フ

第二百二十一條 產業組合自治監査法中左ノ通改正ス
「產業組合自治監査法」ヲ「農業團體自治監査法」ニ改
ム

「產業組合監査聯合會」ヲ「農業團體監査聯合會」ニ、
「產業組合監査員」ヲ「農業團體監査員」ニ、「產業組
合」ヲ「農業團體」ニ、「當該產業組合」ヲ「當該農業團
體」ニ改ム

第一條第二項中「產業組合聯合會」ノ上ニ「產業組合
及」ヲ加フ

第八條中「產業組合中央會及產業組合中央金庫」ヲ
「農林中央金庫」ニ改ム

第九條第四項ヲ削ル
第二百二十二條 蠶絲業組合法中左ノ通改正ス

第一條中「六種」ヲ「五種」ニ、同條第一號ヲ左ノ如ク
改ム

一 削除
第七條第一項中「養蠶業組合」ヲ削ル

「第二節 養蠶業組合」ヲ「第二節 養蠶實行組合」ニ
改ム

第十六條乃至第十八條 削除
第二十七條乃至第四十條 削除

第四十一條第二項ヲ削ル
第四十三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ區域ニ増減アリタルトキハ其ノ區域ヲ地區
トスル蠶種業組合ノ地區モ亦之ニ應ジテ増減アリ
タルモノトス

第四十四條ノ二ヲ第四十四條ノ七トシ第四十四條ノ
三ヲ第四十四條ノ十三トス

第四十四條ノ二 蠶種業組合ヲ設立セントスルトキ
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ地區内ノ前條ニ掲グ
ル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ
定款ヲ議定シ役員ヲ選任シ收支豫算及經費ノ分賦
收入方法ヲ議決シ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ創立總會ノ決議ニ關シ必要ナル事項ハ命令
ヲ以テ之ヲ定ム
第四十四條ノ三 蠶種業組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタ
ル時成立ス

第四十四條ノ四 蠶種業組合成立シタルトキハ其ノ
地區内ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ其ノ組
合員トス

第四十四條ノ五 蠶種業組合ノ地區内ニ於テ蠶種製
造業ニ關スル事業ヲ行フ法人ニシテ命令ヲ以テ規
定スルモノハ蠶種業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第四十四條ノ六 主務大臣必要アリト認ムルトキハ
區域ヲ指定シ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ蠶
種業組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設立ニ關シ必要ナル事項ハ命令
ヲ以テ之ヲ定ム
第四十四條ノ八 左ニ掲グル事項ハ總會ノ議決ヲ經
ベシ

- 一 收支豫算
- 二 經費ノ分賦收入方法
- 三 命令ヲ以テ規定スル統制ニ關スル施設
- 四 事業報告及收支決算
- 五 借入金

六 基本財産ノ造成、管理及處分

七 定款ノ變更

八 役員ノ選任及解任

九 第六十五條ノ議員ノ選任及解任

十 第六十三條第一項ノ同意

前項第一號乃至第三號、第五號、第七號及第八號ニ掲グル事項ノ決議ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四十四條ノ九 總會ハ組合長之ヲ招集ス

組合員ハ總會ノ三分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及招集ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

組合長正當ノ事由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル後二週間以内ニ總會ヲ招集セザルトキハ請求者ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得

前三項ノ規定ニ依リ總會ヲ招集スルコト能ハザルトキハ行政官廳ハ組合員ヲ指定シテ總會ヲ招集セシムルコトヲ得

第四十四條ノ十 總會ノ議事ハ本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十四條ノ十一 第四十四條ノ八第一項第三號、第七號及第八號ニ掲グル事項ハ總會ニ於テ組合員ノ半数以上出席シ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス

定款ノ變更ガ地區ノ増減ニ關スルトキハ前項ノ規定ニ依ル議決ノ外新ニ編入セラレ又ハ削除セラルベキ區域内ノ組合員タル資格ヲ有スル者又ハ組合

員ノ第四十四條ノ二第一項ノ規定ニ準ズル同意アルコトヲ要ス

第四十四條ノ十二 總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ

輕微ナルモノニ付テハ定款ノ定ムル所ニ依リ書面ヲ以テ組合員ノ意見ヲ徵シ總會ノ議決ニ代フルコトヲ得

第四十四條ノ十四 蠶種業組合ニ組合長一人ヲ置ク蠶種業組合ハ前項ノ役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

前二項ノ役員ハ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ特別ノ事由アルトキハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任スルトコトヲ得

第四十四條ノ十五 組合長ハ蠶種業組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ總理ス

第四十五條 總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ總會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルモノハ組合長定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ專決處分スルトコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ組合長ハ次ノ總會ニ於テ其ノ承認ヲ求ムベシ

第四十八條第二項中「第十七條第二項」ヲ「第四十三條第二項」ニ改ム

第四十九條中「産業組合」ノ上ニ「市町村農業會、道府縣農業會」ヲ加フ

第五十一條 第四十四條ノ二乃至第四十四條ノ四、第四十四條ノ六乃至第四十四條ノ十二及第四十四條ノ十四乃至第四十五條ノ規定ハ産業組合製絲組合及製絲業組合ニ之ヲ準用ス

第四十四條ノ五及第四十四條ノ十三ノ規定ハ製絲

業組合ニ之ヲ準用ス

第五十三條第二項中「第十七條第二項」ヲ「第四十三條第二項」ニ改ム

第五十六條 第四十四條ノ二乃至第四十四條ノ四、第四十四條ノ六乃至第四十四條ノ十二及第四十四條ノ十四乃至第四十五條ノ規定ハ生絲間屋業組合及生絲輸出業組合ニ之ヲ準用ス但シ第四十四條ノ八第一項中第六十五條トアルハ之ヲ第六十五條又ハ第七十六條トシ第六十三條第一項トアルハ之ヲ第六十三條第一項又ハ第七十五條第一項トス

第五十七條中「七種」ヲ「五種」ニ改メ同條第一號及第二號ヲ左ノ如ク改ム

一 削除

二 削除

第五十八條中「又ハ道府縣養蠶業組合聯合會」ヲ削ル

第六十條 蠶絲業組合聯合會ノ地區ハ全國ノ區域ニ依ル

第六十一條第一項中「道、府若ハ縣養蠶業組合聯合會、全國養蠶業組合聯合會」ヲ削ル

第六十二條 全國蠶種業組合聯合會ハ蠶種業組合及蠶種ノ製造ヲ業トスル者ニシテ命令ヲ以テ規定スルモノヲ以テ、全國産業組合製絲組合聯合會ハ産業組合製絲組合及製絲ヲ爲シ又ハ製絲工場ヲ有スル市町村農業會、道府縣農業會、産業組合又ハ産業組合聯合會ニシテ命令ヲ以テ規定スルモノヲ以テ、全國製絲業組合聯合會ハ製絲業組合及生絲ノ製造ヲ業トスル者ニシテ命令ヲ以テ規定スルモノヲ以テ、全國生絲間屋業組合聯合會ハ生絲間屋業組合ヲ以テ、全國生絲輸出業組合聯合會ハ生絲

輸出業組合ヲ以テ其ノ會員トス

第六十三條第二項中「第三十六條第一項」ヲ「第四十

四條ノ十一第一項」ニ改ム

第六十八條 第四條乃至第六條、第九條第一項、第

十條、第十二條乃至第十四條、第四十四條ノ三、

第四十四條ノ六、第四十四條ノ八乃至第四十四條

ノ十、第四十四條ノ十一第一項、第四十四條ノ十

一及第四十五條ノ規定ハ蠶絲業組合聯合會ニ之ヲ

準用ス但シ第四十四條ノ八第一項中第六十五條ト

アルハ之ヲ第七十六條トシ第六十三條第一項トア

ルハ之ヲ第七十五條第一項トス

第七十四條第一項中「第五十七條第二號乃至第七號

ノ」ヲ削リ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前二項ニ掲グル者ノ外蠶絲業ニ關係アル法人ハ其

ノ會員ト爲ルコトヲ得

第七十五條第二項及第七十八條第三項中「第三十六

條第一項」ヲ「第四十四條ノ十一第一項」ニ改ム

第七十九條、第四條乃至第六條、第九條第一項、第

十二條乃至第十四條、第四十四條ノ三、第四十四

條ノ八乃至第四十四條ノ十、第四十四條ノ十一第

一項、第四十四條ノ十二、第四十五條、第六十四

條及第六十七條ノ規定ハ日本中央蠶絲會ニ之ヲ準

用ス

第二百二十三條 蠶業法中左ノ通改正ス

第四十四條ノ二中「産業組合中央金庫」ヲ「農林中央

金庫」ニ改ム

第二百二十四條 郵便貯金法中左ノ通改正ス

第四條第三號中「産業組合又ハ産業組合中央金庫」ヲ

「市町村農業會、道府縣農業會、全國農業經濟會、

産業組合、産業組合聯合會又ハ農林中央金庫」ニ改

ム

第二百二十五條 所得稅法中左ノ通改正ス

第十一條第一項第五號中「産業組合貯金」ノ上ニ「市

町村農業會貯金」ヲ加フ

第二十一條第三項中「産業組合貯金」ノ上ニ「市町村

農業會貯金」ヲ、「産業組合」ノ上ニ「市町村農業會

ヲ加フ

第二百二十六條 種馬統制法中左ノ通改正ス

第二條第二項中「畜産組合、畜産組合聯合會」ヲ「馬

匹組合、馬匹組合聯合會」ニ改ム

第十條及附則第八項中「畜産組合又ハ畜産組合聯合

會」ヲ「馬匹組合又ハ馬匹組合聯合會」ニ改ム

第二百二十七條 森林法中左ノ通改正ス

第七十四條ノ六、第七十四條ノ三第一項ノ規定ニ依

リ出資ヲ爲サシムル森林組合聯合會ハ日本勸業銀

行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行又

ハ農林中央金庫ニ對シ所屬組合又ハ所屬聯合會ノ

爲ニ債務ノ保證ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ債務ノ保證ヲ爲シタルトキハ同

項ノ森林組合聯合會ハ銀行又ハ農林中央金庫ノ委

任ヲ受ケ其ノ債權ノ取立ヲ爲スコトヲ得

第二百二十八條 信託業法中左ノ通改正ス

第十一條 第一項第六號中「公共團體」ノ下ニ「市

町村農業會」ヲ加フ

第二十三條 削除

第二百二十九條 製絲業法中左ノ通改正ス

第一條第二項中「産業組合」ノ上ニ「市町村農業會、

道府縣農業會」ヲ加フ

第三百十條 昭和十五年法律第九十二號中左ノ通改正

ス

第二條中「畜産組合、畜産組合聯合會」ヲ「馬匹組合、

馬匹組合聯合會、市町村農業會、道府縣農業會」ニ

改ム

第三百十一條 第七條、第六十六條、第一百八條又

ハ第一百九條ノ規定施行前此等ノ規定ニ依リ改正ニ

係ル畜産組合法、軍馬資源保護法、産業組合法又ハ

産業組合中央金庫法ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ

付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第三百七條、第一百八條又ハ第二百二十二條ノ規定ノ施

行ニ關シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三百十二條 本法ニ規定スルモノノ外本法ノ施行ニ

關シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔參照〕

昭和十五年四月四日法律第九十二號ハ獸醫師法等ノ

臨時特例ニ關スル件ナリ

厚生省人口局の健民特別指導地區設

定に關する要綱その他の決定

厚生省人口局に於いては全國的健民對策の急速實施

の爲の第一着手として「健民特別指導地區」を設定し、

その特別指導により所期の効果を擧ぐると共に之を今

後の全國的健民對策の基礎たらしむることとなつた

が、その健民特別指導地區設定要綱その他之に關する

地方長官宛通牒等を掲ぐれば以下の如くである。

健民特別指導地區設定ニ關スル件

(昭和十七年九月十二日)

(地方長官宛厚生次官通牒)

人口ノ急激ニシテ且永續ナル發展増殖ト其ノ資質ノ飛躍ノ向上トヲ圖リ以テ健民ノ實ヲ擧グル爲政府ニ於テハ種々施策シツ、アルトコロナルモ之ガ急進ナル實現ヲ期スル爲ニハ國民ノ熱意ト關係各方面ノ緊密ナル連絡協調ニ依ル指導助成其ノ他各種施策ノ綜合的且徹底的實施トヲ必要トスルニ鑑ミ今般別紙要綱ニ依リ健民特別指導地區ヲ設定シ特別指導ニ依リ所期ノ效果ヲ擧ゲントス仍テ之ガ實施ニ付萬遺憾ナキヲ期セラレ度尙之ガ實施細目ニ付テハ迫テ指示ノ豫定ニ付地區指定申請ハ右指示ヲ俟ツテ之ヲ行ハルベキモ本年度ニ於テハ不取敢既定豫算ノ執行ニ當リ本要綱ニ則リ重點的ニ支出ヲ行フ方針ナルヲ以テ貴道府縣ニ於ケル豫算執行ニ就テモ本要綱ノ趣旨ニ即應シ支出ヲ行フハ勿論之ガ目的達成ニ遺憾ナキヤウ豫メ御配慮相成度

健民特別指導地區設定要綱

一、趣 旨

人口ノ急激ナル増加ト其ノ資質ノ飛躍ノ向上トヲ圖リ以テ健民ノ實ヲ擧グル爲メ豫テ政府ニ於テハ種々施策シツ、アルトコロナルモ之ガ急進ナル具現ヲ期スル爲ニハ國民ノ之ニ對スル熱意ヲ必要トスルノミナラズ關係各方面ノ緊密ナル連絡協調ニ依リ指導助成其ノ他各種施策ノ綜合的ニシテ且徹底的ナル實施トヲ必要トス仍テ「健民特別指導地區」ヲ設定シ特別指導ニ依リ所期ノ效果ヲ擧グルト共ニ之ニ依ツテ歸納セラル、結果ヲ基礎トシテ全國の健民對策ノ樹立並ニ實施ノ資ト爲スモノトス

二、方 法

一定地域ヲ指定シテ健民特別指導地區トシ之ニ對シ國、道府縣、關係團體等ノ指導助成其ノ他各種施策

ヲ徹底集中シ現在ノ施設ヲ最大限度ニ活用スルト共ニ特ニ必要ト認メラル、事項ニ關シテハ可及的之ガ實現ヲ圖ルコト

三、特別指導ノ對象タルベキ地域ノ名稱

健民特別指導地區(以下單ニ地區ト稱ス)

四、地區ノ規模

地區ノ大サハ概ネ左ノ規準ニ依ルコト

(イ) 原則トシテ町村、市ニ在リテハ町村程度ノ人口ヲ有スル市内一團地トスルコト

(ロ) 必要アル場合ハ市(六大都市ニ在リテハ區)若

ハ保健區又ハ部落程度ノ小規模ノ一團地ト爲スコトヲ得ルコト

五、地區ノ數

地區ノ數ハ各道府縣及六大都市毎ニ概ネ一箇所トスルコト但シ小規模ノ一團地ノ場所ハ之ヲ合シテ一箇

町村程度タラシムルコト

六、地區ノ指定

(イ) 地方長官地區ハヲ選定シ現狀調査ヲ添ヘ厚生大臣ニ地區指定ノ申請ヲ行フコト

(ロ) 指定スベキ地區ハ既ニ保健所ノ設置アル保健區内ノ地域タルベキモノトシ現ニ指定ノ事項ニ關シ特別指導ノ對象タルモノハ特ニ考慮スルコト

(ハ) 地區ノ指定ハ左ノ諸點ヨリ判斷シ指導ヲ要スルト認メラル、地域ニシテ且地元民ノ熱意、指導施設ノ狀況等ニ依リ健民ノ實ヲ擧ゲ得ルモノト認メラル、地域ニ對シテ之ヲ行フコト

1 出生率ノ狀況

2 流早死産ノ狀況

3 乳幼児死亡ノ狀況

4 結核蔓延ノ狀況

5 國民體力法ニ依リ體力検査及壯丁検査ノ成績

6 體力鍊成ノ狀況

7 環境衛生ノ狀況

8 其ノ他

(三) 地區ノ指定ハ厚生大臣之ヲ行フコト

七、指定後ノ措置

(イ) 地區ノ指定アリタルトキハ地方長官ハ直チニ指定地區毎ニ基礎調査ヲ行ヒ差シ當リ三箇年ヲ限リ健民特別指導計畫ヲ樹立シ厚生大臣ノ承認ヲ得テ之ガ實施ニ着手スルコト

(ロ) 指定地區ニ對シテハ政府ハ厚生省(厚生科學研究所及人口問題研究所ヲ含ム)ヲ中心トシ各省協力ノ下ニ指導助成ヲ之ニ集中スルコト

(ハ) 道府縣、公共團體及關係團體等ハ政府ノ方針ニ即應シ指導ヲ之ニ集中スルコト

八、健民特別指導委員會

健民特別指導ノ徹底ヲ期スル爲道府縣ニハ地方長官ヲ委員長トスル道府縣健民特別指導委員會、厚生省ニハ厚生次官ヲ委員長トスル厚生省健民特別指導委員會ヲ設置スルコト

九、其ノ他

健民特別指導ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ムルコト

健民特別指導地區基礎調査事項ニ

關スル件

(昭和十八年一月二十一日)

内政部長宛厚生省人口局庶務課長通牒

健民特別指導地區ニ付行フベキ基礎調査事項ニ關シテ

ハ概ネ別紙(一)ニ依リ地區ノ基礎調査ヲ行フニ當リ必要ナル調査票ニ關シテハ別紙(二)ニ依リ御取計相成度(別紙一)

健民特別指導地區基礎調査事項

健民特別指導地區ニ付行フベキ基礎調査ノ事項トシテハ昭和十三年三月二十六日衛發第九〇號指導課長名廳府警察部長宛保健所業務開始ニ關スル通牒(別添一參照)中四ノ保健所ニ於テ調査スベキ事項ノ外左記各項ヲ附加スルモノトス

記

- 一、國勢調査各年次別戶數及男女別人口(可成現住人口モ調査ノコト)
- 一、業種別工場數及性別年齡別職工數(現在)(業種ハ昭和十五年國勢調査ノ結果表章ニ用フベキ業種分類ノ大分類(昭和十五年十一月二十七日官報登載ニ依ルコト)
- 一、學校別、性別、年齡別、兒童數並ニ性別教員數(現在)(分校ハ一校トシテ〇〇分校ノ如ク記載スルコト)
- 一、性別、職業別、出稼者數調(現在)
- 一、地區内ヨリ地區外通勤、通學者數調(現在)
- 一、地區外ヨリ地區内通勤、通學者數調(現在)
- 一、男女別、年齡別有配偶數及有配偶率(現在)
- 一、男女別、初婚年齡調(現住民ニ就テ)
- 一、女子年齡別出生及死産率(各年齡千ニ付)(現住民ニ就テ)
- 一、乳兒性別月齡別死亡實數及死亡率(最近一年間)
- 一、幼兒各歲別死因別死亡實數及死亡率(可成五ヶ年間)

間

- 一、妊娠、分娩、産褥ニ原因スル死亡婦人數(最近五ヶ年間)
 - 一、性別、年齡別、歸郷者數及其内譯(現在調)
 - 一、國民健康保險其ノ他ノ診療ニヨル病類別罹病者數及罹病率
 - 一、法定傳染病月別患者數及死亡數(最近五ヶ年間)
 - 一、法定傳染病年次別年齡別(五歲階級別)患者數及死亡數(最近十ヶ年間)
 - 一、體力檢査成績(結果報告書寫)(地區ニ於テ事務所、商店、工場、事業場等ノ事業主又ハ管理人若ハ各屋長ノ施行セルモノヲ言ム)
 - 一、乳幼兒一齊檢査成績
 - 一、體力檢査成績(年次別年齡別)
- 尚昭和十三年三月二十六日衛發第九〇號通牒ニヨル保健所ニ於テ調査スベキ事項中「地域内町村壯丁檢査成績」(既往十ヶ年間)ハ本調査ニ於テハ之ヲ省略シ左記各項ハ次ノ如ク改訂スルモノトス

記

- 一、地域内町村衛生費調
 - 一、地域内町村別衛生費及衛生費ノ總經費ニ對スル比率
 - 一、地域内町村別醫師、齒科醫師、藥劑師、産婆調ニハ保健婦ヲ加フ
 - 一、地域内町村別年齡別男女別人口ノ年齡階級八〇歳ヨリ四歳迄ハ各歲別トシ五歳以上ハ五歳別トス
- 〔參照別添一〕
- 八保健所業務開始ニ關スル件
(昭和十三年三月二十六日衛發第九〇號)
(廳府警察部長宛指導課長)

◎保健所ニ於テ調査スベキ資料

- 一、地域内町村別壯丁檢査成績 (既往十ヶ年間)
- 一、地域内町村別生産、死亡、死産、乳兒死亡率 (〃〃)
- 一、地域内町村別結核死亡 (〃〃)
- 一、地域内町村別死亡原因 (〃〃)
- 一、地域内町村トラホーム患者 (〃〃)
- 一、地域内町村別法定傳染病患者死亡 (〃〃)
- 一、地域内町村別隔離病舎及收容數 (〃〃)
- 一、地域内町村別飲料水(種類)及水質檢査狀況 (〃〃)
- 一、地域内町村別花柳病、癩、精神病患者統計 (〃〃)
- 一、地域内町村別要救療者ノ調査 (〃〃)
- 一、地域内町村別近視ノ統計 (〃〃)
- 一、地域内町村別地方榮養概評ノ統計 (〃〃)
- 一、地域内町村別地方病原蟲病調査 (〃〃)
- 一、地域内町村別盲者、啞者、其ノ他ノ不具發疾調査 (〃〃)
- 一、地域内町村別職業別戶數 (〃〃)
- 一、地域内町村別農、水産物生産高 (〃〃)
- 一、地域内山地、水田、畑地ノ割合 (〃〃)
- 一、其ノ地方ノ一年間ノ溫度、濕度、風向、降雨量、雪量等ノ調査 (〃〃)

(別紙二)

秘

健民特別指導地區基礎調査票

調査年月日

調査員檢印

現在者 (甲)											各欄記入上特ニ注意スベキ點						
3	2	1	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	(1) 氏名	(2) 世帯ニ於ケル地位	(3) 男女ノ別	(4) 出生ノ年月日	(5) 配偶ノ關係
													一、昭和 年 月 日 時 ニ世帯内ニ現在シタ者ハ總テ漏ラク「甲」ノ欄ニ記入シテ下サイ 二、昭和 年 月 日 時 ニ偶、夜業、夜勤、宿直、商用、旅行等ノ爲、其ノ世帯ニ不在デアツテモ其ノ世帯ノ在ル場所ヲ常住地トスルモノハ總テ記入シテ下サイ 三、未ダ命名シナイモノハ名ヅケズト記入シテ下サイ 四、歸郷者(長期ニ互ツテ居住スル目的ヲ以テ歸郷後一ケ年以内ノモノ)ハ姓名ノ右上ニ病氣ノ爲歸郷シタルモノハ・印其ノ他ハ○ヲ付ケテ下サイ 五、出郷者(ハ乙欄ニ記入シテ下サイ)	一、普通ノ世帯デハ世帯主ハ主人、其ノ他ノ者ハ世帯主トノ續柄又ハ關係ヲ妻、父母、長男、長男ノ妻、女中等ト記入シテ下サイ 二、準世帯ニ在ルモノハ準世帯トノ關係ヲ寄留人、患者、宿泊人、事務員等ト記入シテ下サイ	一、男ハ○ 女ハ◎ ニ○印ヲツケテ下サイ	一、實際ニ生レタ年月日ヲ記入シテ下サイ 二、生レタ年月日全然不詳ノ場合ニハ「凡何歲」ト記入シテ下サイ	一、マダ結婚シタコトノナイ者ハ未婚ト記入シテ下サイ 二、有配偶者ニシテ結婚届ラシテイナイ者ハ有配ト記入シテ下サイ 三、配偶者ニ死別又ハ離別シテ現ニ獨身デ居ル者ハ死別又ハ離別ト記入シテ下サイ 四、既婚者ハ初メテ結婚シタ年齡ヲ「初婚何歲」ト記入シテ下サイ

注意

- 一、文字ハ明瞭ニ黒又ハ青インキデ記入シテ下サイ
- 二、同一ノ記入事項モ「同」又ハ「同」ト記入セズニ繰返シテ記入シテ下サイ
- 三、裏面ノ記入例ヲヨク見テカラ記入シテ下サイ

調査票記入者住所氏名

(6)

職

業

場所

(7)

出

生

地

(8)

民

籍

又ハ

國

籍

(イ) 職名及職業上ノ地位

(ロ) 職業ノ場所

(7) 出生地

(8) 民籍又ハ國籍

一、職業アル者ハ農工商等ノ總稱
 會社員職工等ノ略稱ヲ用ヒズ其ノ種類、職業
 上ノ身分勤柄等ガ明ラカニナルヤウナ呼稱ヲ
 記入シテ下サイ 例ヘバ××國民學校訓導、
 ○○會社金屬旋盤工、△△製造工等ノ如ク記
 入シテ下サイ
 二、農作ニ従事スル者ハ自作、小作、自作兼小
 作ニ區別シテ記入シテ下サイ
 三、家族ニシテ世帯主、其ノ他ノ家族ノ業務ヲ
 補助スル者ハ其ノ従事スル職名ヲ記入シテ手
 助ト附記シテ下サイ
 四、職業ガナク收入ニヨリ生計ヲ立テテ居ル者
 ハ恩給年金、地代、小作料、家賃、公債利子、
 配當金ノ如ク收入ノ種類ヲ記入シテ下サイ
 五、職業ガナク學校ニ通學スル者ハ○學校生
 徒、△大學學生ト記入シテ下サイ
 六、職業モ收入モナク通學モデキナイモノハ
 「ナシ」ト記入シテ下サイ

一、職業ニ従事スル場所(例ヘバ會社ノ所
 在地等)ノ道府縣郡市區町村名ヲ記入シ
 テ下サイ
 二、自宅デ従事スル者又ハ自家ノ田畑、山
 林テ働ク者ハ自宅ト記入シテ下サイ
 三、從業ノ場所ガ全ク一定シテ居ナイ者ハ
 不定ト記入シテ下サイ
 四、村内ノ學校ニ通學スル者ハ自村、村外
 ノ學校ニ通學スルモノハ學校ノ所在スル
 道府縣郡市區町村名ヲ記入シテ下サイ

一、村内デ生レタ者ハ自村、村外デ
 生レタ者ハ出生地ノ道府縣郡市區
 町村名ヲ記入シテ下サイ
 二、出生地ノ市町村不明ノ者ハ道府
 縣名ヲ記入シテ下サイ
 三、出生地ノ全ク不明ナルモノハ不
 明ト記入シテ下サイ
 四、朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ
 南洋ト記入シテ下サイ
 五、外國デ生レタ者ハ其ノ國名及地
 方名ヲ記入シテ下サイ
 六、航海中ノ船舶内デ生レタ者ハ水
 上ト記入シテ下サイ

一、地域内町村別年齢別男女別人口

(〇歳—一歳、一歳—五歳、七歳—十四歳、十五歳—四十歳、四十五歳—以上)

二、地域内町村別學齡不就學兒童數

一、地域内町村別工場調査

二、地域内町村食品市場屠場及牛乳搾取處理場調査

一、地域内ニ於ケル榮養指導施設(學校給食ヲ含ム)

一、地域内町村別母乳榮養代用品使用狀況

一、地域内町村別貧富調査 △註 納税額別ヲドニ依ル

一、地域内町村別衛生費調査

一、地域内關係團體(衛生、社會事業、社會教化、産業組合等)調査

一、地域内町村別醫師、齒科醫師、藥劑師、產婆

一、地域内町村別診療機關調査

◎保健所ニ於テ作製スベキ地圖

一、地域内ニ於ケル保健所々在地ト各町村トノ距離交通ヲ表セル地圖

一、地域内町村(又ハ部落、町區)別ニ出生率(實數比例)死産率(實數比例)ト産婆ノ分布ヲ示セル地圖

一、地域内町村別死亡(實數出生百ニ付死亡比)ト診療機關及産婆ノ分布ヲ示セル地圖

一、地域内町村別結核死又ハ結核患(實數比例)ヲ示セル地圖

一、地域内トラホーム患者分布(實數比例)ヲ表セル地圖(壯丁、學童其ノ他ノ資料ヨリ作成ス)

一、地域内町村別死亡原因別地圖(主ナル死因又ハ特殊疾病、脚氣、瘧疾ノ他地方特別ナル疾病)

一、地域内町村別各人體寄生蟲感染濃度ヲ示セル地圖

圖(資料ハ學校生徒農村民居等ノ便檢査成績ニ依ル)

- 一、地域内山地、水田、畑地ヲ示セル地圖
- 一、地域内學校、寺院、公會堂等ノ分布圖

健民特別指導地區指定ニ關スル件

依(命)通牒(昭和十七年十二月二十二日) 地方長官宛厚生次官通牒

健民國策ヲ急速ニ具現スル爲健民特別指導地區ヲ設定シ之ガ目的達成ヲ期スルコト相成候處今般費縣ニ於テハ左ノモノヲ健民特別指導地區トシテ指定相成候條左記各項了承ノ上之ガ實施ニ付萬遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

健民特別指導地區トシテ指定セラレタルモノ

記

一、昭和十七年九月十二日發人第一一五號健民特別指導地區設定ニ關スル依命通牒中「健民特別指導地區設定要綱」七(イ)ニ則リ速ニ健民特別指導計畫ヲ樹立ノ上厚生大臣ノ承認ヲ受クルコト

二、健民特別指導地區(以下單ニ地區ト稱ス)民ノ體力向上ヲ圖ル爲國民體力法第六條ノ二第一項並ニ同法施行令第二十二條ノ二第一項第三號ニ依リ指定ヲ行フコト而シテ右措置ヲ行フ爲同法施行規則第十一條ノ規定ニ基キ厚生大臣ノ承認ヲ受クルコト

三、健民特別指導ノ業務ヲ擔當セシムル爲、國民體力管理事務囑託(昭和十七年五月二十二日人發第五八二號人口局長通牒國民體力管理事務囑託ノ配置ニ關スル件参照)ヲ更ニ二名配置ス

第二項ノ措置及ビ第三項ノ經費其ノ他地區内ノ國民

體力法施行ノ徹底ヲ期スル爲左ノ通算配賦ノ見込ナルコト

- 檢査費 圓
- 療養指導費 圓
- 給與 圓
- 囑託旅費 圓

五、地區ノ直接指導ニ當ルベキ保健所ノ經營費補助ハ都市關係ハ三〇、〇〇〇圓(農山漁村關係ハ二五、〇〇〇圓)ノ三分ノ一迄トス

六、地區ニ於ケル保健指導ニ從事セシムル爲道府縣ニ於テ保健婦ヲ設置シタル場合ハ左ニ依リ助成ヲ行フ

イ、設置スベキ保健婦ハ道府縣又ハ六大都市ノ保健婦トシ一地區一名ノ豫定ナルコト但シ當該地區ガ人口稠密其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テハ右ノ外一名以上ノ増置ヲ認ムルコトアルベキコト

ロ、國庫補助ハ一人當設置費年額八百圓ノ四分ノ一タルベキコト

七、地區ニ於ケル國民優生思想ノ啓發ニ資スル爲左ノ通國費配賦ノ見込ナルコト

(款) 人口對策諸費

(項) 國民優生思想啓發費

(目) 應費 一〇〇圓

八、地區内ニ於ケル妊産婦、乳幼児ノ保健指導ヲ徹底スル爲左ノ費用ノ支出ニ當リテハ地區ニ對シ優先且重點的ニ之ヲ爲スコト

イ、兒童保護思想啓發費 (國費配賦)

ロ、乳幼児體力向上指導費 (〃)

ハ、妊産婦保健指導費補助 (〃)

ニ、季節保育所費補助 (國庫補助)

九、地區内ニ於ケル寄生蟲病豫防ノ爲左ノ助成ヲ行フ

イ、國庫補助ハ一戸當施設費六五圓ノ三分ノ一トス

ロ、施設箇所數ハ別途申請ニ依リ決定スルモノトス

十、健民特別指導ノ效果ヲ舉グル爲地區ニ於ケル國民

健康保險組合ニ對シテハ左ニ依リ指導助成ヲ行フ

〔別添〕

イ、地區ニ國民健康保險組合ノ設立ナキ場合ハ指定

ト同時ニ組合ヲ設立セシムルコト

ロ、結核疾患ニ對スル療養給付期間ヲ特ニ一年延長

セシメ之ガ給付ニ對シ一部負擔三割ヲ控除シタル

額ノ八割以内ヲ補助ス但シ其ノ金額ハ被保險者人

頭割五十錢ヲ超ヘザルコト

ハ、國民健康保險一般國庫補助金ノ外特別補助トシ

テ被保險者一人當年二十錢ヲ交付スルコト

健民特別指導地區經費配分額調 (地方管理諸費分)

府縣名	地區名	地區内人口	検査費	療養指導費	嘱託	計
青森	小湊町	六,000	二,500	一,200	八,000	一三,700
岩手	御明神村	三,500	六,300	七,000	一七,000	三〇,300
宮城	長岡村	三,100	五,500	六,000	一四,600	二五,100
秋田	鷹巣町	五,700	一〇,200	一,100	一六,000	二七,000
山形	北平田村	二,700	四,800	五,000	一四,600	二二,400
福島	渡邊村	二,000	三,600	四,000	一〇,600	一六,200
茨城	東那珂村	三,100	五,700	六,000	一四,800	二四,500
栃木	今市町	四,000	七,700	八,000	一九,700	三〇,400
群馬	細野村	三,500	五,900	六,500	一五,900	二五,300
埼玉	玉井村	三,900	七,800	一,100	一六,800	二五,700
茨城	川口南青木町	一,300	三,400	三,700	一〇,800	一六,900
滋賀	東黒田村	三,600	六,400	七,100	一七,100	二七,600
東京	恩方村	三,900	七,000	七,000	一七,000	二七,900
神奈川	成瀬村	三,900	五,300	五,000	一四,200	二二,400
新潟	根岸村	三,500	五,700	六,000	一五,200	二四,900
石川	瀧尾村	三,500	五,000	五,000	一三,000	二一,000
福井	朝日村	四,900	八,800	九,000	二二,700	三四,400
山梨	梨柏村	二,800	五,000	五,000	一二,000	一九,000
長野	中鹽田村	四,700	八,400	九,000	二二,100	三三,800
岐阜	山之上村	三,300	五,100	五,000	一三,400	二一,700
静岡	岡中郷村	五,800	一〇,400	一,600	一七,800	二九,600
愛知	今伊勢町	一〇,100	一八,300	二,000	三〇,400	四八,700
千葉	中郷村	三,300	六,600	九,900	一九,800	二九,700
〃	中根村	二,500	五,000	七,500	一五,000	二二,500
京都	千歳馬路村	三,100	五,800	六,000	一四,900	二二,800
奈良	帶解町	二,500	四,500	五,000	一二,000	一八,500
兵庫	龍野町	六,000	一,500	一,200	八,700	一三,900
〃	神戸市灘區河原	五,900	一〇,600	一,600	一八,100	二八,300
〃	大阪千早村	二,300	四,100	四,600	一〇,000	一五,700
〃	大阪市大正區	一三,100	五五,200	六,100	七四,400	一〇三,700
鳥取	西郷村	二,400	四,300	四,600	一一,300	一七,200
島根	根加茂町	六,700	一〇,600	一,300	一八,600	二八,500
岡山	山三幡村	二,400	四,300	四,600	一一,300	一七,200
廣島	島引野村	二,500	四,300	四,600	一一,400	一七,300
山口	口豊田下對	一,900	三,400	三,600	八,900	一三,900
香川	龍川村	三,000	七,000	七,600	一七,600	二七,600
愛媛	菅田村	三,400	六,100	六,000	一五,500	二三,600
高知	吉良川町	四,600	八,200	九,300	二二,100	三三,600
福岡	岡劍村	二,100	三,000	三,000	八,100	一二,100
〃	桂川町	一,900	三,500	三,500	八,900	一二,900
佐賀	鏡川村	四,300	七,500	八,000	一九,800	二九,300
熊本	山鹿町	九,400	一六,900	一八,000	四四,300	六八,200
大分	東耶馬溪村	三,500	四,300	四,600	一二,400	一八,900
計	四十三地區	—	四一六,300	四七三,400	八三一九,400	一,七〇九,100

検査費 圓

療養指導費 圓

給與 圓

囑託旅費 圓

五、地區ノ直接指導ニ當ルベキ保健所ノ經常費補助ハ

都市關係ハ三〇、〇〇〇圓（農山漁村關係ハ二五、〇〇〇圓）ノ三分ノ一迄トス

六、地區ニ於ケル保健指導ニ從事セシムル爲道府縣ニ

於テ保健婦ヲ設置シタル場合ハ左ニ依リ助成ヲ行フ

イ 設置スベキ保健婦ハ道府縣又ハ六大都市ノ保健婦トシ一地區一名ノ豫定ナルコト但シ當該地區ガ

人口稠密其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テハ右ノ

外一名以上ノ増置ヲ認ムルコトアルベキコト

ロ 國庫補助ハ一人當設置費年額八百圓ノ四分ノ一

タルベキコト

七、地區内ニ於ケル妊産婦、乳幼児ノ保健指導ヲ徹底

スル爲左ノ費用ノ支出ニ當リテハ地區ニ對シ優先且

重點的ニ之ヲ爲スコト

イ 兒童保護思想啓發費（國費配賦）

ロ 乳幼児體力向上指導費（〃）

ハ 妊産婦保健指導費補助（國庫補助）

ニ 季節保育所費補助（〃）

八、地區内ニ於テ昭和十五年六月十日附豫第五五號厚

生次官通牒ニ基キ寄生蟲病豫防施設ヲ爲ス場合ハ左

ノ助成ヲ行フ

イ 國庫補助ハ府縣支出額ノ三分ノ一トス（一戸當

施設費六五圓以内）

ロ 施設府縣ハ申請ニ依リ決定スルモノトス

九、健民特別指導ノ效果ヲ舉グル爲地區ニ於ケル國民

健康保險組合ニ對シテハ左ニ依リ指導助成ヲ行フ

イ 地區ニ國民健康保險組合ノ設立ナキ場合ハ指定

ト同時ニ組合ヲ設立セシムルコト

ロ 結核性疾患ニ對スル療養給付期間ヲ特ニ二年ニ

延長セシメ之ガ給付ニ對シ一部負擔三割ヲ控除シ

タル額ノ八割以内ヲ補助ス但シ其ノ金額ハ被保險

者人頭割五十錢ヲ超ヘザルコト

ハ 國民健康保險一般國庫補助金ノ外特別補助トシ

テ被保險者一人當年二十錢ヲ交付スルコト

獨逸に於ける強制勞務令の公布

昭和十八年一月廿八日の伯林發同盟通信電報の報ず

るところによると、獨逸政府に於ては同日人的資源長

官ザウケル博士の名を以て強制勞務令を公布した。東

部戦線の重大化に伴ひ男女勞力を遺憾なく國防任務遂

行の爲に徵用することを目的としたもので、その要旨

を掲ぐれば次の如くである。

一、十六歳以上六十五歳迄のドイツ男子、十七歳以上

四十五歳迄のドイツ女子は勞働局の調査に基き、

國家緊急の必要が存する限度においてドイツ國の國

防任務遂行のために招集される。

一、勞役は國防に關聯する一切の任務であるが、勞働局

において招集したのち各個人に就て技能並に事情を

調査し適當な國防任務を振當てる。調査に際しては

各個人は十分身邊の事情を申し出ることが出来る。

一、特に婦人の場合においては自動的に勞役に服する

やうなことなく、勞働局において各個に慎重調査を

加へるが、服務に決定しても、婦人は現在の居住地

一、特に次の除外例を認める。(イ)現在重要な産業部門

に於て一週間四十八時間以上の勞役に従事してゐる

男女(ロ)本業として農業に従事し、乃至公共事業に

従事する男女(ハ)五人以上の雇人を要する獨立の經

營主(ニ)十六歳以上の男子乃至十七歳以上の女子で

も公認された學校に通學してゐる場合(ホ)外國人並

に聖職者、但し無國籍の男女は除外されない(ヘ)妊

産婦、竝に學齡即ち五歳以下の幼児一人或は六歳以

上十四歳以下の小兒二人と同居扶養してゐる母。

伊太利に於ける女子徵用制度の制定

女子動員は現世界大戰下の國際的現象であるが、外

國電報の傳へる所によると、伊太利に於いては本一九

四二年に於いて一九二四年生れの男子動員を行ふと共

に、女子の一般産業部門への徵用制度を制定し、その

第一歩として三月一日以降運輸業(長距離を除く)、劇

場、シネマ等に於いて老人、又は戰傷者以外の男子の

使用を禁止し、未就勞の未婚女子を之に代へて強制的

に就勞せしむることとなつた。

なほ此の制度は今後は更に範圍を擴充し、カフェー、

バー、料理店、呉服店、食料品店、婦人帽子店等にも

適用せられる方針であるといふ。

× × ×

× × ×

検査費 圓

療養指導費 圓

給與 圓

囑託旅費 圓

五、地區ノ直接指導ニ當ルベキ保健所ノ經常費補助ハ

都市關係ハ三〇、〇〇〇圓（農山漁村關係ハ二五、〇

〇〇圓）ノ三分ノ一迄トス

六、地區ニ於ケル保健指導ニ從事セシムル爲道府縣ニ

於テ保健婦ヲ設置シタル場合ハ左ニ依リ助成ヲ行フ

イ 設置スベキ保健婦ハ道府縣又ハ六大都市ノ保健

婦トシ一地區一名ノ豫定ナルコト但シ當該地區ガ

人口稠密其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テハ右ノ

外一名以上ノ増置ヲ認ムルコトアルベキコト

ロ 國庫補助ハ一人當設置費年額八百圓ノ四分ノ一

タルベキコト

七、地區内ニ於ケル妊産婦、乳幼児ノ保健指導ヲ徹底

スル爲左ノ費用ノ支出ニ當リテハ地區ニ對シ優先且

重點的ニ之ヲ爲スコト

イ 兒童保護思想啓發費（國費配賦）

ロ 乳幼児體力向上指導費（〃）

ハ 妊産婦保健指導費補助（國庫補助）

ニ 季節保育所費補助（〃）

八、地區内ニ於テ昭和十五年六月十日附豫第五五號厚

生次官通牒ニ基キ寄生蟲病豫防施設ヲ爲ス場合ハ左

ノ助成ヲ行フ

イ 國庫補助ハ府縣支出額ノ三分ノ一トス（一戸當

施設費六五圓以内）

ロ 施設府縣ハ申請ニ依リ決定スルモノトス

九、健民特別指導ノ效果ヲ舉ゲル爲地區ニ於ケル國民

健康保險組合ニ對シテハ左ニ依リ指導助成ヲ行フ

イ 地區ニ國民健康保險組合ノ設立ナキ場合ハ指定

ト同時ニ組合ヲ設立セシムルコト

ロ 結核性疾患ニ對スル療養給付期間ヲ特ニ二年ニ

延長セシメ之ガ給付ニ對シ一部負擔三割ヲ控除シ

タル額ノ八割以内ヲ補助ス但シ其ノ金額ハ被保險

者人頭割五十錢ヲ超ヘザルコト

ハ 國民健康保險一般國庫補助金ノ外特別補助トシ

テ被保險者一人當年二十錢ヲ交付スルコト

獨逸に於ける強制勞務令の公布

昭和十八年一月廿八日の伯林發同盟通信電報の報ず

るところによると、獨逸政府に於ては同日人的資源長

官ザウケル博士の名を以て強制勞務令を公布した。東

部戦線の重大化に伴ひ男女勞力を遺憾なく國防任務遂

行の爲に徵用することを目的としたもので、その要旨

を掲ぐれば次の如くである。

一、十六歳以上六十五歳迄のドイツ男子、十七歳以上

四十五歳迄のドイツ女子は勞働局の調査に基き、

國家緊急の必要が存する限度においてドイツ國の國

防任務遂行のために招集される。

一、勞役は國防に關聯する一切の任務であるが、勞働局

において招集したのち各個人に就て技能並に事情を

調査し適當な國防任務を振當てる。調査に際しては

各個人は十分身邊の事情を申し出ることが出来る。

一、特に婦人の場合においては自動的に勞役に服する

やうなことなく、勞働局において各個に慎重調査を

加へるが、服務に決定しても、婦人は現在の居住地

域において勞役に従事する。

一、特に次の除外例を認める。(イ)現在重要な産業部門

に於て一週間四十八時間以上の勞役に従事してゐる

男女(ロ)本業として農業に従事し、乃至公共事業に

従事する男女(ハ)五人以上の雇人を要する獨立の經

營主(ニ)十六歳以上の男子乃至十七歳以上の女子で

も公認された學校に通學してゐる場合(ホ)外國人並

に聖職者、但し無國籍の男女は除外されない(ヘ)妊

産婦、竝に學齡即ち五歳以下の幼児一人或は六歳以

上十四歳以下の小兒二人と同居扶養してゐる母。

伊太利に於ける女子徵用制度の制定

女子動員は現世界大戰下の國際的現象であるが、外

國電報の傳へる所によると、伊太利に於いては本一九

四二年に於いて一九二四年生れの男子動員を行ふと共

に、女子の一般産業部門への徵用制度を制定し、その

第一歩として三月一日以降運輸業(長距離を除く)、劇

場、シネマ等に於いて老人、又は戰傷者以外の男子の

使用を禁止し、未就勞の未婚女子を之に代へて強制的

に就勞せしむることとなつた。

なほ此の制度は今後は更に範圍を擴充し、カフェー、

バー、料理店、呉服店、食料品店、婦人帽子店等にも

適用せられる方針であるといふ。

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×